

決算審査特別委員会

平成13年9月13日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長 小野 隆雄

委員長 萬里川 美代子

副委員長 里川 宜志子

出席委員

森河 昌之

山本 直子

松田 正

里川 宜志子

西谷 剛周

浅井 正八

理事者出席

町 長 小城 利重

助 役 芳村 是

収入 役 中野 秀樹

教 育 長 栗本 裕美

総務部長 植村 哲男

総務課長 西本 喜一

総務課参事 吉田 昌敬

企画財政課長 池田 善紀

企画財政課参事 野口 英治

税 務 課 長 植嶋 滋継

住民生活部長 中井 克己

福 祉 課 長 浦口 隆

健康推進課長 西田 哲也

環境対策課長 清水 孝悦

住民課長 阪野 輝男

都市建設部長 鍵田 徳光

建設課長 堤和 雄

観光産業課長 杉本 正二

都市整備課長 藤本 宗司

教委総務課長 清水 建也

生涯学習課長 水田 美文

上下水道部長 辻 善次

下水道課長 田口 好夫

代表監査委員 辰巳 忠次

監査委員 木田 守彦

監査委員書記 藤原 伸宏

議会事務局職員

議会事務局長 小野 美枝子

係 長 上埜 幸弘

(午前9時00分 開会)

○小野議長 おはようございます。

本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝よりご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまより、本会議から付託を受けました平成12年度斑鳩町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため暫時休憩いたします。

○小野議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に萬里川委員、副委員長に里川委員を互選されましたので、お二人にはよろしく願いいたします。

ここで委員長と交代のため、暫時休憩いたします。

○萬里川委員長 それでは、再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会の委員長を努めさせていただきます。里川副委員長とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いを申し上げます。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされますように努められ、スムーズに審査ができますようお願いしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。署名委員に森河委員、山本委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

初めに、町長のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 おはようございます。

去る6日の本会議から付託をされました認定第4号 平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、特別会計、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号の件につきましては、8月6日から13日までの間、6日間の会議を経まして、堯巳代表監査委員に克明に監査を受けられたと思います。どうか皆さん方、慎重審議を経まして決算の認定をいただきますよう心からお願いいたしまして、冒頭のあいさつといたします。ありがとうございました。

○萬里川委員長 それでは、本会議から付託を受けました認定第4号 平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成12年度斑鳩町老人保健特

別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場
特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成12年度斑鳩町大字龍田財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号 平成12年度斑鳩町介護保険事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括上程し、議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

最初に、代表監査委員さんの方から、決算審査意見に基づく報告を受けた後、委員の皆様方から意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について収入役からの説明を受け、これに対する質疑を行った後、歳出について各款ごとに説明、質疑を行い、その後、歳入全般についての説明、質疑を行い、次に各特別会計については会計ごとに所管部長から説明を受けた後、それぞれ質疑を行うことで審査を進めてまいりたいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○万里川委員長 ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。

まず初めに、辰巳代表監査委員さんの方から、審査結果に基づきご報告をお受けしたいと思えます。辰巳監査委員。

○辰巳代表監査委員 去る8月3日から13日までの間、いろいろ担当の課長さんにおいていただきまして、質問あるいはいろんな関係書類を拝見いたしまして、決算の審査をさせていただきました。

審査の結果につきましては、決算審査意見書の3ページに書いてますとおり、歳入歳出決算書、実質収支に関する調査、歳入歳出決算事項別明細書、それから財産に関する調査、いずれも各決算書類、法令に従って作成されておられまして、当年度収支を正確に示しているということでございます。

審査意見は以上のとおりでございますが、意見書にも少し書かせてもらってるわけですが、若干コメントをさせていただきます。

まず、一般会計についてでございますが、ここに書いてますように、意見書に書いてますように、12年度一般会計は、行財政改革と効率的な財政運営の推進、以下7項目の重点施策ということで予算を組まれまして、特に当年度の重点施策ということにつきまして、町長さんの4年間の重点施策というように聞いておりますが、そういった重点施策ということで予算を組まれました。予算の段階で、前年度に対して7.6%減の最終予算規模

ということで予算を組まれまして、それから決算では結局、11.3%という歳出額が前年度より圧縮されまして決算を終わられたということでございます。

こういった会計というのは普通、単式簿記、複式簿記、それから収支会計、それから発生主義会計というのがあるんですが、こういった財政、現在、単式簿記の収支会計、現金収支ということをごどもやっておるわけですが、その決算書では、歳入は90億3,446万1,000円、それから歳出が85億3,511万7,000円ということで、差し引き4億9,934万4,000円という収支の結果なんで、これは単に現金に対しての残高でございまして、90億3,400から前年度の繰越金、これを引きますと、実質的には当年度の歳入は84億9,600万ということでございます。それから、歳出の方は85億3,500万でございますが、前年度の繰り越し財源、繰越明許費の当年度費2,735万円を引きますと、実質的な当年度現金支出85億7,000万円、それから繰り越し財源の1億余りを加えまして86億8,000万というのが、当年度の実質的な歳出ということになりまして、単年度では1億1,100万余りのマイナスになるということでございます。

しかしながら、基金の繰り入れが3,499万、それから町債の繰上償還が4億3,300万、そういったものを特別に加えておるわけでございますが、そういったものを歳出いたしますと、修正分の歳出は81億3,900万ということでございまして、差し引き3億5,689万5,000円は実質収支の黒字になるということで、なかなか歳入歳出決算書、これは自治省令か何かでフォームが決まっておるのでありますが、なかなかこの辺が私らも見ても初めなかなかわからなかったという。だけど、実質的にはそういうことだろうと思うんです。

過去5年間の平均の実質収支は、3億5,200万、ほとんど平均で黒字でございます。ほぼ平均的な黒字、形式的には平均的な黒字になるということでございます。

しかし、内容をよく見ますと、平成9年度は実質地方債が5億6,600万ふえておりますが、10年度は3億2,500、11年度は8億1,400、12年度にいたりましては11億3,900万償還しておられますので、それを全部歳出に入っておりますから、それを省いてみますと、実質収支はかなり改善しておられます。相当、地方債の圧縮に努めておられるというふうになろうかと思えます。その公債、地方債でございますが、現在、一般会計で約101億8,800万、下水道で35億1,800万、それから水道事業会計で21億ほどの借入金、それから土地開発公社で25億ほどの借入金、合計183億の公債、地

方債が全部であるわけでございまして、一方で財政調整基金が13億7,200万、減債基金が1億5,800、合計で15億3,100万基金がございまして、差し引きすると168億というふうな、今後償還していかなければならない地方債があるというところでございます。

下水道、あるいは上水道につきましては、使用料、利用料から償還が行われるということになるかと思いますが、あるいは開発公社は土地の売却収益から償還していかれるということになるんだろうと思います。残りは一般会計から支出ということになるんだろうと思います。

平成20年では52億まで下がるという見込んでおられるようでございますが、こういった全体の地方債、こういった利用料、使用料からこのぐらい埋めて、そして、一般会計はこれぐらいになっていかなければならない。今後、町税どれぐらい伸びるのか、こんな不景気でございまして、税収は余り伸びない。国の方も財政が余りよくないようで、どれだけ交付税や何やかや出てくるということはなかなか今、読み切れ得ないかもわからない。

そうしますと、そういった使用料、利用料というふうな負担から出していかない分は、一般の歳出から出していかなければならないということになるんだろうと思いますが、その辺が、斑鳩町貸借対照表をつくっておられるんですが、収支計算と貸借対照表という誘導式で合わせてつくっていただく。あるいは、将来の償還計画も収支の計算の見積もりがあって、それからこういうふうに戻していくというふうな、もうひとつその辺がよくわからないところで、それをどういうふうにするのか。収支計算はどのぐらいの見積もりなのか、将来の収支を見積もっていくと、そういうことを明らかにしていかないと、この辺の議会の方々にはよくおわかりになるんでしょうが、一般の人々にはわからない。その分だけいろんな支出を切り詰めなければならぬということがあるかもわからないということで、その辺は十分今後検討していかなければならないんじゃないかというふうに思います。

どっちにしましても百何十億という公債は、いずれの町村もそういうことなんだろうと思います。町の収入が90億、ここで百何十億ということは、普通の一般企業では年間の売り上げよりも大きな借金がありますとなかなかやりにくい。つぶれるかもわからないというようなことございまして、この辺は金利が今安いのでいいんですけども、将来、金利がまた上がるということになりますと、相当な負担になってくるということで、まだまだ大変だなというふうな感じがいたします。

それから、前年度より歳入歳出規模が小さくなってますが、大きなものは土地の売

り払い収入と買い戻しの支出がその辺減っておりますので、その分だけが下がっておるといことで、それ以外の収支はほぼ前年並みかなというふうな感じがいたします。

それから、ここに書いております経常収支比率。これが若干高くなってきておるといことでございます。7枚目ぐらいに載っているんでございますが。これは、経常経費に充当する財源を、経常の一般の財源で割って84.8%、その辺が当年度経常収支比率ですが、人件費とか、あるいはその他の固定費に著しい変化は見たところないようでございます。結局、経常収支というのは、税収が若干減ってくると、それだけ経常収支比率が高くなる。当年度は、特に公債費の支出が大きかったんで、経常収支比率が上がっておる。しかし、前年度は8億1,000万ですが、前年度と同額の町債の償還でいきますと、この経常収支比率というのは80%に下がります。だから、経常収支比率は上がっておりますが、必ずしも悪くとらえるということは正しくないのではないかというふうに思います。

こういったものは単年度の短い期間でいいんでなしに、長い資金計画というような方で見て判断しなければならないというふうに思います。いずれにしましても収入が伸びないといことで、低下傾向なら硬直的な支出は抑えていかなければならない、こういうことだろうかと思ひます。

それから、国民健康保険事業特別会計でございますが、前年度に比べますと、前年度繰上充用か何かあったのが、今年度は繰り越し額、剰余金が出てるといことで、差し引き4,900万ほどの黒字になっておるといことで、改善されてるといことでございますが、また後でちょっと。収納率が低下しておるといような問題がある。滞納の問題があるのではないか。滞納がたまっていくといような問題があるのではないかと思ひます。

それから、老人保健会計は繰上充用処理で、これはいろんな負担区分があるといことで、国、あるは県からの交付負担があるといことで処理がなされるといことでございます。

それから、観光自動車駐車場事業特別会計。これは、長期低落傾向といひますか、年々年々収入が下がってきておるといことでございます。だから、つじつまが合うてるといことでございますが、一般会計への繰出金、それが減少してきて収支が均衡しておるといことでございます。平成8年度に比べますと、現在平成12年度は61.8%の収入でございます。4割近くが4年前に比べて減ってきておる。財政の責任で賄わなければならないといようなものは、今まで言っておることでは、いろんな国民、住民、そういった共通の利益をあげていく。競争になじまないもの、そういったものを公共でやっていくといよ

うなことでございまして、市場原理、あるいは競争原理で。市場原理、要するに民間でやったほうが合理的というのは、なるだけ民間でやった方がよかろう。収益事業だったら民間でやった方がよかろう。教育だとか警察とか裁判、消防、あるいは道路、河川、こういった公共財は財政で賄うというようなことだろうと思います。

そうになってまいりますと、こういった駐車場事業というのはどっちになるんだろうかということなんでございまして、民営でやりますと競争原理があるから、それだけ合理化していこう、何とかつじつまを合わせようという原理が働くんですが、それが財政でやると、必ずしもそうはいかないといったことで、民間でやるのはなるだけ民間でやったらいというふうに最近盛んに言われておるんですが。そういった駐車場事業もどンドンどンドン収入が下がっていくということで、現在委託、そういった作業の委託は行われておるようなんでございまして、それだけ管理もきちっとしておられるだろうと思います。民間がやると、多少そういった帳票の管理もルーズになるんですが、その分だけ民間でやりますと合理化していこうというようなことで、利益をまず考えるということで、収益の確保に努力するというようなことになるんでございまして。そういった面から、一部委託ということでもなしに、全面的にそういったものを取り入れるというのでしょうか、そういうようなやり方がないかどうか。そういったことを一遍考えていく必要がないのかなというような感じがいたしました。

それから、龍田財産区特別会計でございまして。これは、特段の動きはないようございまして、係争中ということで特別の費用あるいは補償費用といったことで、どうなるかわからないというようなことで、当年度は多少の支出があっただけということでございまして。

それから、公共下水道特別会計は、これは工事の進捗によりまして財政の少し金額が変わるようございまして。年々、先ほど申し上げたように公債費が増加しておる。使用開始後の利用料収入でどれだけカバーできるのか、将来収支ということが非常に重要になってくるのではないかとこのように思います。

介護保険会計は、今年度より執行されまして、若干の黒字で終わられておるということでございまして。

一般会計、特別会計の中身については、今言ったようなところかなというふうに思いますが、最後の方にちょっと事業の管理、あるいは事務事業の管理について若干意見を述べさせてもらっておるのでございまして、決算の数字そのものはきちんと正しく作成されておられまして、何ら問題はないんでございまして、日常の細かい管理、そういったところ

で、間違いではありませんけれども、ちょっと若干どうだろうかというようなことを少し加えましたので、少し補足しておきたいと思います。

歳入の面で、税金の収納率ということでございますが、収納率が91.8%ということで、前年度より低下しておる。1割近いものが未収で残るということでございまして、もちろんこの中には、前からの滞納部分も含めた分の調定も入っておるんだらうと思います。もともと徴収しにくいという部分があるんだらうと思いますが、民間の事業でありますと、1割近くも売り上げ代金が入らないということになりますと、なかなか売り上げの1割というのはもうからないわけですから、1割も回収不能があるとつぶれてしまうということになるんですが、91.8%という収納率。前年よりも下がってる。未収税金は前年度よりは、前年度は2億3,170、今年が2億1,900で少なくなっておるんですが、しかし5,300何がしの、本年は不納欠損処理をなさっておりますので、それを差し引きしますと、実際はやっぱり未収税金はふえてきておるということでございます。

なかなか滞納の税金をもらうというのは非常に難しいことだらうと思うんですが、いろいろ特別徴収班を組織なさったり、いろいろ工夫はされておるんでございますが、結局、重点的、あるいは具体的な管理、こういったようなやり方で何か工夫が。未収の税金もいろいろ中身があると思うんですが、やっぱり倒産してしまわれてる方、あるいはどこかへ行っておられない、亡くなられた、あるいは生活に困窮しておられてひとつも払えるような状態でない方、あるいは何もなければ払われない、いろいろ中身を分析してみるとあると思うんですが、やっぱり何もかもいっしょくたんに放置しておきますと、もらえるお金がだんだん、良好債権が不良債権になっていきはしないか、こんな時世でございますから、企業も悪い企業がますます悪くなっていくようでございますので、もらえる間にやっぱりなるべく早くもらっていく。だらだらとほうっておかないということが必要ではないか。

そのためには、そういった中身を分析されて、もらえるような債権はきちんともらうという何か目標を立てまして、目標値に近づけるように管理していく。管理というのは、計画を立てて、それを執行して、それを分析してみて、どんだけ計画と違ったかということ調整していく。さらにまた次の計画を立てるとというのが管理でございまして、目標をつくって、ここまでこれはこないしようという目標があつて、それに沿って皆さんがお仕事なさるように、管理職の方がそれを管理していくということだらうと思うんで、そういうふうなやり方、個々に問題解決、こういったやり方をやる必要があるのではないかという

ふうに思います。単に一般の町税だけでなしに、国民健康保険税も滞納がふえる一方のようでございます。

どこか先日の新聞記事では、どこかの地域で広域で徴収事務所のようなものをつくって、徴収専門に回るといようなことを、どこか新聞記事に載ってたことがあるようでございますが、何もそういうことはする、しないは別にしまして。税務職員というのは今、公務員のかなり削減というものが言われてまして、どんどんどんどん役人の数も減らしていくというのが言われておりますが。北欧の方で税務公務員を減らしたために、税収がどんどん減ったという結果が出ておりまして、今でも日本でも盛んに学者が言うとのに、税務職員だけふやせといような意見もありまして、税務職員まで減らしてしまうと、それだけその課税が甘くなってしまうん違うか、そういったことが言われております。

当町も人員は削減せないかんのではしょうが、税務職員はそこに投入することによって、どれだけそういった、将来的に取れない金額が減らせるかということと比較してみられて、そして税務の人員をふやした方が税収がふえるということになれば、やっぱりそういう方向をとられると、そういった比較考量を、そういったような判断もなしていく。そんなもの一緒やと言うんだったらそれでいいんですが、そういった検討といようなこと。あるいは、税務の仕事は、課税決定時期は忙しいけれども、ある程度それが済みますと、若干余裕のある時期もあるかもわかりませんが、そういったような閑散期を使って、やっぱりそういった徴収事務を傾注すると、そういったようなことを考えていく。いろんなやり方があるだろうと思うんです。そういった工夫をしていく必要があるんじゃないかといような気がいたします。

それから、歳出のところ若干書いておるんですが、これはそういったことは言い切れることでもありませんし、形式がありますのでやむを得ないということになるんですが、こういった歳入歳出決算書、あるいは歳入歳出決算事項明細書、あるいは財産に関する調書、いろんなものが自治省令でフォームが決まっておるようでございまして。これを変えるということとはできない。しかし、表を見てるだけでなかなか、この決算がどんなんかといものを、専門家はわかるでしょうけれども、一般の者がそんなに簡単にわかるかといると、そんなに簡単にわかるものではない。

ある意味では検討、どうも法律では、決算は余り重視してないようでありまして、予算は議会の承認がなければ予算執行できませんが、決算は認定だけですので、決算は余り重視してないんだらうと思うんです、法律で。しかし、決算の結果を見て次の予算をどうし

ていくか、あるいは予算制度は公開するというのは、これは広く国民の声を反映させるといふところに趣旨があるようでありますから、そういった面から予算をなるべくわかりやすくした方がいい。

そういったことで、重点施策、あるいはいつもそういった施政の目標、こういったものと決算の結果がどうなったかというようなところを、重要な施策の成果報告書がありまして、いろいろこうして出ておるんですが、決算書だけがちょっとわかりにくい。多少はそれが法令で決められてるのはやむを得ないにしても、情報というのは幾ら情報公開の時代でありまして、幾ら情報は出しても構わない。いろんな問題があつて、秘密の問題、守秘義務の問題が出てくれば、そういうようなことは別ですが、必要最低限の説明は必要でありまして、何か付属の明細書、あるいは注意書きといったようなものもどんどん出していくことは別に構わないと思いますので、そういったことで国民、住民の声を出せるかと言うと、なかなか決まりきった決算では出ないということで、どないしたらいいかというのは具体的にはわかりませんが、しかし、情報を公表することは別に構わないので、決算で公表できないものは補助明細をつけていくとか。こういう施策と、結果はこうなりましたというようなことがあつた方がいいのではないかなという感じがいたします。

それから、主要な施策の成果報告書、これは報告書を出せというのは地方自治法233条5項か何かで書いてあるんですが、これについては特にフォームがないというようございまして、当町の施策の成果報告書というものは詳しいというふう聞いておるんですが、非常に詳しく書いてる。非常によくわかるということですが、これはなかなか難しい話で今後の課題だと思うんですが、ここではどういうものに幾ら使つたというか、どういふのに幾ら使うかというインプット量が書かれておる。それからアウトプット、こういったものは何回開催したとか、こういうものに何人集まつたという、アウトプットの結果を書かれている。それはどの程度の効果があつたか、どれだけ住民が満足したかというようなところは、なかなか成果の報告書なんですけども、なかなか難しい話です。それはなかなかどうしてそれを見るか。結局、どれだけ効果があつたか、これだけ住民の奉仕になつた、どれだけ喜んだかということが本当の結果であるという、その辺は研究して報告する必要があるのではないかな。

それから、成果報告書に出されておる金額は、やっぱり外部へ出された物件費、あるいは委託費、そういったものが出ておるんですが、内部費用が多々ある。例えば議会費では1億1,946万7,000円と支出があるんですが、これは議員さんの報酬と、あるいは専

従の職員さんの人件費からなっておる。実際には、部課長さんあたりは、議会だとか委員会に非常に出られる、書類をつくられるとすると、議会費はもっとかかっているかもわからない。そういったものはどれだけ議会に管理職の方が時間を割いておられるかというと、積み上げると議会に相当かかる。そういったいろんな費用を、間接経費を出してみるとどうなるか。そういったようなコスト意識、これは別に住民にわかってもらうというより、運営される議員さん方が理解されるというために、コスト意識、あるいはコストがどのぐらいかかったかということをおおむねおわかりになる方がいいのではないかというふうに思います。

だから、先ほどの効用、効果の話では、いろんなアンケートをとられたりとか、行政評価システムもどこかやっておるところもあるようでございます。そういったことを取り入れるというふうにかがっております。いろんなそういった事業評価委員会を持ち込む、いろんな方法で効果を測定するというようなことが検討課題であるのではないかとこのように思います。

それから最後に細かいことなんですが、いろんな交付される補助金なり助成金がいっぱい出てるんですが、支出された先の助成を受けられた団体、そういったところが、そういったものが目的どおりに使われたか。あるいは、そういった支出が公益性があるのかどうか、そういったようないろんなこと。それから、中には残金、剰余金の収支で残金がそこそこ残ってるところがあります。その一部は町のお金ですということなので、支出先のリストをつくられて、そしていくら出して、残金が幾ら、決算がされるまでわからないと思いますけれど。そういったものを押さえていく、管理していくというようなことが必要ではないかとこのように思います。

それから、町道の未登記が相当あるということで。これは、なかなか追いつかないということのようですが、いろんな仕事をなさるのに、そういったことも外部の専門家をお願いしてなさるということではございますが、いろいろな優秀な職員さんがおられるようではございまして、企業でいいますと外部にアウトソーシングするか、内部であるかという問題があるんですが。そういったことについても外部で出すと外注費、外部委託費がかかると。内部でスペシャリストを養成していくと。そういうほとんどできるような人がおられると、内部でかなり件数をこなせる。外部で頼まないかんものだけ外部に出すということではいいんで、そこがもうちょっと進むのではないかと、それは人員対策、そういったこと。

それから、保証協会の保証料を助成しておられますが、助成した先の企業がどうなって

おるのか。あるいは、繰り上げ償還してしまうと保証料が余ってしまうということもないかどうか。各種イベント、催し、教育、訓練、いろんなことをおやりになってるんですが、それに何人集まった、どれだけの人がお見えになったか。いろんな成果がそれであがったという、成果報告書で書かれておるんですが、本当に上がったかどうか。そういったところへ参加されて来られる方、いろんな催し物に来られる方、ひとつの私らの一般の見た感覚もあるけれど、来られる人はいつも来られる、来ない人は来ないというふうになってないかどうか。本当に必要なのは、来ないような人が出てこないといけないのではないか。来る人はいつも来て。町がいろんなことをやります。催し物ではバイキングになっていないか。そういったようなことを考えていく。そんなおかしなこと考えても、そういったことがないか。

それから不用額調書。予算の執行の不用額調書なんですが、不用の理由欄に具体的に書かれているものと、形式的な理由を書いておられるものがあって、当初の見込みと違った、あるいは内容精査したため余ったと書いてある。それでいくとどうも、何か当初の見積もりが甘かったということになるんでしょうか。余りそうすると、余ったから使わないかんということになってしまうので、そうなると具合が悪いんですが。当初の見込み違いということになりますと、単価が下がったか、あるいは見込んでただけの数量が要らなかったんだろうか。あるいは、内容精査で余ってきたということになりますと、これは何か物価の下落でデフレで単価がどんどん下がってきたとか。いろんな方法をこうこうして変えたから、それだけの工程が要らなかったとか、何かそういった具体的に表現した方がいいのではないかというふうな感じがいたします。

それから、財産に関する調書で、遊休地が3点ほどあるようでございます。旧軽使用地、あるいは高塚町広場、追手団地などですが、遊休地でございます、将来的にどんな転用をするのか、利用するのか。そういったことも話しが若干こういった表現、どういうふうにご利用するのかということも書かれていかれるわけですが、そういったこともあるようでございます。

この意見書に書かせてもらったことで若干補足させていただきました。

○萬里川委員長 辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

ただいま報告を受けました決算審査意見書について、質疑があればお受けしたいと思います。里川委員。

○里川委員 慣れないということで大変ご苦労いただいたと思うんですけども、ちょっと1点だけ、代表監査委員さんのご見識をお伺いしたいと思うんですが。斑鳩町にもいろいろな基金を持つてゐるわけなんですけれども、斑鳩町が現在持つてゐる基金の運用状況に關しまして、こういう運用状況というのは望ましいのかどうか。こんな時代ですので、運用状況などを考えていかなければいけないのか。代表監査委員さんの方のご見識というのか、参考にお聞かせていただけたらと思うんですけども。

○萬里川委員長 辰巳監査委員。

○辰巳代表監査委員 現在、30億ほどの基金を運用されておるんでございますが、全額定期預金で運用されておる。銀行もつぶれる時代、保険会社もつぶれる時代でございますので、ローリスク・ハイリターンというのがあればいいんですが、なかなかそんないいものはないようでございまして、やっぱりこういった公金でございますから、一番堅いという、それも銀行預金もこれから考えないかんだらうと思うんですが、一番堅いもので運用されていかれるのが一番いいのではないかと。

いろいろなカバーできるという何か秘策があれば、それは運用の利回りのいいものが使うのが良いのですが。それで、いっぱいそういった民間事業会社だけでなしに公益団体だとか、あるいは公益法人だとか、そういったところがいっぱい損を出している事例がいっぱいあるんです。だから、今は非常に利回りが低いので、運用して何ぼか運用益を稼ごうというようなことは、むしろ余り考えない方がいいのではないかと。それよりも一番安全ということを目下考えられる方がいいのではないかと。というふうな感じはいたしますけれど。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 ありがとうございます。今現在あります基金なんですけれども、先ほどから代表監査委員さんもおっしゃっていただいているように、収入が下がっているとか、行政としても大変な状況があるという中では、基金の取り崩しに關しましてもちょっとご意見をお伺いしたいなと思うんですけど。

○辰巳代表監査委員 私もまだ不勉強でわからんですけど、基金につきましては法令よりも何か条例でお決めになっておられて繰り入れる、あるいは積み立てるとかなさるようでございます。大体、ちょっと我々が聞いておるところの基金というのは、大体財政の隠れみのとか聞いておるものでございまして、特にどうするというようなことは。結局どうなんでしょうかね。余るときには余らせておいて、足らなときに使うという。何か不用のような感じで述べられておるんですけども、本来どうなんでしょうか。本来は、本当は財

政というのはなかなか地方自治ではそうはいかないんですけど、財政というのは出るだけのものを集めるというのが財政であって、民間企業は入ってきたものをどっだけ使うか。家庭の主婦にしても、入ってきただけで世帯をしていくというのが普通なんだけども、財政というのはどれだけの事業をしていくか。どういったことをして、どれだけ国民、住民に便宜を図っていくか。そのためにどれだけお金が要するというのが、まずあって、その資金をどう集めるかというのが税制だとか、いろんなことで考えていくというわけでございます。それからしますと私個人的には、余り基金をようけ持つということは、どんどんどんどん歳入が減ってきて大変なことになったらいかんということである程度持つてるといことは、これは必要だろうと思えますけど、余りようけ基金を持つてるといことは、かえって要らんもんまで集めてるのではないかというようなことにもなりはしないかということ、そういう基金というのは、取り崩し、積み立てというのは、基本的にそういうものではないかというふうに、私は個人的には思います。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員さん、また、木田監査委員さんにあらかじめ決算審査意見書の報告後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○萬里川委員長 ありがとうございます。

退席の申し出を許可いたします。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計決算審査に当たり、詳細なご報告をいただきありがとうございます。委員長として心からお礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午前9時44分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○萬里川委員長 再開いたします。

続いて、一般会計及び6特別会計決算の概要について説明を求めます。

中野収入役。

○中野収入役 それでは、一般会計並びに各特別会計決算の概要につきまして説明をいたします。

まず、決算書の方をごらんをいただきたいと思います。1ページの決算書総括表をお願いいたします。

平成12年度の決算につきましては、まず一般会計では歳入決算額90億3,446万1,480円、歳出決算額につきましては85億3,511万7,213円。差し引き残額4億9,934万4,267円。

次に特別会計、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入決算額16億9,861万8,350円、歳出決算額16億7,397万3,946円。差し引き残額2,464万4,404円。

次に、老人保健特別会計でございます。歳入決算額21億594万5,890円、歳出決算額21億3,446万4,648円。差し引き残額マイナス2,851万8,758円。

次に、観光自動車駐車場特別会計では、歳入決算額2,397万1,470円、歳出決算額2,267万5,733円。差し引き残額129万5,737円。

次に、大字龍田財産区特別会計では、歳入決算額519万9,309円、歳出決算額18万7,254円。差し引き残額501万2,055円。

次に、公共下水道事業特別会計では、歳入決算額8億9,475万385円、歳出決算額8億9,294万8,142円。差し引き残額は180万2,243円。

次に、介護保険事業特別会計事業勘定では、歳入決算額7億8,262万5,094円、歳出決算額は7億2,247万400円。差し引き残額は6,015万4,694円。

介護保険事業特別会計サービス勘定では、歳入決算額923万3,275円、歳出決算額は1,044万2,860円。差し引き残額マイナス120万9,585円で決算を終えたところでございます。

次に、決算書の14ページをお開きをいただきたいと思います。

平成12年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額並びに歳出総額につきましては、今ご説明をいたしましたとおりでございます。

歳入歳出差し引き額で4億9,934万4,267円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額は1億99万8,361円となっております。実質収支額につきましては3億9,834万5,906円で決算を終えているところでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調査でございます。

歳入歳出差し引き額2,464万4,404円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額は歳入歳出差し引き額と同額となっております。

次に、28ページをごらんいただきたいと思います。

平成12年度老人保健特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額マイナス2,851万8,758円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額につきましてマイナス2,851万8,758円となっております。平成13年度からの繰上充用によりまして決算を終えたところでございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度観光自動車駐車場特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額129万5,737円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額は歳入歳出差し引き額と同額となっております。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度大字龍田財産区特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額501万2,055円で、実質収支額につきましても同額となっております。

次に、46ページでございます。

平成12年度公共下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額180万2,243円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が180万円ございまして、実質収支額につきましては2,243円で決算を終えておるところでございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度介護保険事業特別会計事業勘定でございます。実質収支に関する調書。

歳入歳出差し引き額6,015万4,694円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額は歳入歳出差し引き額と同額となっております。

次に、58ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度介護保険事業特別会計サービス勘定でございます。実質収支に関する調書。

歳入歳出差し引き額マイナス120万9,585円となっております。実質収支額の歳入歳出差し引き額と同額でございます。マイナス120万9,585円となっております。これにつきましては平成13年度から繰上充用を行う中で決算を終えたところでござ

います。

次に一般会計、お手元の方に一般会計決算の状況ということで資料を配付をさせていただいております。これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

一般会計決算の状況。平成12年度予算編成に当たり、行財政改革と効率的な財政運営の推進、快適な生活環境基盤整備と都市基盤整備の促進、少子・高齢化社会に対応できる生涯福祉施策の推進、地域文化の振興と生涯学習の推進、歴史遺産を活用した斑鳩らしい景観の創造と観光振興、生き生きとした産業振興施策の推進、ふるさとへの愛着をはぐくむコミュニティづくり。以上、7項目の重点施策を掲げ、前年度当初予算と比較して2億8,000万円、3.3%減少の81億5,000万円を予算を編成いたしました。

平成12年度予算補正の編成でございますが、予算執行の過程において、次のとおり補正予算を編成をいたしております。

まず、第1号補正予算につきましては、平成12年5月9日提出。款・項のみの補正でございます。これにつきましては、ふれあい交流センター、南側進入路の整備を行うための補正でございます。

第2号補正予算につきましては、平成12年6月5日提出。歳入歳出補正額3,061万5,000円でございます。これにつきましては法隆寺線整備事業で交付金の補正と三井地区公民館用地取得費の計上を内容とする補正でございます。

次に第3号補正予算。平成12年8月17日専決。歳入歳出補正額17万7,000円ありますが、これにつきましては公用車での物損事故について賠償金の専決処分を行ったものでございます。

次に第4号補正予算。平成12年9月4日提出。歳入歳出補正額5億2,904万6,000円でございます。これにつきましては、平成11年度決算に伴う繰越金の受け入れ、公債費で繰り上げ償還を行うための補正を主な内容とするものでございます。

次に第5号補正予算。平成12年12月4日提出。歳入歳出補正額6,700万4,000円でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正、法隆寺線整備事業の補正、藤ノ木古墳史跡用地購入費の計上を主な内容とするものでございました。

次に第6号補正予算。平成13年1月9日専決。歳入歳出補正額329万円。これにつきましては、IT講習推進のための所要額、所要経費の計上を内容とする専決処分でございます。

次に第7号、平成13年3月1日提出。歳入歳出補正額3億5,004万3,000円。こ

の補正予算の内容につきましては、国の経済対策に伴う事業費の計上、町営住宅建設のための用地取得費の計上の決算を見越して歳入歳出一連の補正を行ったところでございます。

次に第8号補正予算。平成13年3月30日専決。補正額1億7,232万7,000円。この補正予算の内容につきましては、交付税及び交付金等の確定に伴う補正。また、町債の補正を行ったものでございます。

以上、8回の補正予算を編成をいたしました。また、繰越明許費等を含めた最終の現計予算額は95億8,210万2,000円となっています。なお、平成11年度から12年度に繰り越しをした事業につきましては、最終処分場の施設復旧事業で850万円。土地改良事業で1,000万円、町道437号線整備事業で1億6,910万円、法隆寺線の整備事業で8,200万円、歴史的地区環境整備街路事業で1,000万円の合計2億7,960万円で行ったものでございました。それを前年度最終予算額と比較しますと、7億9,143万5,000円、7.6%の減額となっております。

平成12年度決算収支の状況についてでございます。

決算規模でございますが、平成12年度の一般会計決算額は、前年度と比較して歳入が11億2,542万9,000円、11.1%、歳出が10億8,718万9,000円、11.3%の減少となりました。

次に、決算収支でございます。

まず、歳入歳出差し引き（形式収支）であります。歳入決算額90億3,446万1,000円から、歳出決算額85億3,511万7,000円を単純に差し引いた形式収支は、4億9,934万4,000円の黒字であり、前年度と比較して3,824万1,000円、7.1%の減少となっております。

次に実質収支でございますが、形式収支から翌年度への繰り越し事業、繰越明許といたしまして、（仮称）総合福祉会館基本設計作成事業で200万円、介護保険システム開発事業で144万5,000円、町単独土地改良事業で629万円、道路新設改良事業で1,184万8,000円、法隆寺線整備事業で515万円、歴史的地区環境整備街路事業で50万円、公営住宅整備事業で6,454万6,000円、藤ノ木古墳史跡用地購入事業で696万9,000円、史跡藤ノ木古墳石室保存修理事業で225万円に伴います繰り越し財源を差し引いた実質収支額は、3億9,834万6,000円の黒字であり、前年度の実質収支額5億1,023万5,000円と比較して、1億1,188万9,000円減少しています。

実質収支は、地方公共団体の財産運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的

に黒字、赤字とは実質収支上のことを言います。

次に単年度収支でございます。平成12年度の実質収支から平成11年度の実質収支を差し引いた平成12年度の単年度収支は、マイナス1億1,188万9,000円の赤字であり、前年度の3,396万7,000円に比較して、1億4,585万6,000円減少しております。

次に、財源保留等でございます。

将来の財政負担を軽減及び年度間の財源調整をするため、当該年度の歳入の一部を、後年度の支出に備えて財政調整基金に積み立てた積立金、後年度における公債費の負担を軽減するために行った町債の繰上償還額等を加えたものから、積立金（財政調整基金）取り崩し額を控除した財源保留等の額は、4億6,878万4,000円で、前年度の財源保留等の額1億8,171万9,000円と比較して、2億8,706万5,000円増加いたしております。

次に実質単年度収支であります。

単年度収支に財源留保等の額を加減した実質単年度収支は、3億5,689万5,000円の黒字となり、前年度の2億1,568万6,000円の黒字と比較して、1億4,120万9,000円増加をいたしております。

次に、3ページにつきまして、今ご説明をいたしました2ページの説明内容について、過去5年間の推移を表にしたものでございます。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に4ページでございます。歳入の状況でございます。5ページに平成11年度と12年度の歳入決算額の比較を記載させていただいております。併せてご参照をいただければと思います。

まず概要でございます。平成12年度の歳入決算額は、90億3,446万1,000円となり、前年度の101億5,989万1,000円と比較して、11億2,542万9,000円、11.1%の減少となりました。

平成12年度決算における歳入の特徴を見ると、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、町民税全体で1億2,582万5,000円、7.4%の減少。固定資産税は、前年度と比較して4,532万円、3.8%の減少となり、町税全体では1億8,634万5,000円、5.8%の減少となりました。

地方交付税は普通交付税で事業費補正、地域総合整備事業債等の増等により、1億1,2

37万円、3.9%の増加となりました。この結果、一般財源総額は1億9,062万8,000円、2.5%の減少となり、歳入に占める割合は82.1%となりました。

また、その他の歳入では、国庫支出金は緊急地方道路整備事業交付金、道路改築費補助金、史跡等購入費補助金は増加したものの、老人福祉施設措置費負担金、介護円滑導入臨時特例交付金、廃棄物処理施設整備費補助金が減少したこと等により、1億2,267万円、18.5%の減少となりました。

県支出金は、地域活性化事業総合補助金、史跡等購入費補助金、国勢調査事務市町村交付金は増加したものの、老人福祉施設処置費負担金、選挙事務委託金、流域貯留振浸透事業費補助金が減少したこと等により、2,942万9,000円、9.2%の減少となりました。

繰入金については、介護保険円滑導入基金繰入金は増加しものの、財政調整基金繰入金が減少したことにより、2億196万9,000円、56.1%の減少となりました。

財産収入は、土地売却収入が減少したことにより、5億8,617万4,000円、92.5%の大幅な減少となりました。また、町債は道路橋梁新設改良事業債は増加したものの、土地改良事業債、地方特定道路整備事業債、地域福祉推進特別対策事業債、衛生処理場整備事業債、流域下水道事業債が減少したことにより、1億9,310万円、31.2%の減少となりました。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

自主財源と依存財源比率の状況でございます。決算額では、平成12年度決算額90億3,446万1,000円。このうち自主財源につきましては41億2,550万4,000円で、構成比として45.7%となっております。依存財源につきましては49億895万7,000円で、構成比といたしまして54.3%となっております。自主財源のうち町税が占める割合につきましては、73.7%であります。

次に一般財源と特定財源の状況でございます。

一般財源につきましては決算額74億1,410万3,000円。構成比で82.1%。前年度に比べまして2.5%の減となっております。

次に特定財源では、決算額16億2,035万8,000円で、構成比で17.9%。前年度に比べまして36.6%の減となっております。

次に7ページ、歳出の状況でございます。

まず概要でございます。平成12年度の歳出決算額は、85億3,511万7,000円で、前年度の96億2,230万6,000円と比較をいたしまして、10億8,718万9,000

0円、11.3%の減少となりました。

歳出の内容を目的別に見ると、総務費がわかるがホール利用者駐車場用地の取得により、9,862万6,000円、9.8%、公債費が繰り上げ償還の実施、定時償還金の増により8,312万8,000円の4.5%増加いたしましたものの、土木費で土地開発公社保有地の買い戻し費の減等により7億292万5,000円、33.0%、また民生費でふれあい交流センター完成により4億8,472万7,000円、25.5%減少したため、10億8,718万9,000円、11.3%の減少となりました。

この結果、歳出の構成比の順は、1番目に公債費、構成比22.8%、2番目には土木費、構成比16.8%。3番目には民生費、構成比16.6%。4番目には総務費、構成比13.0%等となっています。

また、歳出の内容を性質別に見ると、事務的経費は、人件費が18億3,166万7,000円、構成比で21.5%、伸び率マイナス0.5%。扶助費で2億1,943万8,000円、構成比で2.6%、伸び率、マイナスの27.9%。公債費で19億4,567万1,000円、伸び率4.5%の増となっております。義務的経費全体では39億9,677万6,000円、構成比で46.8%、伸び率、マイナスの0.3%となっています。

投資的経費は、普通建設事業費14億1,931万1,000円、構成比で16.6%、伸び率はマイナス44.5%となっています。

その他の経費では、物件費で14億9,397万1,000円、構成比で17.5%、伸び率4.0%の増。補助費等7億383万6,000円、構成比で8.2%、伸び率、マイナスの13.5%。積立金で5,494万6,000円、構成比で0.6%、伸び率、マイナスの75.3%。繰出金7億6,649万9,000円、構成比9.0%、伸び率で52.7%の増となっています。

次に義務的経費でございます。義務的経費とは、歳出のうちその支出が義務づけられ、任意に削減できない経費のことで、極めて硬直性の強い経費であり、人件費・扶助費及び公債費からなっています。この義務的経費の比率が大きくなるほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となる場合があります。義務的経費全体の歳出総額に占める割合は、歳出総額が減少したことから、前年度の41.7%と比較して5.1ポイント増加し、46.8%となっています。また、歳出に充当された経常一般財源総額に占める義務的経費充当経常一般財源の割合は、前年度の50.2%と比較して0.9ポイント増加し、51.1%となっています。

次に、消費的経費及び投資的経費でございます。消費的経費とは、人件費や物件費のように、後年度に形を残さない性質の経費であり、一方、投資的経費とはその支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費などであります。消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度の46.5%と比較して4.4ポイント増加し、50.9%となっています。また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度の26.6%と比較して10.0ポイント減少し、16.6%となっています。

次の8ページにつきましては、7ページで説明をいたしました内容につきまして、12年度、11年度の比較をしたものでございます。内容につきましてもこれは省略をいたします。

次に、9ページでございます。

平成12年度一般会計歳出決算(性質別)の内訳でございます。このうち平成11年度、12年度の比較で増減の多かったものにつきまして、若干内容につきまして説明をいたします。

まず扶助費でございます。前年度に比べまして8,475万円の減となっております。これにつきましては、老人福祉施設措置費が介護保険に移行いたしまして、1億1,040万6,000円減額したことによるものでございます。

次に公債費、8,312万7,000円の増となっております。定時償還で1億4,120万7,000円、前年度に比べ増加をいたしましたが、繰上償還で5,798万5,000円の減となったことによるものでございます。

次に普通建設事業費では、マイナス1億3,836万7,000円となっております。これにつきましては、パークウェイ用地の買い戻しに伴います10億3,154万円の減があったことによるものでございます。

次に、補助費等では、マイナス1億1,024万9,000円の減となっております。これにつきましては、三室園組合の負担金が8,132万7,000円、前年度に比べて減額、また、休日診療施設組合の負担金2,520万円の減。文化振興財団の補助金につきまして1,249万2,000円の減。これらの理由によるものでございます。

次に、積立金でマイナス1億6,712万8,000円となっております。これにつきましては介護保険円滑導入基金で、1億8,232万2,000円の減があったことによるものでございます。

次に繰出金で、2億6,459万6,000円の増となっております。これにつきましては、介護保険事業特別会計への繰出金2億5,826万6,000円の増によるものでございます。

次に、10ページにつきましては、先ほど7ページで説明を申し上げた内容を表にまとめたものでございます。内容につきましては省略をさせていただきます。

その下、消費的経費及び投資的経費の状況につきましても、先ほどの説明の内容を表にまとめたものでございます。

次に11ページ、財政構造等でございます。

まず、経常収支比率であります。歳出のうち経常経費に充当された一般財源を、歳入のうち経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の硬直性、弾力性等を判断する指標の1つとされています。平成12年度決算による経常収支比率は84.8%となり、前年度の81.8%と比較して3.0ポイント上昇しています。経費的に見ますと、人件費が0.7ポイント、扶助費が0.4ポイント、補助費等が1.2ポイント減少したものの、物件費が1.6ポイント、公債費が2.0ポイント、繰出金が1.7ポイント上昇しています。

過去5年間の経常収支比率の推移につきまして、表にまとめております。内容につきましては省略をさせていただきます。

次に、公債費比率でございます。

標準財政規模に対する公債費の割合である公債費比率は22.3%となり、前年度の20.4%と比較して1.9ポイント上昇いたしております。過去5年間の公債費比率の推移を表にまとめさせていただきます。

次に12ページ、財政力指数でございます。

財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられており、国の補助、負担金の額の算定に用いられ、財政支援の対象団体を指定する場合に用いられています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値を用いてあらわし、平成12年度では0.526となっております。なお、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われております。

過去5年間の財政力指数の推移につきまして表にまとめさせていただきます。内容につきましては省略をさせていただきます。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成12年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億5,020万円、9.9%増加の16億6,820万円で予算を編成をいたしました。

予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては平成12年5月26日専決、歳入歳出補正額3,066万5,000円。第2号補正予算につきましては、平成12年12月4日提出。歳入歳出補正額9,204万4,000円。第3号補正予算につきましては、平成13年3月1日提出。歳入歳出補正額51万6,000円。

以上、3回の補正予算を編成し、最終現計予算額は17億9,142万5,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、1億4,254万円、8.6%の増加となっております。

平成12年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億9,861万8,000円。歳出総額16億7,397万4,000円。収支差し引き2,464万4,000円となりました。

以下、表につきましては説明を省略させていただきます。

次に老人保健特別会計決算の状況、15ページでございます。

平成12年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億8,550万円、8.9%減少の19億700万円で予算を編成いたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成12年5月26日専決処分によりまして、歳入歳出補正額3,001万円。第2号補正予算につきましては、平成12年12月4日提出。歳入歳出補正額、2億1,000万円。

以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は21億4,701万円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、1億2,035万円、5.3%の減少となっています。

平成12年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額21億594万6,000円。歳出総額21億3,446万5,000円。収支差し引きマイナス2,851万9,000円となりました。このため、平成13年度予算より繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。本特別会計の制度上の仕組みにより、不足額は支払基金から審査支払事務費として11万9,000円、医療費として838万9,000円、国から医療費として2,074万2,000円の合計、2,925万円を平成13年度会計に受け入れ、超過額については平成13年度会計から県の医療費超過交付分73万3,000円を返還して精算をすることとしています。

以下の表につきましては省略をさせていただきます。

17ページ、観光自動車駐車場特別会計決算の状況でございます。

平成12年度観光自動車駐車場特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して220万円、7.7%減少の2,620万円で予算を編成いたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては平成12年9月4日提出。歳入歳出補正額133万4,000円。第2号補正予算につきましては、平成13年3月1日提出。歳入歳出補正額、マイナス397万円。

以上2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は、2,356万4,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、336万円、12.5%の減少となっております。

平成12年度観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,397万1,000円、歳出総額2,267万6,000円。収支差し引き129万5,000円となりました。

以下、表につきましては省略をさせていただきます。

次に19ページ、大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。

平成12年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して170万5,000円、25.1%減少の509万5,000円で編成をいたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては平成12年9月4日提出で、歳入歳出補正額6万円となっております。

以上、1回の補正予算を編成し、最終現計予算額は515万5,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較をいたしますと、164万5,000円、24.2%の減少となっております。

平成12年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額519万9,000円、歳出総額18万7,000円。収支差し引き501万2,000円となっております。

次に21ページをお開き願いたいと思います。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。平成12年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して2,250万円、2.6%増加の8億8,050万円で予算を編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、第1号補正予算につきましては平成12年12月4日提出。歳入歳出補正額2,935万円。第2号補正予算につきましては平成13年3月1日提出。歳入歳出補正額315万円。

以上、2回の補正予算を編成。また、明許繰越を含めた最終現計予算額は、9億3,30

0万円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、1億3,315万1,000円、16.6%の増となっています。

平成12年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8億9,475万円、歳出総額は8億9,294万8,000円、明許繰越180万円、収支差し引き2,000円となりました。

以下の表につきましては省略をさせていただきます。

次に23ページ、介護保険事業特別会計（事業勘定）決算の状況でございます。

平成12年度介護保険事業特別会計（事業勘定）当初予算は、9億3,750万円で編成をいたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成12年12月4日提出。歳入歳出補正額333万9,000円。第2号補正予算につきましては、平成13年3月1日提出。歳入歳出補正額165万4,000円。

以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は9億4,249万3,000円となっています。

平成12年度介護保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算は、歳入総額7億8,262万5,000円、歳出総額7億2,247万円。収支差し引き6,015万5,000円となりました。なお、この会計につきましては、平成12年度が初年度ということで、執行率につきましては76.7%で終わっております。

以下の表につきましては、省略をさせていただきます。

次に25ページ、介護保険事業特別会計（サービス勘定）決算の状況でございます。

平成12年度介護保険事業特別会計（サービス勘定）当初予算は、1,300万円で編成をいたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては平成12年12月4日提出。款項のみの補正となっています。

平成12年度介護保険事業特別会計（サービス勘定）歳入歳出決算は、歳入総額923万3,000円、歳出総額1,044万3,000円。収支差し引き121万円のマイナスとなっております。このため、平成13年度予算より繰上充用の予算措置をし、決算を終えております。

次に平成12年度の財産に関する調書。お手元に配付をさせていただいております。これにつきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。

平成11年度から変更のあった部分についてのみ、説明を申し上げておきたいと思っております。

まず1ページでございますが、公有財産、土地及び建物でございます。斑鳩西小学校で土地につきましては36平米の減となっております。これは、西学童保育室へ移管をしたものでございます。

次に2ページでございます。法隆寺参道西観光自動車駐車場、4行目でございますが、建物で2平米の減となっております。取り壊しによるものでございます。

その2行下で斑鳩町営興留団地でございます。これにつきましても建物木造で、36平米の減となっております。取り壊しによるものでございます。

次に3ページでございます。11行目でございますが、史跡藤ノ木古墳用地で1,029平方メートルの増となっております。取得によるものでございます。

その3行下でございますが、文化振興センターで1,153平米の土地の増となっております。駐車場用地として取得をしたものでございます。

それから、下から2行目の町立斑鳩西学童保育室36平米の増につきましては、先ほど西小学校から移管をしたものでございます。

4ページ、5ページにつきましては変更はございません。

次に6ページでございます。三井地区集会所、集会所の4行目でございます。土地につきまして705平米、取得によるものでございます。建物で116平方メートル、新築によるものでございます。

それからその下4行下で、旧第三分団車庫用地で、土地59平方メートルの減となっております。県に処分をしたものでございます。

それから、下から4行目。追手西団地跡地でございます。土地で165平方メートルの減となっております。都市計画道路の代替用地として処分をしたものでございます。

その2行下、高安西団地広場用地でございます。134平方メートルの増となっております。前年度まで記載漏れということで、本年度新たに計上をさせていただきました。

次に7ページでございます。有価証券につきましては増減がございません。

次に物品の関係でございますが、7ページ、8ページにつきましては移動がございませんで、9ページ乗用車につきましては増1、それから貸客車で1ということで、公用車の買い換えによるものでございます。

それから10ページ、ゴミ収集車で増が1となっております。

次に11ページ、身体障害者輸送車で新たに購入をいたしまして、1台の増となっております。

次に12ページ、出資による権利でございます。2行目の奈良県農業信用基金協会へ新たに出資をいたしました。21万円の増となっております。また、奈良県信用保証協会に29万8,000円の出資をいたしております。計で50万8,000円の増ということで、12年度末におけます現在高、3億946万4,000円となっております。

次に基金の状況でございます。公共施設整備基金につきまして、寄附金並びに利子の積み立てによりまして1,353万2,000円、142円の増となっております。

財政調整基金では、土地の売り払い代金、並びに利子の積み立てによりまして3,498万9,412円の増となっております。

都市計画事業整備基金につきましては、利子の積み立てによりまして、203万3,123円の増となっております。

減債基金では、起債の償還に充てるための取り崩し、並びに利子の積み立てによりまして、マイナス902万6,208円となっております。

福祉基金につきましては、指定寄附金の積み立てにより108万円の増となっております。

藤ノ木古墳整備基金につきましても、指定寄附金と利子の積み立てによりまして、65万3,951円の増となっております。

文化振興基金につきましては、指定寄附金の積み立てによりまして、50万円の増となっております。

介護保険円滑導入基金につきましては、特別対策による保険料相当額の繰り出しによりまして、マイナス1億3,600万1,203円の減となっております。

国民健康保険財政調整基金につきましては、利子の積み立てによりまして2,564円の増となっております。

介護保険給付費準備基金につきましては、新規に積み立てを行ったもので、995万7,000円の積み立てをいたしております。

基金等の計では、マイナス8,227万9,219円の減ということで、決算年度末現在高33億4,909万3,535円となっております。

次に、参考資料といたしまして町営住宅管理明細の一覧表、並びに斑鳩町の土地借地調書をつけさせていただいております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、一般並びに各特別会計の決算の概要についての説明とさせていただきます。

よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○萬里川委員長 暫時休けいたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○萬里川委員長 先ほど中野収入役から説明を受けました。これに対して質疑をお受けしたいと思います。松田委員。

○松田委員 きょう議会は全員協議会をいたしまして、12月の土日本会開催の是非について協議をしました。そのとき行政側に要請して資料は出してもらったんだということで資料を私どもにも配付をしてくれました。その内容をいろいろ若干見解を質していきたいと思います。議会の勤務人員及び代替取得者調べというのが11年と12年度のものを見せているんですけども、これを見ますと12年度と11年度の統計がどう変わってきてるのかというように見ますと、総務課と住民、議会事務局は変わってないんですけども、企画から財政、税務、福祉、健康推進課、環境対策課がそれぞれ11年度よりは12年度がふえてるんですね。そして、住民課、建設課、都市計画課、観光産業課、下水道課は変わりがなしですね。総務、議会事務局も監査なし。会計課が12年度1名減。そして、教育委員会の総務課は11年度と同じ。生涯学習課と水道課は12年度は減っているということなんですが、この勤務人員のあらわし方は、議会の議長の要請による出席議員による勤務人員と当日の行政側判断による行政窓口対応としての出勤者とが重なってるのちがうか。合わせてここに記載されてるような感じがするんですね。

それと、11年度と12年度との合計数が、いずれもが156名になってるんですけども、これで合うのかなと。11年度のところを見て12年度の関係で増員されてるのが16で減員してるのが6名ですから、先行き10名が出とかないかのちがうかなというふうに思うんですけど、そういうことになっていないことからちょっと疑問を持って質問したいんですけど。ここで議長要請による議会の出席者と窓口対応で出席したと区分してここにあらわしていただかないと、あのときの本当のことが判断ができないんじゃないかなと思うんです。そのことが1つ。

それから、ここで書かれている関係についての管理職手当支給対象者と非対象者との関係が明確にならなければだめだろうと、こういうふうに思います。それから、職員の年間

の休日労働日は何日になってるか。延べ何日で平均何ぼになる。そのうちの議会の勤務した関係についての休日勤務をした関係についてどうなってるのかということを知りたいと思うんです。そうしないと、なぜこの代休がとれなかったのかということの解明になってこないと思いますから、その辺は明確にする必要があるだろうというふうに思います。

それから、代休の付与の関係ですけども、代休が付与できなかった人の取り扱いはどうなってるのか。買い上げ制度もあるはずだと思うんですけども、買い上げをしているのかいないのか。していないとすれば、なぜしていないのかの関係などがあると思うんです。全般的に言って職員が土日はいろんな行事がありますから、それに参加をしたり指導をしたりしてくれてると思うんですけども、この場合はボランティアということで処理をされてしまってる関係もかなりあるように思うんです。だから、そういう関係などを具体的に分析をしなければ、この関係についての答えになってこないんじゃないかというように思います。

それと、不用額調書を見てもみますと、各所に効率的な事務執行に努めたことによって時間外勤務が減らすことができたというふうに言ってる箇所がかなりあります。であるとするならば、時間外労働の関係についての人件費の中に時間外労働分としての予算がいくらで、決算がその中で幾らになったんかということ。そして、代休付与ができなかった人々の買い上げをしたとするならば、それが幾らになっているのかという関係をわかっていれば明確に言ってほしいと思うんです。そうしませんと、ただ単に時間外勤務については、幾ら勤務の効率的な事務執行をやったから余ったんですというふうにここでいろいろと、不用額のところで説明をされてるんですけども、そのことの枠使いが十分にできていない。そして、このことによって時間外労働が平均一職員当たり幾らになってるか。最高何時間かという関係の具体的な分析をした上で判断をしないと、総合的な判断にならないんじゃないかな、こういうように思いますので、町の説明をしてほしいと思います。

○万里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 土日議会にかかわりまして資料提供に係りますお問い合わせでございます。まず、管理職手当の支給対象は、過日に配らせてもらいました勤務人員に入っているかということですけども、管理職手当の支給の対象人数は、当町の場合は課長補佐以上でございますが、議会の議場に参集する職員は課長職以上でございますので、管理職手当支給対象は課長補佐を入れますと42名、平成12年度では78名、ここの勤務人員が156名でございますけども、このうちこれは2日出ておりますので、延べ人員でございま

すので、1日当たり78名、土日議会にかかわって役場の職員も出勤してるわけですが、そのうち議会に上がります職員は21名、部長が4名、課長が17名というふうに21名になります。そして、残り78名から21名を引きました57名につきましては、窓口対応の職員で出勤をしたということになります。

それから、年間の休日労働日に出勤した日数が何日あるかということですが、これにつきましてはそれぞれ各課、各部におきまして、イベント等で土日出勤がありますので、全体的な数字はつかんでおりませんのでご理解賜りますようお願いいたします。そのうち議会に何日出てたというのは延べ2日ということになってこようかと思えます。

それから代休の付与でございますけれども、買い上げ制度はないのかということですが、代休をとれなかった場合には組合との話の中で、代休はその土日の前4週もしくはその後8週の間で代休をとるというふうになっております。その間で代休をとることができなかった場合は、時間外勤務手当を支給することができるようにしております。なお、制度といたしましては代休をその間でとるのが基本でございます。時間外勤務手当を払うというのは、制度的には最終の手段でございます、土日に出勤した場合にはその前4週、あと8週の間で代休をとるというのが基本でございますので、町といたしましても各課の管理者によりまして代休をとるように今までも指導をしており、徹底をしてきたところでございます。

それから、ボランティアの処理はしてるのかということでございますが、代休がとれなかった場合に時間外勤務手当を払ってないとすればボランティアという形になります。これにつきまして調査というんですか、そういったことはしておりませんので不明でございますけれどもそういう形になるかと思えます。それと不用額調書の時間外、予算、時間外勤務手当の精査の件でございますけれども、平成12年度の時間外勤務手当、一般会計の決算額でございますけれども、3,835万3,000円でございます。それから当初予算でございますが、予算額は時間外勤務手当と休日勤務手当合わせまして、約5,300万を計上いたしております。これは一般会計での金額でございます。それから買い上げの部分の金額はということですが、これにつきましても先ほど申しましたように代休をとらない職員の超過勤務につきまして幾ら払ったかという数字はつかめませんので、これにつきましてはわからないということでご理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 全体的には細かい数字を、5,000万の決算額で申しわけないんですけど、

分析が不十分ではないかというように私は思うんです。職員の勤務の関係について、賃金
の関係、手当の支給、そして時間外労働の関係については、特に節減に努めると強調して
いながら、その中身の関係については具体的な分析が含まれていない。そして、質問によ
ってはサービス残業をさせていないというふうなことをご答弁なさってるわけです。その
根拠が、具体的な調査の内容について実施したかどうかなんですかと言うと、これは調べて
いない。どうしてそういう答えが出てくるんでしょうかね。できるだけとるように奨励し
てますと。ところが、とるように奨励してもそのままかつ代休がとれなかったら買い上げ
をしている。しかもそれが予算がないということではなくて、むしろ節減した結果出てき
たんだ。払うべきものを払わずして残るのは当然だと思うんです。そんなことをして残し
てくれなんて、我々1回も言ったことはないと思うんです。しかも、ここで言ってるよう
に、人と賃金の関係のところを見てまいりますと、今ご答弁をいただきました課長のとこ
ろの面は、どなたもおとりになってないんですね。ゼロなんですよ、一月。こういう数
字をもって議会が土日開催をしていることについて、何も職員にいたずらに規制をして
るだけやという受けとめ方で、やっぱり論じられようと今してるわけです。そういうこと
について私は、当初議長も努めさせていただいて、土日開催を提唱して、理事者側のご理解
も得て実施をしてきたというふうに思ってるんです。その際に、職員に過剰な負担になら
ないように十分な配慮をしてほしいということも申し上げてきたはずなんです。ですから、
その面については十分配慮をする。窓口対応については、当局の判断によってそれは行わ
れるものであって、議会の関係ではないということにも言明をされて、くれぐもそういう
ことのないようにという、誤解を与えないようにということでした。

その後もしばしば土日開催について、財政的に多く負担をかけることになっていくのか
どうかというふうにお尋ねをしますと、そういうことになっていない。資料の提出を求め
られたらここに、代休取得者の人員を見ると、取得されていない現状がこの中にある。そ
うすると、いろいろ議員の顔色を見てものを言うかわかんけども、結果的には職員がと
りたいと言ってもとれない状態にあるではないかと。それでも土日開催をということにつ
いては議会のえごやというふうな議論が発展してるわけですよ。僕は、こういう関係の
資料を出してそういう説明をして、漫然としていこうということについて一体どうなのか
ということについて疑問なんですよ。そして、不用額の関係のところを見てみますと、
事務執行の精査による効率化に努めた。この結果残高が出ましたと調書に書いてるん
ですよ。結果的には、未払い賃金の結果によって残高を生み出したということに、結果的に

なるのではないのでしょうか。

僕はそういう関係、しかもそうではないと言ったとしても、具体的な資料は調査をしていないしということになってきたら何にもならんわけです。こういうことで人事管理、あるいは賃金管理というものが行われているとしたら、これは抜本的に私は改めてもらわないといけないことではないのかなというように感じるんです。しかもこの種の問題は、我々は少なくとも開かれた議会、少しでも行政に関心を町民に持っていただきたいという願いというのが、議会も行政側も一緒だと思うんですよ。そのことに対応してる状況について、こういう不備な資料、しかも調査の万全でない関係のものでもって判断材料として提供することについて私はいかななものかと、こういうように思うので質問させていただいておるんです。これについて何かお答えがあるのなら聞かせてください。

○萬里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 確かに議会そのもので、議会から要請を受けて出席している者は、課長、部長ということでございますので、これにつきましては代休を受けるといような形の中で、管理職につきましては、代休がとれない場合についてはそういう賃金を支払うということはないわけでございますけども、それに合わせまして窓口を開いておるわけでございます、そういった中でそれ以外の課長補佐、係長が出勤していることについて、我々の側としての配慮は、合わせて住民サービスの中で精査させてもらったという中での実態を示したことが、そういった不可解な状況のようなお答えになっておるということでございますけども、いずれにいたしましてもご指摘いただいているような関係につきましては十分把握して、支払うべきものは支払うべき適正に行っていくというような関係については把握し、努めていかなければならないと考えておりますのでよろしくご理解の方を申し上げます。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 我々には2つ問題があるわけです。1つは、議会が住民に開かれた、密着した議会のあり方を模索する中で、土日開催という環境が的確。このことに対する不信感が助長されてる結果になっているのが1つ。2つには、職員管理の実態として、超過労働云々についての具体的な結果の分析が全然行われていないと。具体的に出たのは、分析が行われないままに、その場限りの答えをし、観念的な判断に基づいて答えていく。このことでもって職員の勤務状況というものを十分に精査をしながら対応していつているということとは言えないという結果がここに出てるではないか。議会のことは例えば別にしても、職

員の関係で見てもそのことが言えると思う。そういうことを常に繰り返されてきてる。私は、これによく似通った関係については、今日もしばしば決算の段階で指摘を申し上げてきました。一向に改まっていない。そして、一方ではこういうことに不用額として上がってくる。そのことによって職員はただ働きを強制されているのではないかということになるし、また、そういう状態を議会が十分判断をしないままに、あえて休日労働になる土日開催をさせてるやないかということにつながってきてるわけですね、議論として。私は、そういうことについて極めて提出をされてる資料、そのものが極めて不十分な問題であり、極めて大きな誤解を与えている。しかも、それをもとにして今後さらにアンケートを取り、住民がどう考えておいでになるかということ、そのことに対応することにしました。しかし、12月議会における土日開催を一応見合わせよう、それで調査をしようということになってるんですけども、私はこういう資料関係についてはもっとより明快な、具体的な分析を行政側として行って、改めて私は議会に提出をしてほしいという気持ちを持っています。そのことを強く申し上げておきたい。これはしかるべくまた段階で、改めて私どもは手続をとることにもすることも考えていくと思うわけです。

次、2つ目の問題です。2つ目の問題は、財産に関する調書についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。後々また次の機会にまちがってはいけませんのでちょっとおたずねしておきますけども、5ページの分館の欄に峨瀬分館という関係がありますね。これは114平米でしょうか、地積の関係。これは、従来の寄附行為による分館の関係ではないのかなというふうに思うんですけども、そういうことで理解をしといていいのかどうかということです。それと、6ページの関係の峨瀬集会所とかいうのは、ここでは分館ではなしに集会所という関係になっています。集会所の1、2の2つに書かれているんですけども、この関連についてどう理解しといたらいのかということについて、ちょっと先に説明していただけますか。

○万里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 5ページの分館の峨瀬分館につきましては、以前に寄附行為でもらった峨瀬集会所の用地でございます。

それと6ページでございます。上から2つ目の峨瀬集会所1で90平米でございます。これにつきましては、チサンマンションの北側に小林住宅さんが造成された住宅地があります。小林住宅さんからもらった集会所用地として90平米がございます。それと、峨瀬集会所2というのは248平米。これについては、平成11年度中に土地開発公社から買

収いたしました分でございます。これが248平米。以上です。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 分館の分は土地だけしかここに記載されていないんですけど、なぜ土地だけなんですか。建物の関係は寄附を受けているわけですから、当然これは建物関係についても評価をして額が出てくるのが本当だと思うんですけども、土地だけということは一体どうなってるんでしょうか。

○萬里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 教育委員会でも公民館等の関係から出した施設でございまして、その当時、峨瀬から集会所を建てるということで行われたのは、あの場所にその後建築基準法で建てられないから、町が建築確認を出したわけでございます。しかし、土地については寄附行為ということでいただきました。建物そのものは現実に分館として続けておりますけども、財産として寄附を受けたということではないだろうと思います。したがって、こういうことを含めて整理していかなければならないと、このように思います。ご指摘のとおりでございまして、当然、土地が町の財産になる。当然、建物も財産になるということをお考えでございます。申しわけございませんけども、こういうものを含めて整理をしたいと、このように感じておりますのでご理解賜りたいと思います。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 今のご答弁は適切でないと思うんです。正確性を欠いてる。少なくとも峨瀬の分館と言われている建物が、ご承知のようにあそこに墓地をつくりましたね。その見返りとして西田石材店が建てたものなんです。そして、それを形式的な形としては町側に寄附をするということで寄附をされた。そして、そのときには町関係者も出席をして、確かに儀式をやったことも私は記憶にあるんです。私も出席しました。そのことがあって、そして町が峨瀬に管理委託をするという手続をとって町に分館という形になった。だから、町は一銭も取りあげていないんです。しかし、これは寄附を受けたという関係にして、そしてそれを貸してるという形になってきているというのが実態なんです。

ですから、当初県の補助金とか何とかの関係で分館というふうには町によこしておかなければならないというのは、町も整理したんですね。残ってる関係というのは、ここへ書かれてるところだけの分館なんです。公民館も分館になる。それはなぜなのかという。そのときに変えることができなかったのは、そのことがあるから。ですから、これは峨瀬の分館でありまして集会所ではないわけです。あくまでも町の施設になっているというのが今日

までのいきさつでありますから、今言われてる関係については何かかの勘違いをされてるだろうと私は思うんです。状況から見て正しいことではない。したがって、寄附を受けたということであっても、それは建物の関係としては当然の評価をされてしかるべきだろうというふうに私は思う。こういうことの取り扱いのあいまいさが、今日いろんな問題で峨瀬出して、峨瀬というたら何か悪いことをしてるみたいな印象を受けるようなことになってくるんで、私は極めて遺憾に思うんです。また、近隣の自治会としてもまことに申しわけないなという感じがして仕方がない。

次に、峨瀬集会所、ここで1、2と書かれている。これは全くもって先ほどの理由から言って、こういう名目をなぜつけるのか。問題になってるということを見ると皆さん自身が問題をつくってるのちがうか、これは。こういうことをしてくれてるから、同僚議員が毎回質問をされるんです。私は質問の追求の内容そのものはすべて公表しませんけれども、経緯といきさつの関係から見えていったら、何とか地元の要望に応えようというのは当初の発想であり、取り組みというのは総務委員会でも答弁してますけれども、現在私は誤りでなかったと思う。後の事務処理の関係についていろいろ問題があるからああいう指摘を受けることに、結果的になったのだと思う。今回このことを見ても、そういうことが言えるのではないか。なぜこんな記載になるのですか。しかもここで確認をしたいのは、峨瀬集会所の2の関係になると思うのですが、今問題にされている箇所は。この関係についても明確にならないのは、いわゆるこの場所が龍田西3丁目のこの地番であるとするなら、今までの町側の説明でもありますように、総務課でも説明されてますけども、この集会所予定地の関係は、町が購入をして町が自治会に渡すと。寄附になるんでしょうか、あるいはひとつの無償提供するというのが1つと。そして、町ももう少し広い場所が欲しいということから、開発公社が自治会に売り渡すという関係の2本立てになってるというふうに、説明を今までしてきてます。

そういう形でおかしいやないか、おかしいやないかということと言われてるんですけども、私は今日までの経過にしたらそれはあり得る状況かなというふうには思うんですけども、それがまだまだ全体に容認されたことにはなっていない。そうすると、土地開発公社の予定地というふうに言われてる土地は、ここに含まれているのかいないのか。いないとするならば、その分は一体、依然としてまだ土地開発公社のものだと思うんです。これは隠れた存在になってきています。そして、ここで言う峨瀬集会所のいろんな関係だけが出る。これはいずれ今言われているような計画でいきますと、普通財産から抹消されていく

性格のものだとは思いますが。ところがもう一つここでは、土地の関係はそういうことで明記をして、財産として取って認めただけです。こうしていきますと、今後一体どのように対応していこうとするのかということが残ってくるわけです。その辺についてはどうお考えですか。そして、なぜこういう峨瀬集会所の1、2という関係で表記をすることにしてるんですか。私はこのことが、いろいろと誤解から誤解を生むような形で、迷惑このうえないというふうに思うんですけども、一体その辺について明確に答えてくれますか。

○万里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず、6ページでございます。峨瀬集会所1、2となっておる表示については、ご指摘のとおり非常に表現が同一視するためにあいまいになっておると思うということで、全然、峨瀬1と2の意味合いも違いますので、表現自体につきましても考慮したいと考えております。

それと峨瀬集会所2につきまして248平米、今質問者もおっしゃいましたように、土地開発公社で保有しております分については、面積にカウントはいたしておりません。そうした中で、今日までの経過を見た中で峨瀬集会所2という形で集会所のところに入りますけども、ここで表示するのがいいのかどうか等も今後の処分を考えた場合に、この記載がいいのかどうかにつきましてもちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○万里川委員長 松田委員。

○松田委員 今まで龍田西三丁目の問題にしている峨瀬集会所建設用地にかかわっての関係では、皆さんが公社との関係の土地という面について、こういう表現をしてませんでしたか。僕はその辺の提起を受けた記憶があるんです。今言われているように全く異質の関係のこんな小林住宅の云々というような関係のものがなぜこんなところにひっついてくるのか。これは隣接地の1つのところなんですか。それとも、こういう関係に一体なぜしてくるのか。これは、いろいろつくってるけども、見方によっては土地開発公社の関係と町の関係とあって、それがこんな形であらわれてるのかなというふうに疑われても仕方がないし。

あるいは、小林住宅の関係での寄附行為の関係があった13件について初めは申請した分だと思ってしまうんですけどもね。しかし、そのところの関係とこの部分の。ここで初めて出てきてるわけなんです。こういう扱い方なんていうものが一体どうなんでしょうか。検討するというふうに言われてるんだが、検討してくれてはいいと思ってしまうんですけども、こうい

うことがそもそも住民が、わざわざ住民負担をしてでも集会所が欲しいという人々の気持ちを根底から覆し、あるいは踏みにじってしまっている。そうすると、むしろ町に全額負担で住宅を建ててもらったほうが良いという関係で、請願とか何とか出てきたらそれが採択されるというふうな格好というものについては、これは果たして公平なんかどうか。あるいは、取り扱いについて一貫した姿勢を当局はお持ちになってるんかどうかということについて極めて私は不満であるし、何回となく私はこの集会所問題については今日まで指摘をしてきてますけども一向にそれが改まらない。その場、その場のやっぱり答弁に終わってしまうというようなことが極めて不満なんです。

私は、これは今後検討のというより、こういう関係での決算にかかわる財産調書などについては承認することができないんです。だったら手だてを講じてほしいんです。そのことを強く申し上げておきたいと思う。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。西谷委員。

○西谷委員 これは松田議員の関連で、土日議会の関係なんです。いつも全協の中では松田委員の質問の中で、町は議会としては21名だということで答弁があったわけですが、実際には21名で今の課長の答弁を総括いたしますと、21名の部課長が土日に来ておられる。それについて窓口業務を含めたそういう出てきた職員については、代休をとりなさいということで指導してるということですから、裏返してみたら当然、部課長で土日議会に来られた方というのは、出席された方というのは当然、代休はすべてとっておられるという考え方でいいんですか。自分が部下に代休をとりなさいと言うてるわけですから、自分は率先してそういうことをとってるということで解釈していいんですか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 この代休につきまして調査したときに各課で聞いて数字を足したわけですが、その中で、そこまで管理職が代休をとったかどうか、また課長補佐、あるいは係長が代休をとったかどうかという内訳まで調査してないのが実情でございます。日数的なものもございまして、課で当日勤務した人員は何人で、そのうち代休を平成12年度でしたら12月9日、10日で代休をとった職員は何人かという調査で、その数字をここで上げさせていただいたわけでございます。先ほど何回も申しますとおり、管理職とそれから課長補佐、係長との区別をして調査をしたわけではないということでご理解賜りたいと思います。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私は、窓口業務にさせていただいて、仮に部課長が職員に代休とりなさいと言いながら、仮に部課長が代休もとらんと仕事してたら、逆に下の部下の者というのはなかなか、代休がとりにくい環境をある意味ではつくることになる。そういう中では私は、松田委員が言われましたから多分そういう資料が出てくると思うんですが、議会だけに土日議会に限った形での代休の部分ぜひ出していただきたいと思ひますし、全協の中でも2週間も仕事を職員にさせるというのは、健康にもかかわるやっぱり休まसानあかんみたいな危惧が中から出てました。実際にそれぐらい役場の職員さんの業務というのは酷なのかと言われるのをまず1点お聞きしたいと思ひます。その後、これに関連して質問。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 役場の業務は過酷かということですけども、この時期は1つは予算の編成時期でございまして、各課のヒアリングをはじめ予算案計上のための資料集めを、そしてまたヒアリングの際、積み上げと検討に要します時間。それと、日常の通常業務とがふくそういたします関係上、関係者はどうしても時期的に仕事が忙しいというのは否めないと思ひているところでございまして。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際に仕事が忙しいということなんですが、例えば素朴な問題、今言われたように前4週、あと8週です。3ヵ月の間で何でとれへんのやろうというのは素朴な疑問なんです。だから結局、究極したらそれだけ絶対数の職員が足らんから代休がとれへんのかということと、今の職員の体制がそれでいいのかということになるわけですが。町としては、人員として職員が足りないから代休がとれないんだという認識にはないわけですよ。ちょっとお答え願ひますか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 職員数につきましては、定員モデル、類似団体等を勘案します中で、他町と比較しますと同レベルにあるというふうに理解してます。あと、仕事内容につきまして代休がとれにくい状況にあるのかどうか、職員数が少ないのかどうかということですけども、今言いましたように類似団体との比較では職員数が同レベルでございまして、決して職員数が少ないということではないと思ひます。あと、私が個人的に考えますのに、代休の取得につきましては、1つは忘れてしまうと。あと8週という中で忘れてしまうと。また、前に4週になりますと、先に休みをとってしまいますと、当日、土曜日もしくは日曜日に出勤するときには何かあつて出勤できない場合もあるというようなことを考えて、ど

うしても後で代休をとるという形をとりがちだと思ってます。その間でどうしても忘れてしまうというようなことが発生すると、私自身はそういうふうと考えてるところでございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それはおかしい。だから、先にとって、そのときにどうしても出られへんかった。それだったら別に年休を取ったらいいだけの話でしょう、別に代休でそういうふうに。そういう論理はおかしいと思う。僕は、職員は周辺の状況も変わらない。それで代休はとれない。だけど、議員の中では非常に職員に負担がかかっているというのを何人もの同僚議員からそういう意見が出るわけ。ということは、役場の職員の皆さんは、土日議会はしんどいという、やっぱりそういう部分があって。職員の中でそういう不満がずっとあって、多分それが親しい議員さんにそういうことを言われてるから、結果としては全協でこういう論理づけがあるからやめたらいいんちがうかなという話になると思うんですが。今、認識されてる中でこれまでに職員の皆さんの中でこういうことはやめてほしいと、あるいは部課長会の中でこういうことはしんどいやないかというような、そういう話というのはある。町の中で出てるんですか。そういうのは把握されてるんですか。

○萬里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 当然、議会を開催するという住民に開かれた議会という方針の中で議会被をされるということにつきましては、我々としては出席要請があれば当然出ていくべきだと思います。そうした中で職員は、やっぱりそういうことについては十分認識しておりますので、おっしゃったような職員の間で、そういった議会に出ることによってどうこうという話は、私は聞いておりません。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 ということは、総務部長の中ではそういう職員の中からそういう話が出てない。出てないのに議員さんの中ではそういう話がなぜか出てる。結構です。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。里川委員。

○里川委員 私、先ほどの財産に関するところで資料請求をした分があるんです。土地の賃貸借調書というところです。最終ページについてるところにつきまして、どういような金額の状況になっているのか知りたいので、この決算委員会のときに提出をしてほしいということで資料を出していただきました。お世話をおかけしました。それで見せていただきまして、契約の状況をちょっと気にしてたわけなんですけれども、ここで見させ

いただきましたら契約の年数というのがばらつきがあるんですけども、自治体がこういう契約をするとき、長期契約というような形もあるとは思んですけども、効力が継続していく形の契約の中に、1年ずつの契約と例えば20年という契約です。この契約で何か短いのだったら3ヵ月というのがあるというのも、私もちょっと驚いたわけなんですけれども、契約の違いというんですか、なぜ短期のやつと長期のやつとで違いがあって、そして契約のときに短い期間の契約と長い期間の契約とでは、効力の継続という点なども含めてどういうふうな状況で契約をしてると考えた方がいいのか。私も不勉強なものですから詳しくわからないので、ここでちょっときちっとした認識を持っておきたいと思いますのでお聞かせいただきたいと思います。

○万里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 賃貸借の状況について、教育委員会が非常に多く持っているわけですが。この契約については年々更新ということで、大方のところは1年ということにさせていただいております。ただ、3年契約をしているところもあります。しかし、当面3年間貸してくださいと、そういうことでお願いをして、契約は1年ずつ締結をさせていただいております。

それから、スポーツセンターの20年というのがあるわけなんですけど、これはテニスコートの敷地でございます。そうした中で毎年毎年やっていきますと、やはり来年あかと言われたときに困りますので、やっぱりそういう施設のことですから最低20年は使用させてほしいと、こういう当初の契約の中でお願いをして、そして借地料については毎年契約をしながら更新をさせていただきます。

それから、野外センターの3ヵ月ということもございますが、これは野外センターの活用期間だけを営林署からお借りすると、こういうことでその使用期間だけお借りしているということもございます。以上でございます。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、この施設については約束といいますか、20年は貸してくださいよということで1年ずつ賃貸料を払うということの契約を、1年ずつの更新でやっているというふうに考えていいわけですね。

そのことと、それとあと、今教育長がおっしゃったように、テニスコートやからやっぱり継続して貸していただきたいから20年は貸していただきたいということで、そういうふうに話ができているんだということなんですけれども、そしたらほかの施設についてはそ

ういう1年ずつ更新を単にしているだけなんでしょうか。やはり必要な用地だと思うんですけど、これらについては効力の継続というのか、お約束がどこまで続くようにしてあるのかというのが私は非常に気になるんですけれども、その辺はどういうふうに考えたらよろしいんですか。

○萬里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 最近借る分については、そうしたことで契約をさせていただいております。ただ、斑鳩小学校の中に一部借地がございます。これは以前から町有地にすべくいろいろ前教育長さんも前助役さんも努力してほとんどの用地を買収していただいたわけですが、もう一件だけ残っております。こういった中で、その当時の契約が何年間、何十年間という契約になってるかどうかはちょっと確認はできていないんですけど、現在、こうしたことで物価の状況、あるいは税の状況等々を見ながら、その時代に応じた借地料ということで契約をさせていただいております。したがって、小学校用地については今、何年間お借りするという。失礼しました。今、賃借料については3年間で契約して、そして1年ずつ金額の更新をしていくというようなことで契約してるようでございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、かなり古い話の分についてはそういう形であると。そして、比較的新しい事例については、そういうふうに20年とかいう期間などを見越してお願いをしているということなんです。そうしましたら、この20年とかいうことを見越してした契約と最近町が取り入れられた定期借地権付の賃貸との形態の何か違いというんですか、そういうものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○萬里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今申し上げました教育委員会の関係は、先ほども言っておりますように、土地のそういった状況の価格の問題、それからその土地に係ります税の問題等で積算させていただいて、そして契約をさせていただいておるという状況でございます。借地権付きの契約方法について、ちょっと私は周知しておりませんので、これはお答えいただきたいと思います。

○萬里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 事実、そういう借地権付どうのこうのというような方法では契約はしておりません。そういった賃借料の決定するのについて、そういった考えに立って算定していくというようなことでございますので、契約そのものは通常の契約、期間が長いという

だけでございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、今、総務部長がそういうふうに答弁していただいたんで。では、第2分団の今の土地と、このスポーツセンター、要はテニスコートですね、この土地との契約の形態というのは同じというふうに考えていいんですか。

○萬里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 公共施設としてお借りするについては、考え方は一定のものでございまして、ただ、賃借料決定については、いろいろ難しい問題がございましたので、今後そういった中で1つの方法として採用させていただきますというようなことです。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、このことについては終わっておきたいと思います。

それともう一つ、ほかの委員さんからの関連で申しわけないんですけど、私ちょっと先ほど総務課長が答弁されたのがひっかかったものですから。職員数については、他の類似団体と比較して同じレベルであるというふうなご答弁があったものですから、大変申しわけないんですけども、私自身が以前にそういうことを非常に気になったので調査した資料があるわけなんです。これは奈良県全体の市町村の職員数調べというのをご存じですね、これは統計があるので。平成11年4月1日現在の資料、ちょっと古いですけど私は持っているんですが。先ほどちょっと監査委員さんも触れられてました税務関係の職員なんです。ここで見ましたら、斑鳩町12名となっていて、斑鳩町より少し人口の多い田原本町では、税務関係24名となっています。広陵町につきましては、広陵町も斑鳩より少し多い人口なんですけれども、ここで16名というふうにこの調査ではなってるわけなんです。課長がご答弁いただいたその類似団体と比較してという、その類似団体との比較の仕様ですとか、そういうのはちょっと私はそれで納得ができないものですから、えらい申しわけないんですけどちょっと教えていただけますか。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 類似団体のことなんですけども、こちらは毎年県の一定の調査がございまして。その中で類型ごとに類型といいますのはそれぞれ部門がございまして、議会部門、総務部門、税務部門、福祉部門、経済部門、こういった一定の部門がございまして、これに合わせて職員数を、現在の斑鳩の職員数を割り振るわけがございまして。そういった中で比較に使用します修正値、単準値、こういったものがございまして。これを算出してきまして、

そしてこれが同じ人口レベル、大体人口レベルで類似団体が決められるんですけども、人口レベルで同じ団体との比較をしてくるわけでございます。そうしますと、先ほどおっしゃいました税務部門につきましては、当町の場合では類似団体では14名、平成12年度の調査ですけども14名というふうになってます。その中で当町の職員は十分かということになりますと、現在13名ですので、ほぼ、1名少ないですけども、同レベルかなと、1つの部門ごとに見てみますと。

あと、それぞれ各、例えば衛生部門でございますと、その同じ類似団体の中でも例えば直営方式、委託方式がございまして、一概にその方式によりまして人数が少ないとは言えないんですけども、そういった見方もございましょうし、また教育部門におきましても給食センター等が設置されてるところでしたら給食調理師さんの数が少なくなってまいりますし、当町でしたら各学校での給食調理方式でございますので、職員はふえる。そういったことも考えてみますと一概には言えない部分もあるんですけども、おおむね相対的なトータルを見てみますと、普通会計部門で大体234名、斑鳩町でも平成12年4月現在では234名ということで、同じような数字になってるというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 また現在の課長、ていねいに説明していただきまして。

もちろん斑鳩町ごみ収集にしたって直営ですし、いろんな部門で考えていかなあかんとということには私もよくわかってるわけなんですけど、ただ、類似団体ということで私自身が今、田原本や広陵町が斑鳩より少し多い人口のところを見たわけなんですけれども、斑鳩もほぼ3万に近いですから、そういうことを見たわけなんですけれども、類似団体とされて比較される町というのは、一体どういうふうに私たちは。対象はどうなってるんだということをどう見たらいいのかというのを教えていただきたいなと思うんですけど。

○万里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 類似団体ですけども、一定の県からいただく資料がございまして、その中に全国的な形で当てはめました町があります。10町全部解っています。今現在その資料を持ち合わせておりませんので、今ご報告できないんですけども、また後ほど類似団体の町を報告させていただきます。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、それをまた教えていただきたいのと、それと県内で斑鳩町と類似

団体として扱われている町はどうなっているのかというのがあれば、それも併せて後で結構ですので教えていただきたいと思うんです。

○万里川委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○万里川委員長 再開いたします。

午前中の質問について、里川議員からの斑鳩町との周辺の立場のことを西本課長から言っていたのと、そして峨瀬集会所の件に関して松田委員からの質問に対して、後で中野収入役にお答えをいただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、先に西本課長からお答えください。

○西本総務課長 朝から里川議員のご質問がございました類似団体の町村の名前をご報告させていただきます。まず、北海道亀田郡七飯町、宮城県宮城郡利府町、埼玉県北足立郡吹上町、同じく埼玉県北葛飾郡松伏町、神奈川県足柄下郡湯河原町、静岡県駿東郡清水町、大阪府三島郡島本町、兵庫県川辺郡猪名川町、広島県安芸郡海田町、香川県木田三木町、福岡県糟屋郡篠栗町、同じく福岡県遠賀郡岡垣町、長崎県西彼杵郡時津町、熊本県菊池郡菊陽町、沖縄県島尻郡南風原町、以上15団体でございます。申しましたように奈良県では類似団体はございません。以上でございます。

○万里川委員長 中野収入役。

○中野収入役 午前中に財産に関する調書の中で、峨瀬分館について建物が抜けているのではないかと、そうしたご指摘をいただいております。そうした中で、当分館につきましては町の一般会計に計上する形で、町で事業を行ったものでございます。そうした中で建物としてご指摘をいただいておりますように、財産調書の中で整理をしていくべきものであると、そういうように考えております。ただ、その他の分館につきましても町の土地だけを計上させていただいているというような状況の中で、町としてもさらにそうした他の分館と合わせて整理したいということで、今年度の財産調書につきましてはこの状況の中でよろしくご理解を賜り、今年度中にそうした整理もする中で、財産台帳等の整理もきちっと行ってまいりたい、そのように考えておりますのでよろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

なお、峨瀬集会所用地1、2の表現についても併せて、そうした中で整理を行ってまい

りたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○万里川委員長 それでは、午前中に引き続きまして質疑をお受けしたいと思います。

ないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結いたします。

続いて認定第4号 平成12年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、各款ごとの審査に入ります。まず第1款 議会費についての説明を求めます。小野議会事務局長。

○小野議会事務局長 平成12年度主要な施策の成果報告書の41ページをお開きいただきたいと思います。

平成12年度議会費概要説明といたしましては、平成12年度の歳出決算額は1億1,946万7,254円、執行率98.3%でございます。前年度1億1,985万2,689円と比較いたしまして、38万5,435円の減少を見ているところでございます。この主な原因といたしましては、人件費におきまして111万円増加をいたしておりますが、一方で需用費で会議録及び議会だよりの印刷費の減額等に伴いまして129万6,000円の減額。役務費では筆耕翻訳料等の減によりまして22万円の減額となっております。

活動及び執行状況からご説明申し上げますと、主要施策の成果報告書にまとめてございますけれども、活動状況といたしまして議員提案であります政治倫理条例の制定につきまして、精力的な委員会活動が行われてまいりました。その結果、昨年12月議会で可決されたこと。また、全員協議会の傍聴につきましていろいろとご審議いただきまして、その結果、原則として公開できるようになったというところでございます。

議会費での執行状況につきましては、主に議会管理費といたしまして議員報酬、職員の人件費、議会会議録作成に係ります費用が主として執行いたしております。また、議会活動費といたしましては、議員行政視察費用、議会活動状況を住民へ周知させていただくための議会だよりに係ります費用、その他に議長交際費等で、いずれも通年どおりの執行で、常に経費節減に努めながら議会運営に最大の効果を得られますよう、議員皆様方の協力を得ながら取り組んでまいりました。

以上、簡単ではございますが、概要の説明とさせていただきます。

よろしくご承認賜りまして、原案どおり認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○万里川委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について質疑をお受けいたします。

ないようですので、これをもって第1款 議会費についての審査を終わります。

次に第2款 総務費について説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、私の方から第2款、総務費についてご説明申し上げます。

第2款、総務費では、予算現額11億8,307万7,000円に対しまして、決算額11億981万850円で、執行率は93.8%となっています。また、第1項の総務管理費につきましては、予算現額9億6,487万9,000円に対しまして、決算額は8億9,757万4,447円となっております。執行率は93.8%でございます。

それでは、主要な施策の成果の報告書の42ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1目、一般管理費では、予算現額5億1,036万6,000円に対しまして、決算額は4億8,028万2,914円で、執行率は94.1%となっております。施策の成果の報告書の右側の項目、施策の実施内容の欄で説明してまいりたいと思います。

まず、コミュニティ推進組織の確立でございますが、地域コミュニティの中心となる地元自治会の事務費等の負担軽減等を図るため、自治会に対しまして文具料の助成を行ったほか、自治会連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティの育成に努めてまいりました。また、地域単位の活動拠点の整備・充実では、地域住民の福祉増進と地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対し、地域集会所施設整備費補助金として、4自治会に補助金を交付するとともに、地域におけるコミュニティ活動が幅広く行えるよう活動基盤を整備するため、三井集会所の建設及び東里公民館の改装を行うなど、より一層の地域社会の福祉増進に努めました。

次に相談体制の強化でございますが、無料法律相談、行政相談、人権相談を月1回開催し、住民が抱えている諸問題の相談に応じ、問題解決等への助言を行ってまいりました。本年度は無料法律相談では86件、行政相談では6件、人権相談では2件の相談がございました。そのうち無料法律相談の86件の相談内容でございますが、民事関係で37件、家事関係で46件、労働関係で1件、税務関係で1件となっております。

また、コミュニティ施設の整備では、三井集会所の新築及び東里の旧公民館の改装並びに放送整備の新設を行い、地域におけるコミュニティ活動が幅広く行えるように整備を行いました。

次に43ページをお開き願いたいと思います。

情報公開制度の充実でございますが、まず、情報公開の推進といたしまして、平成10年10月1日から斑鳩町公文書の開示に関する条例を施行しましたが、平成12年度中の1年間における義務開示請求が34件、任意開示の申し出が18件、合わせて52件の開

示請求がありました。そのうち2件については、開示した内容を不服として、開示請求者が異議申し立てをされ、それを受けて1件は認容したものの、あと1件につきましては、斑鳩町公文書開示審査会に諮問をいたしました。その諮問を受けて、公文書開示審査会が3回開催され、委員の慎重な審議をしていただく中で、平成12年7月21日答申をいただいております。その結果、答申どおり請求者の申し立てを棄却する決定をいたしました。

また、個人情報保護の推進でございますが、斑鳩町公文書の開示に関する条例と同じく、斑鳩町個人情報保護条例を平成10年10月1日から施行しており、平成12年度中における個人情報の開示の請求は9件ございました。今後も引き続き町民の飛躍に努め、参加しやすい情報公開制度の推進を図り、町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町民本位の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に44ページに入ります。

人材の育成でございますが、平成12年度における職員研修につきましては、平成9年度に職員研修のあり方についての見直しを行い、職員研修計画を策定し、多種多様化する行政現下、住民の要望に的確にこたえられるよう職員の資質向上に努めてきたところでございます。具体的には、職員個人の自己研さんを図ることが大切と考え、職員の応用能力向上のために中研究グループ活動に対する支援や、行政課題等の円滑な推進方法を研究するプロジェクトチームの編成、さらには複雑化する行政課題への総合判断力、問題解決能力を高めるための行政課題研修の実施など、職場内研修制度の充実を図りました。

そのほか、地方分権時代を見据える中で、職員の職務に対する意欲と幅広い知識の取得の機運づくりに努め、研修体制のより一層の充実を図ってきたところでございます。また、従来から行っております専門的地域の修得のための県、郡レベルでの研修。行政研修、管理者等研修、視察研修、斑鳩らしさウォッチング研修、パソコン研修の実施。実施済み研修といたしましては、県・市町村会の1名の派遣を行いました。

また、新規採用者及び課長補佐級を対象といたしまして、ごみの収集等の実務の体験研修を実施するなど、これらの研修を通じて住民全体の奉仕者としての意識を高め、また、重要施策をよりよく理解できる機会として、住民へのより一層のサービス向上を目指してきたところでございます。

また、平成7年度から導入いたしております係長昇任候補者試験及び、平成8年度から導入の課長補佐昇任候補者試験を実施をしております、行政ニーズに的確にこたえられる職員の醸成に努めてまいりました。今後も職員の資質向上に努め、効率的な事務事業の

遂行に邁進してまいりたいと考えております。

次に45ページに移りまして、職員福利厚生の実績でございますが、まず、労働安全衛生法に基づく職員健康対策といたしまして、全職員対象に定期健康診断及び成人病検診を実施し、健康管理に努めたほか、職場内の安全や衛生の確保等を図るため、産業医や衛生管理者等で構成いたします衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりの保持に努めてまいりました。

また、職員互助会が福利厚生等の事業活動をしており、このため活動助成として補助金を交付し、職員が健康で安心して働ける職場づくりに努めてまいりました。

次に、有功者の表彰でございますが、有功者3名について、斑鳩町表彰審査委員会の審議を経て表彰を行い、永くその榮譽をたたえました。さらに例規の整備についてでございますが、平成12年度中に制定・廃止・改正を行いました条例、規則等について町例規集の追録加除を2回行っております。

次に46ページに移ります。

第2目の文書広報費でございます。予算現額628万9,000円に対しまして、決算額は565万7,021円で、執行率は89.9%となっております。広報活動の実績につきましては、町のイベント情報やお知らせ等について十分周知を図るとともに、町の主要諸施策について、理解と関心を持って読んでいただけるよう、親しみとわかりやすさに重点を置いた広報紙の発行に努めました。特に平成12年度は、男女共同参画社会の実現に向けての連載や環境問題を取り上げた特集などに取り組んだところであります。

また、ホームページにつきましては、町の財政状況を初めとする行政情報や、文化・観光情報を総合的に公開し、福祉医療制度の各種申請書様式の交付サービスなどを新たに開始いたしました。さらに平成13年度、英語版開設に向け、翻訳等の作業を行ったところでございます。

平成12年度のアクセス件数は1万9,437件と、前年度より1.6%の増となっております。また、Eメールにつきましても73件あり、観光やホームページに関する感想、町の施策に関する問い合わせが主な内容となっております。今後は地域内外の情報化は、住民サービス、情報の公開等といったことから、ますます重要となってまいります。こうしたことから、町全体の情報化計画を策定し、計画的に推進する必要があると考えております。

次、公聴活動につきましては、平成12年度よりアンケート方式による、町が行う行政

サービスについての満足度調査を実施し、住民ニーズの把握を行い、今後の行政活動への資料として活用したところでございます。

次に47ページに移ります。

第3目の行政管理費であります。予算現額266万4,000円に対しまして、決算額263万7,787円で、執行率は99%となっております。財務会計システムの利活用による適正な予算執行管理を行うとともに、平成12年度では住民のストック情報への関心の高まりに対応するため、また、適正な財政運営を実施していくため、貸借対照表を試行的に作成し、町広報、ホームページを通じて広く公表いたしました。今後は行政コスト面からの財政運営状況を作成する必要があると考えられます。

次に、第4目の会計管理費でございます。

予算現額57万1,000円に対しまして、決算額は49万3,508円で、執行率は86.4%となっております。主に庁内供用事務用品等の購入費用であります。

次に、第5目の財産管理費でございます。

予算現額は1億2,188万8,000円に対しまして、決算額は1億1,643万557円で、執行率は95.5%となっております。庁舎等きょうゆう財産の適正な運営管理を行うとともに、後年度の財産負担の軽減等を図るため、財政調整基金を初めとする各基金利子及び寄附金を原資として、各基金の積み立てを行っております。また、平成12年度においては追手西町、西町営住宅跡地の一部、165.3平方メートルを斑鳩パークウェイの事業代替用地として、旧第三分団跡地を県道天理斑鳩線の重要地として県に売却を行い、その財産未払収入2,852万3,730円を原資として、財政調整基金に積み立てを行っております。さらに入札の契約手続の一層の透明性、競争性の向上を図るため、入札予定価格の事前公表を図ったところであります。

次に、48ページをお開き願います。

第6目の企画費でございます。予算現額2億8,194万6,000円に対しまして、決算額は2億5,333万6,443円で、執行率は89.8%となります。

まず、多様な交流活動の促進でございますが、住民が郷土愛と誇りを持ち、斑鳩のよさを再認識できる機会とするため、兵庫県太子町、大阪府太子町及び長野県飯島町が主催するイベント等への住民参加や、物産展などを通じた交流活動を促進しました。今後は住民同士の交流をより一層推進する必要があると考えております。

次に、男女共同参画社会事業でございますが、現在の構造計画の見直しと、より具体的

な実施計画の策定及び計画の進捗管理を図ることを目的に、男女共同参画社会推進委員会条例を制定し、住民代表と学識経験者からなる委員会を開催いたしました。平成13年度中には計画の見直しと実施計画を策定する予定でございます。また、行政内部での推進を図るため、男女共同参画社会推進本部の開催や研修会を実施いたしております。

さらに、男女がお互いの人権を尊重し、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革を促進するため、町広報紙において12回にわたる連載記事の掲載を行いました。また、住民を対象を男性学セミナー及び女性学セミナーを延べ4日間開催いたしました。

次に、総合的な情報化の推進でございますが、住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るための電算業務の委託化など、事務事業のOA化を推進いたしました。また、庁内LANの活用促進を図るため、パソコンの1人1台体制の確立に向けた配置を推進した結果、LAN対応設置台数は110台、設置数にいたしますと69%となっております。

次に、歴史的・文化的資源の保全・活用でございますが、地域を再発見する機会づくりとして、太子の和の精神をテーマに、太子の日のフォーラムを開催。約200名の参加がございました。また、古都奈良の文化財が世界遺産に登録されたのを機に、法隆寺から奈良平城京の朱雀門までの世界遺産をめぐり、歴史文化を身近に感じられる機会づくりをテーマにいたしましてウォークイベントを開催、約350名の参加がございました。

次に、文化振興の推進についてでございます。地域の文化・芸術活動の振興を図るため、昨年に引き続き文化振興財団及び地域で活発に活動を行っている文化・芸術活動団体に、それぞれ補助金と助成金を交付いたしました。また、町の文化事業及びいかるがホールの施設管理運営を斑鳩町文化振興財団に委託いたしております。

次に、広域行政の推進でございますが、王寺周辺広域市町村協議会での連携を深め、広域行政機能の強化・充実を図るため、理事会及び幹事会を開催、また、先進地視察等の研修を実施することにより、お互いの共通認識の醸成に努めております。また、平成22年度を目標年次といたします第4次王寺周辺広域市町村圏計画の策定も行っております。

次に、総合的・計画的な行政運営についてでございますが、行政評価システムの確立を図るため、平成12年度から施行ということで取り組んでおります30事業について、事務事業の評価を実施いたしました。

次に、行政改革の推進でございます。平成8年度策定の行政改革実施計画の最終年度として、その取組を実施いたしました。その結果、実施計画に設定いたしております72項

目のうち、実施済み46件、一部実施18件、合わせまして達成率89%となっております。このような諸改革を行った結果、財政効果といたしましては、平成8年度から12年度までの実施期間内におきまして、歳入効果として約5,000万円の増収、歳出削減効果といたしまして約4億1,600万円の経費削減ができました。

これらの内容でございますが、歳入効果では使用料・手数料の見直し、及び町税滞納の成長によるものでございます。歳出効果では、経常経費、補助金、助成金等の削減、町税の前納報奨金廃止等によるものでございます。

次に、新総合計画の策定でございますが、平成12年度に第2次総合計画が目標年次に到達することから、新世紀に向けたまちづくりの指針とするため、昨年度から通算7回にわたり第3次総合計画策定のための総合計画審議会を開催、また、一定の案が固まった段階で約250人の参加を得てまちづくりフォーラムも開催、慎重な審議等を得て答申を受け、平成12年12月議会で議決をいただき確定をいたしております。今後は総合計画の進捗管理を行いながら、計画の実現に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に53ページに移ります。

第7目の公平委員会費でございます。予算額9万1,000円に対しまして、決算額4万4,000円、執行率48.3%でございます。登録職員団体の記載事項変更の審議、登録のため、委員会を1回開催いたしております。

次に54ページに移ります。

第8目の交通安全対策費でございます。予算現額831万8,000円に対しまして、決算額は727万7,516円で、執行率は87.4%となっています。春、秋の交通安全期間中、交通安全協会等の協力のもと、町内の主要交差点におきまして街頭指導及び町内広報発行を行い、交通安全意識の高揚に努めるとともに、幼稚園・保育所において交通安全教室を開催し、交通弱者と言われる幼児の事故防止を図るため、交通安全ルールの啓発に努めました。また、幼児用補助装置、チャイルトシートでございますが、その装置を購入し、設置された方に対し一部助成を行うことにより、チャイルドシート設置の啓発に努める一方、JR法隆寺駅周辺の自転車等放置禁止区域において巡回指導を行い、放置自転車等による周辺環境の悪化及び事故防止を図るとともに、環境美化にも努めたところでございます。

また、交通安全施設整備でございますが、道路反射鏡につきましては、新設9基、補修

7基を実施しております。また、防護施設整備でございますが、新設につきましては106メートル、補修は324メートル、標識整備につきましては、新設15本、補修13本などの整備を行い、事故防止に努めております。

次に55ページになります。

第9目の自転車等駐車場運営費でございます。予算現額2,217万5,000円に対し、決算額は2,207万2,112円で、執行率は99.5%でございます。JR法隆寺駅北口及び南口の自転車等駐車場において、延べ7万5,893台の利用があり、利用者の利便を図りながら適切な管理運営に努めているところでございます。

次に、56ページに入ります。

第10目の防犯対策費でございます。予算現額797万7,000円に対しまして、決算額767万2,513円、96.1%になっております。まず、防災意識の高揚といたしまして、生活安全推進協議会の活動に対する支援事業についてであります。平成9年12月に制定いたしております斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてきております。平成12年度は青少年犯罪がふえ続ける中、幼児期における家庭内の教育が青少年期の発育に大きな影響があることから、幼稚園の保護者の方を対象に家庭教育講演会を3回開催し、青少年犯罪の抑止に取り組んでいただいております。

さらには、子供たちを凶悪な犯罪から守るため、平成10年度から設置しましたこども110番の家の設置協力について、引き続きPTA等をお願いすることにより、より一層の防犯意識の高揚の充実を図るとともに、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や事故等を未然に防止するための特別巡回を実施いたしました。また、平成13年3月には第3回目の安全と安心を守る町民の集いを開催し、生活の安全に関し、町民の安全意識の高揚と自主的安全活動の推進のため、地域の安全確保についての啓蒙・啓発を図るなど、安全で住みよい地域社会の実現に向け取り組んでいただきました。また防犯体制の充実であります。防犯と維持管理の助成事業では防犯等の防止をはかるために、自治会が設置と管理をしていただく防犯灯設置工事、並びにそれら自治会管理の防犯灯に要します電気料金等の売り掛け経費に対しましてそれぞれ補助金を交付し、防犯対策の取り組みを行っております。

さらに、年末警戒活動といたしまして、12月28日から30日までの3日間、夜から翌朝の朝にかけて町消防団による巡回広報と警らを行っていただき、安全で安心して暮ら

せる町の推進を図っております。また、地域防犯体制の充実といたしまして、先ほど申し上げましたこども110番の家の設置や、徘徊高齢者や行方不明者の早期発見のため、一斉ファックスを利用したSOSネットワークの構築など、地域防犯体制の充実に努めております。

次に57ページに移ります。

第11目、青少年対策費であります。予算額259万4,000円に対しまして、決算額167万76円、執行率は64.3%であります。当協議会に設置しております3つの専門部会により、平成12年度も各関係機関等の協力を得ながら種々活動を実施していただき、青少年の健全育成に努めたところであります。主な活動といたしましては、啓発部会として青少年の健全育成の表徴結果に併せ、大型店舗などで街頭啓発及び広報活動を実施し、相談部会といたしましては、水曜日と日曜日を除く日に青少年悩みごと相談事業を実施しております。育成部会といたしましては、夏、春、冬休みの期間中などに町内の巡回行動を14回実施しております。

引き続きまして58ページになります。

第2項の町税費でございます。まず、町税の収入状況を説明いたしますと、平成12年度の町税の収入済額は、総額で30億4,030万4,262円となり、予算額に比較して5,269万6,738円の減となっております。

収入額の前年度との比較では、1億8,634万4,824円の減となっております。その主なものでございますが、個人住民税現年度分では、1億392万9,706円の減でありまして、本年においても長引く景気低迷による所得の低下がその主な原因となっております。

法人町民税につきましては、法人の減益により、現年度分では前年度と比較して1,146万7,700円の減となっております。

固定資産税の現年度分では、土地については評価額は下がっているものの、負担調整による増、家屋については新增築分の増があったものの、家屋の評価がえによる減価が主なもので、4,146万546円の減となっております。

また、軽自動車税では、138万5,300円の増となっております。これは、登録台数の増加によるものであります。

たばこ税につきましては、一時販売拠点を当町から他町に移転されたことにより、1,170万6,965円の減となっております。

次に、歳出面における執行状況でございますが、徴税費につきましては予算額1億4,073万5,000円に対しまして、決算額は1億3,577万9,639円となっております。執行率は96.4%でございます。

まず、第1目の税務総務費につきましては、予算現額8,632万2,000円に対しまして、決算額は8,518万3,336円で、執行率は98.6%となっております。これは職員の人件費が主なものでございます。

また、固定資産評価審査委員会の開催につきましては、委員の資質向上を図るため、研修会の開催と任期満了による委員長選任のための委員会を1回開催しており、特別土地保有税審議会の開催につきましては、任期満了による委員長の選任のための委員会の開催に併せまして研修会を開催いたしました。

次に第2目の賦課徴収費でございますが、予算現額5,441万3,000円に対しまして、決算額は5,059万6,303円、執行率は92.9%になります。自主財源であります町税の確保と徴収率の向上を図るため、滞納者には催告書の送付、夜間・休日の訪問徴収、徴収嘱託員による定期的な訪問徴収を行ってまいりました。また、徴収が困難なものには、斑鳩町町税等特別徴収対策本部で徴収班を組織し、訪問徴収を行うことにより、繰り返し納付指導に当たり、一定の成果を得たものの、長引く景気低迷によりまして、町税全体の収納率は91.8%と、前年に比べまして1.5%の減となっております。滞納者につきましては、訪問徴収等、直接面談することにより、納付に対する理解を求めてまいりましたが、より一層努力してまいりたいと考えております。また、滞納の理由もなく納付相談に応じない者につきましては、預金・給与等の財産調査を行うとともに、必要に応じて差し押さえも行ってまいりたいと考えております。

また、地方税法の規定に基づき、収納見込みのない者につきましては執行停止の欠損処分を行っており、平成12年度には5,328万7,028円の不納欠損処分をいたしております。

固定資産の課税では、平成15年度の評価がえに向けて、路線価評価業務事務委託を行い、家屋の評価については平成11年度に導入いたしております家屋評価システムにより適正かつ迅速な事務処理を行っております。また、適正な課税徴収事務の執行のため、電算処理業を執行してございまして、今後もより一層適正な課税と収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、税関係の証明につきましても、自動交付機により休日・時間外の交付を行うこと

により、サービスの向上に努めております。なお、不用額の主なものにつきましては、役務費関係で、通信運搬費では、従来課税明細書は固定資産税の縦覧前に送付いたしますが、平成12年度からは地方税法の改正によりまして、審査申し出の期限が納税通知書到達後30日以内となったことから、納税通知書発送時に同封したために不要となったものでございます。

次に61ページに入ります。

第3項、戸籍住民基本台帳費、第1目、戸籍住民基本台帳費であります。予算現額4,142万3,000円に対しまして、決算額は4,082万878円で、執行率は98.5%となっています。住民基本台帳事務及び戸籍に関する発行や住民票等の種類は、住民記録の電算システムの戸籍の一部処理システムにより、迅速な窓口対応と的確な事務処理に努めたところであります。

また、自動交付機による諸証明の発行により、長時間帯の行政サービスの提供、申請手続の簡素化、窓口事務の効率化など、住民サービスの向上に努めたところでございます。

次に63ページ、第4項、選挙費であります。

これにつきましては予算現額1,404万3,000円に対しまして、決算額は1,386万4,769円で、執行率は98.7%となっています。

まず、第1目の選挙管理委員会費では、予算額177万2,000円に対しまして、決算額165万1,640円で、執行率は93.2%となっています。定時登録等、定期的な委員会を初め、衆議院議員総選挙、いかるがため池土地改良区総代選挙の適正かつ円滑な執行を図るため、委員会の開催や研修会の実施を延べ12回開催いたしております。

次に第2目の常時啓発費であります。予算額14万8,000円に対しまして決算額9万8,800円、執行率は66.7%であります。「明るい選挙啓発の推進」といたしまして、幼稚園児と保育園児へ、「めいすいくん」キャラクターのぬり絵配付による保護者への啓発活動を初め、新成人への選挙啓発資料の配付による選挙の仕組みや違反防止等の啓発・啓蒙、明るい選挙推進協議会委員による街頭啓発や、研修の実施による委員の資質向上にも努めております。

また、小・中学校の児童・生徒にも選挙への理解と関心を高めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発用ポスターの募集を行い、啓発の推進にも努めておるところでございます。

次に64ページに入ります。

第3目の衆議院議員選挙費であります。予算額1,188万6,000円に對しまして、決算額は1,187万8,859円、執行率は99.9%となっております。平成12年6月25日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要した経費でございます。

第4目のいかるがため池土地改良区総代選挙費では、予算額23万7,000円に對しまして、決算額23万5,470円、執行率は99.3%となっております。平成13年1月18日執行予定のいかるがため池土地改良区総代選挙が無投票になりましたが、この選挙執行準備に要した経費でございます。

次に65ページに移ります。

第5項の統計調査費でございますが、予算現額1,165万6,000円に對しまして、決算額は1,162万3,483円で、執行率は99.7%となっております。

まず第1目の統計調査総務費では、予算現額2万円に對しまして、決算額は1万7,800円、執行率は89%となっております。

第2目の指定統計調査費では、予算現額1,163万6,000円に對しまして、決算額は1,160万5,683円で、執行率は99.7%となっております。平成12年10月1日実施の国勢調査、12月31日実施の工業統計調査等の実施に伴う事務経費の執行でございます。

続きまして66ページに移ります。

第6項の第1目、監査委員費でございますが、予算額1,034万1,000円に對しまして、決算額1,014万7,634円で、執行率は98.1%であります。決算額の執行に要した経費につきましては、監査委員報酬及び職員の人件費が主なものでございます。例月出納検査、決算審査、定期監査のほか、住民監査請求3件について監査が実施されております。

以上、簡単であります。総務費の説明とさせていただきます。

○萬里川委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費についての質疑をお受けいたします。西谷委員。

○西谷委員 この前、天理市で職員採用についてある程度の不祥事が起こって市長がやめるといふことで新聞紙上を騒がせてますが、その中でも氷山の一角ではないかということも言われてる中で、先日県の職員採用試験、その通知について聞いたんですが、そしたら県では採用した、試験を受けた受験者に対して1人ずつ、あなたは何番目で合格しましたと。全体の何番目で落ちましたというような形で通知が来てるというような話を聞いたん

ですが、以前私もちょっと質問したんですが、斑鳩町も住民からいらぬ誤解を招かないためには、こういう形で受験された方に、一人一人にはがきで知ったか、そういう通知を私らもすべきではないのか。そういうことが逆に、住民から誤解を招かない結果になるのではないかと思うんですが、この辺の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○万里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 職員採用の得点及び順位の通知ということですが、昨年度も申し上げましたように、これにつきましては個人情報保護条例に基づく個人情報の開示ということで対応をしてみたいと考えております。

○万里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 自分が受けた受験者に対して通知するのに、あなたは何番目で通りましたよ、あなたは何番目だったからだめでしたよという通知をしたらどうかということを訴えてるんです。個人情報ということには私はかからないのではないかと。自分の受けたものについて、自分がその情報を受けるわけですから、個人情報にはかからないと思うんですが、再度、答弁をお願いします。

○万里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 これは普通は、かねがね西谷議員さんの方からいろいろご質問があったわけでございますけども、私どもといたしましては特段そのことについては、いろいろそういうことを知らせる必要はないとは考えておりますが、先ほど課長が申し上げましたように個人が自分のことを知りたいというふうになれば、申し出がありましたら開示させていただきますと。今回の試験につきましても第1次の決定につきまして受験者の中では開示請求されてる経緯がありまして、そうした対応をしてみたいと考えております。

○万里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 去年も聞いてもそういう話であったんですけど、やっぱりわざわざこちらへ来て開示をしなくても、合格あるいは不合格の通知をするときに一緒に添えて出せばいいだけの話で、何でそんなに順位を、あるいは点数を出すことを拒むということについては、ちょっと私には納得のいく説明ではないで、少しわかりやすい説明をしていただけないでしょうか。結局、県庁の採用でも同じような形をやってるわけでしょう。だから、町であっても、県が情報公開している中で個人情報だということで間違った通知をしてるわけでは、私は決してないと思うんです。ちょっとしたことで、なるほどオープンな対応をするなということがわかるんだったら、私はその程度のことで済むんだったらそういう形で

やる方が、住民にとっても実際に受けた人にとっても納得するのではないかなと思うんですが、どうでしょう。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 この関係等については、奈良市やあるいは天理市の問題等が起こったが中で、いろいろと今言われてます。西谷議員の県庁の関係をとっても、そういう形でやっておられるんだったら、やっぱりそういうことも取り入れることもいいようですから、何も別に隠すとかそんな問題でなしに、県庁そのものが本当にそういうことがされるとか、されていなくて、西谷議員も確たるものではないと思いますし、そこらの問題を確認してから、やっぱりこれは県は人事院等がございますから、確認をしてからやっぱり仮にそういうことがあれば後で見せていただいて、また我々の方も研究しながら。どうせこの問題については、やっぱり公明正大な試験を受けることが大事だろうと。いずれにいたしましても、やっぱりどこの市町村でもそういうふうになっていくのではないかと、そう思っています。今後、公明正大にしていくことが大事だと思います。

○萬里川委員長 ほかにございますか。里川委員。

○里川委員 そしたら、ちょっと何点か聞きたいんですが。主要な施策の成果報告書の中 4 2 ページにありますコミュニティの育成で、前段に説明がついてました 1 1 2 自治会、8, 8 2 1 世帯ということを書いてあったと思うんです。以前より未加入世帯の対応ということでいろんな話を私もしてきた経過もあるんですけども、ただ単に現在ある世帯数で、ここの未加入世帯ということで、後の残りが未加入世帯というような単純な考え方ができるのかな。それともやっぱり同じ家に住んでおられても世帯分離をしている可能性があって、そこで 1 軒の家で 2 つ世帯になってるけれども自治会に 1 件という形で入ってるのかなと。そういうことで、そこら辺まで突っ込んだ調査というのか、未加入世帯の対応ということの中では、町としてはそういうことまで調査の方が進んでるのかどうかということを確認したいと思います。

それと 4 4 ページ、次にあります。職員研修に対してです。部長の説明で職員の自己研さん、応用能力を高めることを目指すということを言われておられました。このことにつきまして私にも非常に興味を持って、職員の研修ということをお知らせしてきてるんですが、この中の監督者研修、管理者研修とあるんですが、ちょっとこれの意味合いが私はわかりにくいので、それぞれ 1 名の方が行っておられると思うんですが、ちょっとこれの内容についてお聞かせをしていただきたいと思います。とりあえずその 2 点につ

いてお願いします。

○萬里川委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 自治会の件ですけれども、今、里川議員おっしゃられました112自治会で8,821所帯になっております。それで、自治会で一つの所帯で世帯分離をされてるところまでは把握しておりません。

○萬里川委員長 西本課長。

○西本総務課長 研修の監督者及び管理者の研修の違いですけど、監督者につきましてはおおむね係長、課長補佐。係長以上の者を対象とされてます。それから管理者につきましては課長以上、部課長というものになっております。以上です。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 吉田参事の方からお答えいただいたんですが、できることならば、本当の意味で自治会未加入になってるような状況のご家庭の方まで、できたら、つかめたら、いろんな点について。以前、我々としても研修に行きましたけど、選挙方法の問題であるとか、いろんな問題点をするとときにやっぱり自治会の加入というようなことが、いろいろな意味で問題になってくる部分があると思うんです。どうしても今、行政の自治会を通じて何かをやるということも多くて、未加入者に対しては郵送をとってるとかいうことをお聞きする部分もあるんです。そんな中で今後の課題というんですか、そういうふうな形でそういうことが可能であればやっていただけたらと思うんですが、そののところ、ちょっと考え方だけ。可能なのか可能でないかということをお聞きしたいと思います。

それと、行政評価システムの確立ということで52ページです。私、行政評価システムについてはこれまで一般質問でいろいろ言ってきたわけなんですけれども、12年度は試行的にやるということで幾つかの事務に絞ってやってこられた経過があると思うんです。このことにつきまして、非常に行政評価システムを確立していく、取り入れるということになったら、作業がかなり大きな作業、膨大な作業になるのではないかなというふうに私は感じておったんですけれども、こういうものを確立していくと言いながらも、職員の方の定数管理とか定数削減計画とかいうことで、職員が途中でやめられたり退職なさったりした分の補充などが、私が見ている限りではこれまで申し上げてきたことなんですけれども、不十分だったのではないかな。そういう気持ちがあるからなんですけれども、行政評価システムを取り入れられまして、かなりの時間を使っていただいているのではないかなと思うんです。朝の監査委員さんがおっしゃってたようなことになるんですけれども、これ

をするためにどの程度の職員、間接的と監査委員さんはそんなふうにおっしゃってましたけど、職員がこれにかなり時間をとられてるのではないかということでは、どういうふうに見ておられるのかということです。

これから、これをさらに進めるというふうに言っていたらと思うんですけども、確立をしていくのに本当に十分な体制ということになっているのかどうか、私自身は心配なものですから、ちょっとそこのところをお聞きしておきたいと思うんですけど。

○萬里川委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 自治会の件ですけども、1戸の家で所帯分離されてる関係でございますが、これにつきましては自治会の方で会費等の問題もあって、不可能に近いのではないかとこのように考えております。

○萬里川委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 行政評価システム確立についての作業量でございますけども、今現在、確立するについていろいろ企画財政の方で作業をしております。各課におきましては、平成12年度ではほぼ1つから2つの事業について作業を行っていただきました。そうした中でその分になる作業はふえております。その作業についても各課プロジェクトチームで1人、課長補佐もしくは係長が出てきてもらっております関係で、それについて例えば一事業の行政評価をするときに1週間かかったりと、そういう量では今のところはございません。間接的には時間をとられるのではないかとこのご質問ですけども、確かにそういう部分では何がしかの時間はとられていることは確かでございます。だから、今後平成13年度、今施行事業をまたやっておるんですけども、各係一事業をやっておりますので、各係一事業評価、その作業については一定の時間はとられることは確かでございます。しかしながら、朝の監査委員さんにもございましたように、各事業でどれぐらいの事業量があり、そこで人件費がどれだけかかって、またそれが住民1人当たり直したら幾らか。また、その事業に対して歳入はどうかというものを詳しくしようと思ったら、これをちゃんと確立していかなければならないし、また、町長の提案説明の中にもあったと思いますけども、職員の説明責任、また仕事に対して目的意識を深めるためには、幾ばくかの時間はとられますけども、この事業については必要であると考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 このシステムは非常に大切なシステムになっていくのかなと思ってるんです。

住民参加型の行政を目指す上においても、最終的にはそうなるのかなと思うんですけどね。専門さんのご意見なんかをいろいろ聞かせていただく中では、これを確立するまでが大変な作業なんだと。これを確立すれば職員の定数削減であるとか、そういうことも割合計画を立てやすくなっていくということもおっしゃられてる方が多くいらっしゃるの、私もなるほどと思ったものですから。やはり、先に減らすとかいうことではなく、こういうことをきちっと確立した上で先を見通すというような行政の姿勢を持っていただきたいなと思ったので、ちょっと発言をさせていただきました。

それと、ちょっとこの成果表でわかりにくかったので教えてほしいと思います。59ページにあります自動交付機による証明書の交付のところなんですけど、これは多分税関係の証明書のところだと思うんです。次のページであれば住民課の関係の方だと思うんです。これは自動交付機の利用という数字で上がってるんですけど、できましたら全体の交付状況をお知らせしていただきたいなと思ったもので。

それと確認の意味だったんですけども、次のところは住民課の関係の発行とか枚数を書いていただいているんですけど、ここの発行数は自動交付機での発行数とは別勘定でしょうか。ダブってカウントされて発行してるということになるのか。そこの確認をちょっとさせていただきたいと思います。

○萬里川委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 住民課の方でございます。住民票並びに印鑑登録証明書の交付機での利用状況等を上げさせていただいておりますが、これは上の方に上げております印鑑登録事務の発行件数並びに住民票の発行件数の中に含まれたものでございますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 税務課の私どもの場合でございますが、これは住民課の関係とは別に税証明だけで上げております。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 すみません。私の言い方が悪かったのかもわかりませんが、例えば納税証明書とかそういう関係なのかもわからない。税関係の方の証明書の発行数です。これは単に自動交付機での発行数だと思うんですけど、年間にこれだけのことはないだろうから、多分窓口発行もあるんだろうと思ひまして、全体の件数がどの程度あったのかというのをちょっと比較したいので数字をお聞きしたんですけども。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 申しわけございません。現在、窓口で発行している数の集計を今持っておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○萬里川委員長 今のちょっと質問に対してもう少しご説明をつけ加えていただけますか。阪野課長。

○阪野住民課長 61ページが一番下でございますが、自動交付機によります税関係証明書の休日、時間外の交付を行い、住民サービスの向上を図ったということを書いておりますが、これは自動交付機の休日証明ではございますが、住民関係の証明ということでご理解いただきたいと思います。税関係の証明となっておりますが、住民関係証明書の誤りでございますのでよろしくお願いたしたいと思います。税関係証明書以外の証明ということとです。

○萬里川委員長 続けて質問をお受けいたします。ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第2款 総務費について審査を終わります。

次に第3款 民生費についての説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第3款 民生費につきましてご説明を申し上げます。

民生費全体の支出済額は、14億1,492万2,425円で、執行率は94%となっております。斑鳩町総合計画の1つの柱であります、「豊かな心とふれあいのあるまち」の実現を図るために生涯福祉の充実に努め、子供から高齢者、障害者を持った人たちなど、だれもがともに助け合いながら、安心して温かい触れ合いの中で家庭や地域で生活ができるよう、施策の推進に努めてまいったところでございます。

主要な施策の報告書の67、68ページをごらんいただきたいと思います。

第1項、社会福祉費、第1目の社会福祉総務費でございますが、予算現額2億3,422万5,000円に対しまして、決算額は2億1,613万6,067円で、執行率は92.2%となっております。福祉行政の推進を図るため、福祉基金への住民からの寄附金であります浄財108万円の積み立てを行い、平成12年度末での積立額は3億2,216万6,000円となっております。基金の運用益につきましては、福祉施策の充実に図るために活用させていただいておりますが、本年度も70歳以上の方に交付をいたしております高齢者優待乗車券交付事業に387万4,597円を充当いたしましたところでございます。

また、地域福祉の推進につきましては、社会福祉協議会を初めといたします各種団体に補助金を交付することによりまして、推進を図っているところでございます。社会福祉協議会に対します補助金の交付額でございますが、4,619万2,945円となっているところでございます。その福祉協議会で取り組んでいただいております主な事業でございますが、地域福祉の充実として給食サービス事業、車いすの貸与事業、在宅での介護者に対するリフレッシュ事業、ひとり暮らし老人年賀集配布及びしおりの作成など小地域福祉活動の促進、高齢者の生きがい対策事業等でございます。

また、ボランティアの育成と活動の推進では、ボランティア養成・育成事業、ボランティア活動の推進等を実施をしていただいております。また、福祉思想の普及・啓発といたしましては、社協だよりを年6回発行され、福祉大会や福祉健康祭りを開催する中で、ボランティアによるポスター・作文の募集も行われ普及に努めていただいたところでございます。なお、その結果、住民の方々からは151点のポスターの応募があったところでございます。

続きまして繰出金でございますが、6,745万4,423円を制度上の施策に基づきまして繰り出しを行っております。国民健康保険特別会計にかかわります職員給与費と財政安定化支援、及び出産育児一時金、その他一般会計繰出金、福祉医療の波及分ということで、資するため一般会計より繰り出した数でございます。なお、平成13年度の繰り越しといたしまして2件の繰越明許をさせていただいているところでございます。

1つには（仮称）総合福祉会館整備計画の基本設計作成に係ります委託料の200万円の繰り越し。2つには、介護保険事業の訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額が一本化され、平成14年1月から実施されることになっておりますことから、既設の電算システムの改修作業が必要となってきました。このシステムの開発にも相当の期間も必要となることから事業費の289万円のうち2分の1の国庫補助分を差し引きしました144万5,000円の2つ合わせまして、合計344万5,000円を繰り越しをさせていただいているところでございます。

次に、69ページの第2目の国民年金事務取扱費でございます。

予算現額2,094万6,000円に対しまして、決算額は2,062万9,723円で、執行率は98.4%でございます。国民の平均寿命が伸び、我が国は人生80年時代を迎え、男女とも世界一の長寿国となり、本格的な高齢化社会の到来を迎えているところでございます。こうした中で老後の所得保障の柱としての国民年金の果たします役割は、ますます

重要なものとなってきているところでございます。この国民年金制度を長期的かつ安定的なものとするために、事業運営に万全を期する必要があるのではないかと考えてるところでございます。

斑鳩町の国民年金第1号被保険者数は4,342人で、検認率は71.2%で、前年比で比較をいたしますと1.7ポイントの減となっているところでございます。また、国民年金保険料の収納対策でございますが、保険料未納者に対しまして未納通知書の発行、戸別訪問、電話催告等による収納強化に努めながら、保険料納付の簡略化が図れ、納め忘れのない口座振替制度の推奨にも努めているところでございます。

さらに、国民年金制度を正しく理解していただくために、町広報紙や年金やまを通し、また各種パンフレット等を作成する中で、県並びに社会保険事務所とも連携をしながら普及・啓発に努めているところでございます。

なお、学生の保険料免除制度につきましては、平成12年度からは従来親の収入によっていたものから、学生本人の収入により免除される納付特例制度に改正をされました。この改正に伴います制度によりまして、免除申請者数は351人と、前年度の免除申請者数194人に対しまして157人の増となったところでございます。

次に、70ページから75ページのところでございます。

第3目の老人福祉費でございます。予算現額2億3,640万4,000円に対しまして、決算額は2億2,570万1,930円で、執行率は95.4%となっております。平成12年4月からの介護保険制度の開始に伴い、介護保険制度を補いながら、地域の高齢者が自立し、充実した生活が送れるよう、従来の高齢者福祉の形を大幅に変革し、地域の高齢者福祉サービスの再構築を図ったところでございます。

この新しい高齢者福祉体制のもと、地域ケア体制づくり、高齢者の生きがづくり、介護保険サービスの推進、介護予防・生活支援及び家族介護支援の推進等の各事業に取り組んだところでございます。

まず、地域ケア体制づくりといたしましては、要援護高齢者やその家族等が各種の保険福祉サービスを総合的に相談できるよう、在宅介護支援センター、基幹型・地域型で各1カ所を運営をいたしましたところでございます。また、地域ぐるみの福祉活動を進めるため、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置等の設置にも取り組んだところでございます。

次に、高齢者の生きがづくりでは、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方を対象に、高齢者優待乗車券を交付をいたしました。また、高齢者の就労、社会参加を

支援するため、シルバー人材センターと老人クラブの活動に対しまして助成を図ったところでございます。同じく高齢者を敬愛し、長寿を祝うために9月15日にいかるがホールで敬老会を開催し、参加者の皆さんに楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、介護保険サービスの推進といたしましては、介護保険のサービスと地域の福祉サービスを利用しやすくするため、高齢者ガイドブックを作成をいたしますとともに、居宅介護支援事業者を対象にアンケートを実施をいたしました。また、介護保険サービスの中でも特にホームヘルプサービスと社会福祉法人のサービスについて、低所得者を対象に利用料の一部を補正し、介護保険サービスの円滑な利用を支援したところでございます。

次に、介護予防・生活支援の推進といたしましては、要援護高齢者やひとり暮らし高齢者の生活を支援するため、シルバー人材センターの援助員を派遣して、軽易な日常生活の援助を行う「軽度生活援助事業」、居宅に訪問して昼食を提供するとともに、高齢者の安否確認を行います「配食サービス」、居宅に乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行います「愛の訪問サービス」、理容師等が居宅に訪問をいたします「訪問理美容サービス」、寝具の衛生管理のための「寝具洗濯乾燥等サービス」などを実施したところでございます。

また、介護予防といたしましてホームヘルパーを居宅に派遣する「生活管理指導員支援サービス」を実施をいたしました。さらに、高齢者の社会的孤立感の解消、自立支援を目指しまして、「地域住民グループ支援事業」を実施をし、小地域福祉会の活性化を図ったところでございます。

最後に家族介護の推進といたしましては、常時失禁状態にあります高齢者を介護している人を対象に、「紙おむつ等の支給事業」を実施し、また、介護保険の要介護4、または5の認定を受けられた高齢者を介護している人に「介護手当」を支給し、在宅介護を支援をいたしました。

さらに痴呆性高齢者を介護している方を対象に、徘徊された場合にその居場所を早期に発見できるシステムの使用料を助成をいたします「徘徊高齢者家族支援サービス」を開始したところでございます。そのほかには「家族介護教室」とか「家族介護者交流会」も開催し、介護者同士の交流の輪を広げることに努めたところでございます。

老人保健特別会計老人保健法の制度に基づきまして、町負担分といたしまして1億1,321万9,633円の繰り出しを行ったところでございます。

次に75ページの第4目 老人憩いの家運営費でございます。

予算現額1,923万6,000円に対しまして、決算額は1,855万6,172円で、執

率は96.4%となっております。年間294日開館をいたしまして、東西を合わせまして延べ4万293人の方のご利用をいただきました。衛生面などに注意を払いながら運営には万全を期しているところでございます。

次に、76ページの第5目の新生活振興費でございます。

予算現額15万円に対しまして、決算額は15万円で、100%の執行となっております。本年度の生活学校の会員数は89名の方がおられます。ごみ問題を初めとします環境問題や介護保険などの地域課題など、身近な問題等について研修及び施設見学等を実施される中で、何が豊かな生活であるかを考え、住みよい地域づくりの推進に努められたところでございます。

次に、第6目の医療対策費でございます。予算現額1億292万9,000円に対しまして、決算額は9,596万4,512円で、93.2%の執行率であります。老人、乳幼児、母子家庭、心身障害者、精神障害者等の中に医療費の一部を助成をいたし、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として実施をいたしたところでございます。この科目の大半を占めます扶助費につきましては、前年度に比べまして571万3,713円、5.8%の減となったところでございます。

また、乳幼児医療につきましては、当町では4歳未満児を対象とした乳幼児医療制度を実施しているところでございますが、乳幼児のより一層の健康増進と母子化傾向にある中での子育て支援の一環として、その福祉の充実に努めているところでございます。

次に、77ページの第7目、同和対策費でございます。

予算現額754万3,000円に対しまして、決算額は640万3,466円で、執行率は84.8%でございます。町民の方に同和問題を初めとしますあらゆる差別をなくすために、啓発活動や人権フェスティバル及び講習会を開催をいたしますとともに、毎月11日には庁内放送や広報車による街頭啓発を行うなど、啓発活動に努めているところでございます。また、各種研修会にも積極的に参加をいたし、意識の高揚にも努めたところでございます。なお、安堵町で実施をいたしております小集落地区改良事業に対しまして、その事業に要します斑鳩町の負担分として、400万円の支出をしているところでございます。

次に、第8目の国民健康保険医療助成費でございます。

予算現額5,661万円に対しまして、決算額は5,660万8,260円で、99.9%の執行率となっております。

国民健康保険特別会計の保険基盤安定に資するため、一般被保険者、国民健康保険税の

軽減相当額の繰り出しを行ったところでございます。

次に、第9目、あゆみの家管理運営費でございます。

予算現額123万3,000円に対しまして、決算額は121万5,953円で、執行率は98.6%でございます。あゆみの家では、斑鳩町福祉作業所と療育教室の活動場所として利用されているところでございます。斑鳩町福祉作業所では、指導員やボランティアの協力によりまして、作業を通じて必要な訓練を行い、自立の助長を図っているところでございます。

また、療育教室では、心身の発達などについて心配のある幼児に対し、遊びを通して集団訓練等により身体の発達、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めているところでございます。

次に、78ページの第10目、福祉会館管理運営費でございます。

予算現額240万円に対しまして、決算額は238万6,243円で、執行率は99.4%でございます。福祉会館は、社会福祉協議会に管理を委託し、福祉活動の拠点として、また、福祉団体やボランティアグループなどの活動の場として活用をいただいているところでございます。デイサービス遊楽の実施や和昼食会等も実施し、年間の利用団体数は308団体で、延べ4,139人の方の利用をいただいているところでございます。

次に、78ページから82ページまでの第11目、障害福祉費でございます。

予算現額1億1,069万3,000円に対しまして、決算額は9,755万8,780円で、執行率は88.1%でございます。障害者の方々が家庭や地域社会の中で安心して暮らせるように、その施策の充実に努めているところでございます。平成12年度からの介護保険制度の施行に伴い、若年等の理由により介護保険の適用の受けることのできない心身障害者（児）を対象に、障害者ホームヘルプサービス、及び障害者移動入浴サービスを社会福祉協議会に委託をして実施をしているところでございます。

また、新たに障害者社会参加促進事業として、重度身体障害者の移動支援事業、運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施をいたしました。うち、作業所への補助金は、平成12年度から虹の家が開所し、既存の斑鳩町福祉作業所と併せて2作業所への補助となっております。虹の家では8名、斑鳩町福祉作業所では10名の障害者の方が通所をされ、さまざまな活動を通して社会参加の促進を図っているところでございます。

在宅身体障害者（児）に対します福祉サービスといたしまして、福祉電話、福祉タクシー、日常生活用具等の助成を行ったところでございます。また、重度身体障害者福祉年金

として、身体障害者手帳1級から3級、及び療育手帳A、Bの所持者574人の方への支給も行ったところでございます。障害者の方々のレクリエーション及び交流の事業として、身体障害者ふれあいの集いを滋賀県琵琶湖へ日帰りで実施をいたしました。介護者を含めまして152人の参加があり、また、心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、石川県加賀市へ1泊2日で実施をいたしました。介護者を含め54人の参加がありました。いずれの事業につきましても、障害者の方を初め介護者の方々からは、来年も楽しみにしていると言っているところでございます。

障害者の明るい暮らし推進事業につきましては、聴覚や言語障害を持つ方のために、役場内に手話通訳者を配置をいたしました。庁内での窓口業務の対応のほか、学校・病院等に要請に応じ派遣をいたしますとともに、各種講演会等での通訳も実施をしたところでございます。身体障害者保護措置といたしましては、身体障害者更生援護施設への入所者12人に対しまして、措置費用として3,538万155円を支出をいたしております。また、日常生活の便宜を図り、障害のある部分を補うための補装具交付事業として、961万7,692円の支出を行ったところでございます。

次に、83ページでございます。

第12目、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費でございます。

予算現額3,829万3,000円に対しまして、決算額は3,474万5,678円で、執行率は90.7%でございます。住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりを促進し、世代間の交流を図る目的で建設をいたしました。昨年4月の開館以来多くのご利用をいただいているところでございます。浴場につきましては、高齢者から子供まで幅広くご利用をいただき、12年度末では3万5,992人のご利用をいただいております。

また、小広間や娯楽室につきましても各種団体やグループでの研修、会合に利用していただいております。また、町内の老人クラブ等々、小学生の交流や若いお母さん同士の交流の場としても利用をしていただいております。娯楽室につきましては1,043件、小広間では214件のご利用をいただいたところでございます。また、当施設でのご利用に際しましては、障害者や高齢者の皆様にも安心して通行してもらえよう、本館南側からの進入路を手すりを備えた一部カラー舗装道路として整備を行いました。そのほか、町外居住者の方も利用できるよう、条例改正も行ったところでございます。今後も多くの方に喜んでいただけるよう、また、サービス低下を招くことのないよう、効率的な運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第13目、介護保険事業繰出費でございます。

予算現額2億8,721万1,000円に対しまして、決算額は2億5,826万5,730円で、執行率は89.9%でございます。介護保険事業特別会計事業勘定にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費等に要します所要額を当該科目より繰り出しを行いまして、介護保険事業の円滑な推進に努めたところでございます。

次に84ページでございます。

第2項、児童福祉費、第1目の児童福祉総務費でございます。

予算現額1,880万4,000円に対しまして、決算額は1,864万8,625円で、執行率は99.1%でございます。

支出の主なものは、職員の人件費でございます。母子・父子福祉の推進では、遺児福祉年金を、両親のおられない遺児にありましては1人当たり年額3万6,000円、片親のおられない遺児にありましては、1人当たり年額1万8,000円の給付を行い、遺児の自立を支援をいたしたところでございます。なお、対象の児童は37人で、世帯で見ますと23世帯となっているところでございます。

次に、第2目、児童福祉手当費でございます。

予算現額5,488万1,000円に対しまして、決算額は5,483万5,215円で、99.9%の執行率でございます。児童の健全な育成と資質の向上を願って、3歳未満の児童を対象にした児童手当の給付を413名の方に、3歳以上、義務教育就学前までの児童を対象にした児童手当の給付を491名に方に対して行ったところでございます。

次に、85ページ、86ページの第3目、保育園費でございます。

予算現額3億71万8,000円に対しまして、決算額は2億9,547万5,678円で、執行率は98.2%でございます。保育の充実を図るため、両保育園に園児275名の受け入れを行い、未満児保育、長時間保育の充実に努めますとともに、保護者の多様なニーズや緊急時等への対応として、一時的保育事業の実施も行ってきたところでございます。

さらに平成12年5月からは午後8時までの延長保育を、平成13年度実施に向けて試行的に取り組んできたところでございます。また、保護者を初めとします地域での子育て支援のために、子育て相談や家庭支援講座を開催いたしますとともに高齢者との交流も行い、より地域に根ざした、地域に開かれた保育園を目指してその運営に努めているところでございます。

また、保育園の運営につきましては、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いなが

ら、日々の保育運営に取り組んでいるところでもございます。午後8時から午後6時30分まで保育する長時間保育の園児数は、たつた保育園では126名の全体の園児のうち75名、あわ保育園では全体149人の園児のうち64人の方の利用となっております。

また、延長保育は、たつた保育園では月平均10名、あわ保育園では6名程度のご利用となっております。一時的保育事業につきましては、あわ保育園において実施をいたしておりますが、延べで55人、延べ日数では344日の利用があったところであります。また、保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応するため、市町村を越えて保育を行う管外保育の実施につきましては、9市町村へ29人の保育委託を行い、1,824万30円の支出を行ったところであります。

次に86ページの第4目、一日里親会費でございます。予算現額55万4,000円に対しまして、決算額は47万3,900円で、執行率は85.5%でございます。毎年、両親または片親のおられない小・中学生を一日楽しく慰安するため、本年度は滋賀県甲賀町の甲賀の里忍者村の見学を実施いたしまして、51名の参加があったところでございます。

次に、86ページの第5目、学童保育運営費でございます。

予算現額1,136万4,000円に対しまして、決算額は1,116万6,493円で、98.2%の執行率であります。放課後及び学校休業日、家庭において保護を受けることができない児童に対しまして生活指導を行い、健全育成に努めてきたところでございます。入室児童数は、斑鳩学童で75人、西学童で23人、東学童で51人の、東西149人となっております。平成11年度と比較をいたしますと、全体で12人の児童が増となっております。

次に、87ページの第3項、災害救助費についてでございますけれども、これにつきましては未執行ということで終わっております。

以上、簡単ではございますけれども、第3款、民生費につきましては概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審査をお願いいたします。

○万里川委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○万里川委員長 再開いたします。

第3款 民生費についての質疑をお受けいたします。山本委員。

○山本委員 1点お尋ねをしたいと思います。成果報告書の72ページのところで、高齢者の生活支援の充実のところなのですが、要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者の生活支援、自立支援を求めるために各種サービスを実施したということで、実施状況について記載をいただいているんですが、かなり内容についてばらつきがあるように思うんです。例えば軽度生活支援ということでは、平成12年度であれば利用者2人で利用件数が40件というふうに多分理解すればいいんだろうと思うんですけれども、そうして見ていくとかなり利用率が低い。そうやって考えていくと、そもそも情報が必要な人たちのところに本来情報が届きにくいということになっているのかなというふうに思われるんです。また、あるいは利用するについては非常にハードルが高いのかなというふうにも思うんですが、そのあたりの考え方と、そして、仮にその理由がわかれば、今後どういう対処の仕方を考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○万里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 山本委員さんの方からご質問の高齢者の介護予防、生活支援の件でございますが、これにつきましては平成12年4月から介護保険事業の制度が開始されまして、それに伴いまして高齢者の介護予防等について充実を図るという中で、当初積算いたしました内容で十分利用者等に対しまして周知も行き届かなかった分も含まれているということで、在宅介護支援センターなり、また地域ケア会議の中で利用者の実態、実際にご利用していただく方が漏れているかどうかその辺についても相談させていただく中で、できる限りこういう制度があるということで、広報等についても周知をさせてもらっておりますが、今も引き続いて利用人数が少ないということでございますので、それについては周知をさせていただいているという状況で、平成12年4月から実施をさせていただいておりますので、その点広報周知なりがうまくかみ合わなかったということもございまして、当初予想しておった人数より実績としては少なくなったということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○万里川委員長 ほかにありますか。里川委員。

○里川委員 成果報告書の71ページの一番下にありますが、三室園組合との連携というところがあるんですが、以前にあくなみ苑の委託先を変更するという、12年度からというようなことを聞いてて、當麻園から梅寿荘の方に委託先を変える予定であるということをおっしゃってたと思うんですけれども、委託先を変えられた状況と、その後利用されてる

方々、何か変化がなかったのかというところをちょっと確認させていただきたいと思いません。

それとその次のページ72ページも、高齢者の介護予防の推進というところなんですけれども、私はここで非常に利用数、利用者ゼロ、ゼロというものが続いているなど。それと、例規集の方に要綱の方を見せていただいたら、この中には要綱がないものもあるんじゃないかなというのを感じてるんです。それから、そういうふうに見ておったところが、実は県会議員が奈良県下の市町村を全部調査した結果を送ってきたんですけれども、斑鳩町の介護予防生活支援対策に対する市町村実施状況表というところの斑鳩町の状況を見ましたら、ちょうどゼロ、ゼロとなってるところが実施してますという丸がついてないんです。確かにやってるんじゃないかなと。回答の方で利用者がいないという意味で出たのか。アンケート調査があったときにそういうふうに出されたのか。ちょっと私はそのところ。要綱を探してみたら要綱のないものもやっぱりあったんで、ちょっとこれはぜひとも確認をさせていただかないといけないなど。結果ゼロ、ゼロも非常に多いものですから、ちょっとこの確認をしたいと思ってます。

それと、77ページにあります同和対策費なんですけれども、ここでも人権問題のことが上げられてるんですが、人権問題の学習についても生涯学習課の方なり担当していただいているのかなと思うんですけれども、やっぱりここでもこういうふうに出てくるんですが、ご存じのように人権教育、いわゆる国連10年ということが言われまして、12年度の時点では6年目を迎えていたわけなんですけれども、国際的な人権の問題という潮流の中で、いつまでこういう形で行政としても、あっちでもこっちでも広告をあげてやらなあかんというような形のものなのかな。やっぱり人権問題というのは大切な問題ですので行政として取り組んでいただかないといけない問題なんです、こういうふうに項目が分かれているというのは非常に理解がしにくいのではないかなと思ってるところなんです。それとその点についてと。

あと、簡単なことなんです、82ページにあります療育教室の開催のところ、療育手帳のA、Bの発行ということをおっしゃっておられたんですが、申しわけありません私も余り詳しくわからないので、この療育手帳というのは年齢的なものというんですか、手帳を発行する開始年齢みたいなものがあるのかなというのがちょっと私は気になって、よう調べてないんですけれども、ちょっと教えていただけたらと思っています。以上でお願いします。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 1点目の當麻園が宝山寺事業団に移行をいたしました。この関係については円満に行くために、今現在働いている當麻園の関係の方も、その中でとどまっていたと、ということで、宝山寺へ移る方は移っていただくと。當麻園へ帰る方は帰るということで、双方トラブル等は全くございませんし、普通のとおり働いてますし、所長は山中所長から荒井所長に変わられたということもございませぬし、荒井所長もその当時當麻園の中でおられた方ですから、現状としては非常にスムーズにいったらと思っております。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 介護予防・生活支援の中で、例規集に入っていない、また、県への報告の中で利用者がいないということで報告されてるのかということでございますけれども、この中で介護支援等については、実際には利用者がなかったということでございます。それから、同和対策の問題の関係でございますが、同和問題のいろいろセクションと申しますか、連携を図る中で町の方では同和対策の関係の啓発活動推進本部というのを設置させていただいております。それと、運動体では同和教育推進協議会、それともう一つの教育ということで、3つの柱立てで連携を図りながらさせていただいておりますが、人権教育の国連10年については、実際提唱されてから6年がたっているということでございますが、現在の状況について生涯学習課の方で国連10年のことにつきまして行動計画を作成させていただいておりますので、後ほどちょっとそちらの方で説明をしていただきたいと思います。

それから、療育手帳のA、Bということで、Aについては重度の方、Bの方については軽度の方ということで、年齢の制限、開始年齢というのはございませぬが、実情からいけば乳児、ゼロ、1歳児ぐらいの方についてはまだ療育手帳の申請まではされないような状況ですのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 今委員さんがおっしゃっておられます人権教育の国連10年ということで、斑鳩町行動計画ということで人権教育の国連10年ということで、斑鳩町の行動計画の策定につきまして、今日まで幹事会、また各課の担当者によるワーキンググループ等を置きまして策定の準備をし、今現在でき上がってきているところでございます。今現在、修正を加えた中で、その修正を加えて作成する準備をしておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います、かように考えておりますのでよろしくお願ひします。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 1つ浦口課長の方から答弁していただいたんで、ちょっと山本議員のところと項目を誤解をしていただいているのではないかなと思うんで。私は、その上の介護予防の推進のところのことなんです。一番気になっているのは痴呆予防・介護、IADL訓練などのような形で例規集を見させてもらったら要綱がないんちがうかなというふうに私は感じたんで、ちょっと私もきっちり見ておりませんが、今ぱっと見たらそんな感じだったんで。それでそこの方をきちっと、本当にゼロも続いていますし、ちょっと担当の方からきちっと聞きたかったということなんですけれど。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 説明不足で申しわけございません。事業としては、介護予防の推進の事業実施の中では実施はさせていただいておりますが、現実的に利用していただく方がないということで、県の方についてはご報告をさせていただいたもので、事業実績がないということでご報告をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○萬里川委員長 要綱に関しては説明された。

○浦口福祉課長 3,955ページの例規集の中で、介護予防事業実施要綱ということで、各項目に分かれて入れさせてもらっておりますが、痴呆予防、介護教室の開催日であるとかいうことにつきましては、介護・予防対策事業ということの中で実際に事業としてはやっておりますが、実態としては出てきておらない、こういう状況ですのでよろしくお願い致します。

○萬里川委員長 山本委員。

○山本委員 私が先ほど質問させていただいたこともそうですし、今、里川委員さんがおっしゃったことも全部が当たってはないと思うんですけども、おっしゃった中でやっぱり大事なことは、確かに事業としては実施してるというのはわかるんですけども、現実にはその予算を組むときに事業実績があるということを見込んで予算立てをして、そして決算のときに数字として出てきたときに、現実には利用実績がないということについて、私はやっぱり今、介護保険が始まって、介護保険のサービスを使われる方も非常に少ないということが社会的にも指摘されている中で、私はこのことについてはやっぱり斑鳩町としてただ単に情報が必要な人々に届いていないというだけではなくて、やっぱり行政としても一定きちんとした考え方というか、認識をしていかないとかあんのとちがうかなというふうに思いますということだけ言っておきたいと思います。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。森河委員。

○森河委員 87ページの災害救助費ということですけど、私の解釈を言わせてもらったから、災害というのは天災のことを言うのか人災のことを言うのか、どっちを取るか聞かせてください。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 災害救助費ということで、施策の成果では実績がないということでございますけども、天災ということで想定をさせてもらっております。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 そしたら、例えば隣が火災が起こされると。その隣はどうなる。これは人災になるのか。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 災害救助費の中では大規模な自然災害であるとか、そういうものを想定しておりますので、隣が火災が起きたとか、そういう時については災害救助法の適用を受けるものについては災害救助費の中でさせていただく。大規模災害ということで想定させてもらって、予算の項目を入れさせてもらっている。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 ことしゼロということになってるわな。ところが、先ほど言うように天災か人災で何とか・・ないということだけれど、他人から起こされたものを災害に遭うかもわからんがね。あるところで、この前ぼやがあったと思うんですけども。そのときに非常に担当課の者がご心配して毛布その他、非常に運んでおられたと。親切に職員から何か毛布その他いろいろ援助を受けておられると。そういう予算はこの中からは出ないわけですか。

○萬里川委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 今おっしゃっていただいておりますのは、そういうような自然災害であっても、日赤の奉仕団の関係で我々の町の方にも毛布とかそういうようなものをいただいておりますので、そういうので配付をさせていただいてることで、この予算から支出をさせていただくということです。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 そしたら、使いもせんようなものは組まんと、補正予算で組めるやろ、急激なものをやると。急に天災があったときに、天災を主体とするときであればです。そのときに大きなこの前の阪神大震災のようなやっぱり大きな天災があるんだから、そんなのを

ほっとくわけにいかんよね。やっぱり補正予算というものを組んで、急激に行政の判断でやられると思うからね。天災というものは、こんな小さいものもちがうと思うんです、私。天災というものはね。だから、私が言うのだけでも、同じ組むのなら大きく組んでおいて、補正組まん程度でやってたらね。やっぱりこれは先の手です。

そういうことで、50万ぐらいで途中からしとかないかんということであれば、今後やっぱり民生の方で大きくやってもらって、そしていくと。これぐらいのものだったら、組まん補正をやっぱり時間かかるんやろ。そういうことをやっぱり町長の決断、判断で物事を迅速にするんだからね。もっと天災ということ的前提に置くのであれば、私は今後もうこういうことでしょうもないことをするよりも、私は指摘しておきたい、次の段階でね。予算のときにまた今度それをやってもらおうと思うから、そういうことをちょっと申し上げておきたい。

○萬里川委員長 植村部長。

○植村総務部長 この種の関係につきましては、有事の際に速やかな対応をさせていただくということで、名目での予算を組ませていただいている。これにつきましては、予備費から皆さんにご相談を申し上げながら、予備費からそちらへ回すというような関係で組ませていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと大事な問題なんでもう一点だけお願いしたいと思うんですが、69ページにあります国民年金の問題なんですけど、私もびっくりしてるんですけど、これで見させていただいたら1年分払っていただけてない方818人ということは、全体の18.8%に当たるわけなんですけど、収納率向上という行政側の姿勢以上に、私はもしこれらの方が交通事故なり何かに遭われて障害者になられたときに、障害年金というものが受け取れなくなるわけなんです。もらえなくなるんです、こういうことが今事故とか起こされてそうなったときにね。やっぱり斑鳩町の方、皆さん方に私はそういうことが起こったときにそういう人がふえるということになったら、ちょっと困るなという思いがありますので、完全未納者の方たちにもぜひとももう少しそういうところも理解していただいて納付を促進をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、ここについてちょっと今後の取り組みなりをお聞きしておきたいんですけれども。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 これは今、特に新聞でも暮らしの中で年金問題とか、やっぱり若い20歳か

ら皆年金になりましたから、いずれやっぱりいろいろと議論が出てるのは、将来的に年金がどうあるべきかという問題。また、これは来年度からは国に移管をしてみますから、集金は我々市町村が調べると。大変な問題があると思います。いずれ決まった法律は法律ですけども、やっぱり20歳になったら国民年金ということで、成人式にはそういう資料を配付をしておるわけですけども、やっぱり学生間で相談されると、私らまだ親から授業料なども払ってくれてると。それにまだ年金1万3,300円を払わなあかんということになってまいりますので、そういう点が学生さんには入っていない人があります。

そういうことで払ってなくて、今度は社会人になって、とにかく今こういう就職難でございますし、いろんな関係等を考えますとやっぱりフリーターというのがかなり多いわけですし、完全に職を定めた方々が毎日完全にはないわけですから、そこらを十二分に判断をしながら、やっぱり相手方のことですから町としても窓口で相手のことを聞いてやって、議会紙とか広報とかに、やっぱり年金の関係等につきまして、斑鳩町で周知をすることが大事だと思っておりますし、やっぱり今おっしゃいますように、当然事故が起きた時に障害年金をもらえますから、当然払うこととなります。そこらの点については、やっぱり啓蒙していくことが大事だと思います。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第3款 民生費についての審査を終わります。

次に第4款 衛生費について説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第4款 衛生費につきましてご説明を申し上げます。

主な施策の成果報告書の88ページをごらんいただきたいと思います。

第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、第1目の保健衛生総務費でございます。

予算現額は1億165万8,000円に対しまして、決算額は1億30万5,151円で、執行率は98.6%でございます。職員の人件費と西和衛生試験センター分担金、王寺周辺休日応急診療施設組合分担金、並びに水道事業会計への繰出金が主なものでございます。西和衛生試験センターにおきましては、高分解能質量分析装置を導入をされまして、広域7カ町内で稼働をしております焼却場等におけます高度なダイオキシン類の分析調査もできるということで実施をされているところでございます。

次に、89ページの第2目、感染症予防費でございます。

予算現額2,817万4,000円に対しまして、決算額は2,791万8,334円で、執行率は99%でございます。感染症予防接種は乳幼児から高齢者の疾病予防として、定期

予防接種では三種混合、ポリオ、ジフテリア、風疹、麻疹、日本脳炎について実施をいたしており、平均で86%に当たる方の接種を実施したところでございます。

平成11年度より実施をいたしております高齢者、70歳以上の方のインフルエンザの予防接種では、約3,000人の対象者の方のうち955の方が接種をされたところでございます。その内訳といたしましては、1回の接種を受けられた方が193人、2回接種をされた方が762人で、延べで申しますと1,717の方が接種をされまして、インフルエンザによります肺炎の重症化予防に努めたところでございます。また、病原生大腸菌の対策といたしまして、広報紙への掲載とかチラシの各戸配布などを行いまして、予防対策の徹底を図ってきたところでございます。

次に、第3目、結核予防費でございます。

予算現額313万円に対しまして、決算額は283万1,439円で、執行率は90.4%でございます。結核予防では、結核予防法に基づきまして、BCGの予防接種を乳幼児には234人に、小・中学生には237人に実施をいたしまして、16歳以上の方々には町内の24カ所で944の方が胸部レントゲン検査を受診をされております。その結果、精密検査を要する方が16名おられまして、再受診の結果異常なし、もしくは治癒型と診断をされたところでございます。

また、町内の結核登録患者数は、平成12年度では22人の方がおられました。新規の患者として9名の方の発生もあり、今後も結核に対します正しい知識、理解を深めるための啓発を行いまして、結核予防の強化に努めたいと考えているところでございます。

次に、90、91ページでございます。

第4目、母子衛生費でございますが、予算現額471万7,000円に対しまして、決算額は438万4,581円で、92.9%の執行率でございます。母子保健事業は、異常の早期発見はもとより、精神的な援助も含めまして、乳幼児期からの健診、相談を実施をいたしているところでございます。1歳6ヵ月児健康診査の受診率は90.9%で、要観察児は53名うち、身体面では12名の方、精神面で41名の方であります。特に精神面では、言葉の出方の遅い子供の割合が高く、養育的かかわりが必要とされておられまして、そのフォロー教室として病育教室、心理相談、医療相談の充実を図っており、母親との継続的なかかわりを持っているところでございます。

また、3歳児健康診査におきましては、受診率は81.8%で、要観察児は45名、身体面では7名、精神面では38名と、年々増加傾向にあります。1歳6ヵ月児健康診査、3

歳児健康診査のみの受診者の方に対しましては、母子保健推進委員とともに連携を図りまして、各家庭を訪問し、受診の勧奨を行い、受診率の向上に努めてきたところでございます。

さらに、乳幼児相談、指導につきましては、乳幼児の発達経過を見るだけではなく、育児サークル、子育て教室などを開催し、保護者間の交流を図るなど、生活環境、生活習慣を含めました育児支援に努めてまいりました。

近年、保護者間の交流も希薄になり、育児不安は強いては虐待が起り得る中、新生児の家庭を全戸訪問するなど、あらゆる機会を通じて状況把握や相談を受けるなど、また、地域の民生児童委員、福祉関係者とも連携を図りまして、子育てネットワークを組織をつくって、安心して子育てができる体制づくりを整えているところでございます。

次に、92ページから94ページの第5目、老人保健事業費でございます。

予算現額4,962万6,000円に対しまして、決算額は4,851万1,002円で、97.7%の執行率でございます。老人保健事業についてであります。がん検診では胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん検診で各1名、前立腺がん検診では2名の方にがんが発見され、現在治療中でございます。なお、胃がん検診では141名の方が精密検査を受診をされ、異常なしというのが17名の方、慢性胃炎、胃潰瘍などの疾患の方が108名、その他の疾患の方が16名で、現在治療及び経過を観察中でございます。

また、基本健康診査につきましては、2,353名の方が受診をされまして、その疾病割合は高脂血症で1,063名、45.2%、高血圧では612名、26%、糖尿病では262名、11.1%、その他で382名の16.3%とする、生活習慣病と言われます疾病の占める割合が高くなっているところでございます。このことから、生活習慣を見直すための教室、生活習慣見直し講座や歩こう会、高脂血症教室、糖尿病教室の開催や相談、指導などの充実に努めまして、行動変容を促すために、個々に合った情報や意識の提供を、栄養面、運動面を中心に実施をまいったところでございます。さらに地域に赴きまして、小グループでの個別の相談、指導の充実に努めたところでございます。

次に95ページの第6目、健康づくり推進事業費でございます。

予算現額67万5,000円に対しまして、決算額は47万4,025円で、70.2%の執行率であります。ふれあいを通じまして相互の友愛と心身障害者、高齢者等に対しまして理解を深めてもらうと同時に、健康に対しまして意識の高揚と実践に役立てていただくことを目的といたしまして、住民の方々が主体となった交流会形式で福祉・健康ふれあいまつり

を開催したところでございます。

次に、第7目、狂犬病予防費でございます。

予算現額176万7,000円に対しまして、決算額は68万1,683円で、執行率は38.5%でございます。狂犬病予防法に基づき、登録及び県獣医師会の協力のもと、予防接種を実施をいたしますとともに、犬の正しい飼い方などのマナーづくりに努めたところでございます。また、最近野良猫が増加して来たり、野良猫に対します住民から苦情なども多くなってきているところから、猫の正しい飼い方の啓蒙を行いますとともに、猫の避妊・去勢手術に対します助成制度について、平成13年度の実施に向けて検討も行ったところでございます。なお、狂犬病予防事務が県からの権限委譲に伴いまして、町事業として実施をすることになったことに伴いまして、県獣医師会の協力によりまして、関係書類等について県内市町村を取りまとめ、一括発注をしていただきました。このことによりまして、こういう関係書類等の印刷等の単価が抑えられたことは、執行率が低い要因ともなっているところでございます。

次に、第8目、火葬場費でございます。

予算現額が1,962万4,000円に対しまして、決算額は1,899万3,167円で、96.7%の執行率であります。適切な火葬場の管理運営に努めたところでございます。

次に、96ページの第9目、環境対策費でございます。予算現額127万9,000円に対しまして、決算額は87万5,165円で、執行率は68.4%でございます。騒音や悪臭、雑草等の苦情に対しまして、適切な処理及び不法投棄の防止を目的といたしまして、環境パトロールの出動回数をふやしまして、監視体制の強化を図りますとともに、33名の環境保全監視委員さんによりまして、身近な環境保全活動の取り組みを行っていただき、それらの活動の支援を行い、地域の環境保全に努めたところでございます。

また、昨年を引き続きまして、ごみ問題を考えるをテーマに、自治会別環境問題学習会を39自治会で実施をいたしまして、7月2日に第8回環境フェスティバルや親子水生生物探検教室、親子ごみの行く末探検ツアーを開催いたしまして、環境保全に対しまして住民意識の高揚に努めますとともに、竜田川流域の市町が、水遊びができる川を目標に、排食油の回収や、これら竜田川流域の生活排水対策会議を開催いたしまして、啓蒙・啓発に取り組んでまいりました。

次に、97ページの第10目、保健センター運営費でございます。

予算現額6,423万3,000円に対しまして、決算額は6,304万2,124円で、9

8.1%の執行率であります。保健センターの維持管理に要します経費が主なものとなっております。なお、保健センターの利用状況でございますが、各種検診などで482回の開催、延べで1万5,238名の方、そして予防接種では19回で、延べ1,132人。各種団体などの利用といたしまして81回で、延べで1,099人の利用をされている状況となっております。

次に、11目の在宅歯科診療でございます。

予算現額71万5,000円に対しまして、決算額は50万1,145円で、70%の執行率となっております。在宅の寝たきり老人の方々の健康と福祉の向上を目的といたしまして、本年度は3の方に延べで7回実施をいたしまして、診察内容は主に義歯の調整でございます。

次に、98ページの第12目、訪問看護ステーション事業費でございます。

予算現額は834万1,000円に対しまして、決算額は831万4,872円で、99.6%の執行率でございます。在宅福祉の充実を図るため、介護の必要な老人及び療養者の日常生活、動作能力の維持・回復に努めたところでございます。医療保険からの訪問看護サービスは、患者の病状に応じた適切な看護を提供いたしまして、家庭においてより安定した療養生活が送れるよう、主治医との連携を密にしながら訪問看護を実施いたしているところでございます。医療保険からの訪問看護の利用者数は8名の方で、208回の訪問を実施いたしております。

次に、第4款、衛生費の第2項、清掃費でございます。

予算現額は6億3,380万6,000円に対しまして、決算額は5億8,533万9,511円で、執行率は92.3%でございます。町内から排出されます一般廃棄物の適切な処理に努めますとともに、なお一層の減量化、資源化を目的としたごみ処理有料化につきまして、10月から実施をいたしたところでございます。

それでは、99ページの第1目、清掃総務費でございます。

予算現額が1,839万9,000円に対しまして、決算額は1,806万6,488円で、98.1%の執行率であります。ここは職員に係ります人件費が主なものでございます。

次に、99ページから102ページの第2目、塵芥処理費でございます。

予算現額4億4,440万8,000円に対しまして、決算額は4億2,426万7,895円で、95.4%の執行率でございます。ごみの減量化、資源化を目的といたしまして、4月1日より瓶、缶類及びペットボトルの分別を追加し、分別収集を5分別から7分別に拡

大をいたしますとともに、10月1日よりごみ処理有料化を実施いたしましたところでございます。また、4月1日より5月末日までの間、各自治会の皆様のご協力を得る中で、町内の各集積所におきまして、町長を筆頭にいたしまして、町職員とともに立ち会い指導を354カ所で行ったところでございます。このときに町内各自治会の皆様には大変ご協力をいただいたところでもございます。この中でごみの出し方やごみの分別、資源化の徹底に努めますとともに、並行をいたしまして、各自治会に赴きまして、ごみの出し方等について説明会を開催をいたしまして、ごみの減量化、資源化について啓蒙・啓発を行ってきたところでございます。

また、資源物集団回収団体への助成及び家庭生ごみ処理容器、並びに処理機に対しましての助成も引き続き実施をいたしまして、ごみの減量化対策の一助として取り組んでまいったところでもございます。このことによりまして、平成12年度のごみ収集量は減少をいたしているところではございますが、今後も啓蒙・啓発の取り組みを引き続き行い、減少傾向が保てるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、衛生処理場及び最終処分場におきまして、廃棄物の適正な処理を行うため、各設備の点検及び補修を行う中、機能の充実に努め、良好な管理運営に努めてきたところでございます。なお、衛生処理場周辺の環境整備につきまして、引き続き地元と協議を行いながら実施をいたしているところでございます。

次に、103ページの第3目、し尿処理費でございます。

予算現額1億6,936万2,000円に対しまして、決算額は1億4,136万9,088円で、83.4%の執行率であります。し尿処理施設であります鳩水園の良好な運転を図るため、各種設備の補修、点検を実施をいたしますとともに、し尿の適正処理を行ってきたところでございます。また、合併処理浄化槽設置の普及を図りますとともに、設置者に対しまして補助事業につきましても、昨年度に引き続き実施を行いまして、河川の水質汚濁防止に努めたところでございます。

次に、104ページの第4目、美化推進費でございます。

予算現額163万7,000円に対しまして、決算額は163万6,040円で、99.9%の執行率となっております。生活環境の美化意識の向上を目的に、9月3日、17日に自治会内清掃を実施をいたしますとともに、清流復活大作戦として、大和川を中心として町内を流れます河川の清掃活動を住民の方々にご協力、ご参加を得て実施をしてまいったところでもございます。

以上、簡単ではございますが、第4款、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審査をお願いを申し上げます。

○万里川委員長 説明が終わりましたので第4款 衛生費について質疑をお受けしたいと思いますが、私の方からちょっと確認だけさせていただきたいというふうに思います。

単価の件なんですけど、90ページと92ページの金額の件なんですけど、この単価は円でいいんでしょうか。胃がんとか子宮がんと書いてある金額は円でいいのか。単価が間違ってますか。それと、すみません、90ページの前期乳児健診の金額ですね。上の欄を見たら円なんですけど、259円なのかですね。その辺ちょっと単価漏れしてませんか。その辺が私はちょっと気になるので、確認だけしておきたいんですけど。西田課長。

○西田健康推進課長 単位は千円単位でございます。申しわけございません。表の上になってますが、単位が円になってございますが、各金額欄は単位は千円単位で読みかえをお願いしたいと思います。

○万里川委員長 92ページもそれでよろしいですか。

○西田健康推進課長 はい、92ページもそうです。千円です。すみません。

○万里川委員長 抜けてたんですね。千円単位ということで委員の皆さんよろしくお願いします。

それでは質疑をお受けしたいと思います。松田委員。

○松田委員 95ページの欄なのですが、火葬場と維持管理にかかわってなんですけども、火葬場を建設をするに際していろいろ議会でも議論をしましたのは、簡単な葬儀というんでしょうか、そういったことができるような施設ということで、そういうことの配慮はされているんですけども、設置以来実際それを使っていないように思うんです。ところが慈母園などができて、いろいろ施設収容されている皆さんの中で済まされたり、何かいうときに、葬儀したいということがあったようなんですけども、それは地元の関係でできないということではまだかつて1回も使われていないわけですね。そのことについていろいろ聞きますと、何か地元と関係もあるということで答弁をされるんですけども、あの施設をせっかくつくってあるんですけども、それが地元の関係で利用できないという関係があるようなんですけども、それは地元とどんな約束事になってるのかということについて聞かせてほしい、こう思うんです。これが1点なんです。

2点目の関係は、103ページのし尿の関係があります。し尿の関係ですがくみ取りの関係、とりあえずここにこうしていろいろと書いているんですけども、これは世帯当たり

かあるいは戸数でいってる。どんな経緯をたどっているのか。かなりくみ取りそのものは減少傾向にずっとあるのではないかなというふうに思うんです。ですから、それについてどういう傾向をたどってるのか。そして、供用開始が既に認可で、一体くみ取りの量ということもどうなってるのかというような推移もぼちぼち研究、検討していてもいいんじゃないかというふうにも思うんですけども、現在どんなような推移をたどってるのか、その説明が可能なら説明を受けておきたいと思います。以上です。

○万里川委員長 環境対策課の清水課長。

○清水環境対策課長 まず、し尿関係でございます。くみ取りのことをお聞きされておりますけれども、現在くみ取りにつきましては1,134戸のくみ取りを行っております。それで、あと料金につきましては、若干であります前年、11年度よりも増額しておるというところでございまして、金額的に申しますと、11年度では1,517万450円、12年度では1,411万2,750円となっております。

○万里川委員長 部長から答えていただけますか、中井部長。

○中井住民生活部長 補足をさせていただきます。くみ取りの世帯数が、浄化槽の設置をされる家庭がふえてきておりますので、当然世帯数としては年々減少傾向にございます。そして、それに伴いまして量的な面につきましても年々減少傾向にある状況ではございません。

もう一つ、下水道の事業開始に向けてのそういうくみ取りの量的な考え方を想定をしていかなければならないのではないかとご指摘でございますけど、今現在そこまで推計等を立てておらないような状況でということでご理解をいただきたいと思います。当然、供用開始に向けてのそういうくみ取りの状況がどのように変化をしていくのかと。その他、供用開始をされた後におきましても、どういう形で変動をしていくのかということの予想を立てなければならぬのではないかと考えておりますので、近々にそういうことも取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

それから、火葬場の関係でございますけども、葬儀もできるというような形の中で、地元との関係で今現在実施をされてないということでございますけれども、その約束事はどうなっているのかということのご指摘でございますけれども、地元におきましては建設に際しまして、葬儀はとり行わないということで地元との約束事をさせていただいております。そういうことで、以前にもいろいろできないかということでお話もいただいていたことでもございますけれども、そういうことでお答えとして、地元とのそういうことで約束事が

あるので、今のところちょっとできないということでお答えもさせていただき、地元とそういう形で、もう少し時間をいただきまして、できるかできないかということの交渉もすべきではないかというご指摘もあったとは思いますが、そういうことで時間をいただく中で地元とのお話も、できるできないは別にいたしましても、できるか、できないかということの協議は地元ともお話をさせていただきたいなとは思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 1点目のし尿の関係の供用開始がされてるという関係での視点での議論も今まで何回もしてますし、そういうことへの対応についての報告も、今検討、検討というのは、やってるのかどうかわかりませんが、そういう報告を聞いてるんですけども、それに並行してやっぱりくみ取りの関係が重要だと思うんですね。減少傾向にあるというのは、一般的に、常識的にそれはわかることなんです。しかし、どういう推移をたどっているのかということと、ちょっとはね返ってくる関係でくみ取り式から、我々の地域なんかは、下水道の関係が幾ら進んでいってもというのはおかしいけど、恐らく我々の生存中はあかんのやろなと思ってるんです。そうすると、単独で浄化をするのには、くみ取りはどうするかしないわけです。しかし、そのことに集中する財源の確保ということで都市計画税はずっと納めてるわけです。そして、今後は一体これはどうなってくるのかということ、減少傾向をたどっていく中において料金はあるという関係のものがあるとしたら、一体今後どうなるでしょう。

また、業者の方は業者の方として、やっぱり生存権の問題にかかわってくる問題なんです。だから、非常に私は難しい問題が出てくるというふうに思うんです。だから、そのことについて、やっぱり今から具体的にいろんなデータをとりながら、やっぱり検討を深めていくことが大事な場面に来てるのではないかなというふうに思いますので、これは一概にここで議論する問題ではないと思いますから、十分ご検討いただいておりますので、これを特に指摘をしておきたいと思うんです。

2つ目の問題なんです。どうも今、火葬場はだめだというのは地元との関係でそうなっているというふうに言われるんですけども、火葬場建設をずっと起こしていくと、その過程においてそういうことを聞いたことがないんですね、だめだという。そのことでどうしてもだめだと言うんなら、あんな建物はなぜつくったんでしょう。そういう関係は焦点だったと思うんです。ところが、それをどんどんつくっていったら、その過程において地元

がだめだという関係なら、むしろ建設してもらえる場合というのが、犬、猫などの焼却の関係は何かできるようにしてくれないか、それはだめだというふうに言われたということについては、私は記憶してるんです。ところが人の関係については、やっぱり会葬の施設をつくるときに、地元がだめだからそうできませんと、だめだということになってるなら私はできないあの建物を建てる必要はなかったんだと思う。ところが、あれらの施設はそういうことにして建てて、しかも竣工式でそういう説明もしているわけです。ところが今見ると、そういうことは地元の約束になってる。どこでだれがそんな約束をしたのかということが明らかでないと思うんです。これこそ見てくれの関係は、火葬場としていろいろ設備を整えたようにして、しかも斑鳩のつつましさの中でやってる。

しかし、余りそこで大々的なそういう認めていく関係になってくるとできると。それはやっぱりいろいろと抵抗があるだろう。だから地元はその辺は配慮した上で考えていこうやということになって、あの設備になったと思うんです。ところが、一向に使われてない。立派な施設になってるのにもったいなと、仕方がないと思うんです。ところが今のお答えを聞きますと、約束ができてるんや。だれがどこで一体そんな約束をしたんや、どうなってるんやこれはということを知りたいんです。それらのことを報告を受けたことがないんです、その当時に。事務のいきさつとしてはですよ、むしろ簡単な関係で、あれをどうするということについては、そういうことをやっていくということに期待をされていたと思うんですけども、それができない。では、ほかに何か計画することがあっても位置的な関係があって、ふれあい交流センターと何かこれを使うというようなことをおっしゃって。できないでしょう、実際には。そしたら、それができていけば、あの建物がむだになっても有効に活用していけると思うんですけど、今全くそれが機能していないということになってくると、これこそまさに、設備はつくってるけども、そうした有効な活用とは全然言えないではないのか。そのままずっと推移していつてしまう。

また先ほどのご答弁にありますと、できるかできんかわからんけども時間をかけてと言っている。そんな努力をしてきてないでしょう、今まで。これで果たしていいんでしょうか。そして、ここで言われているのに、火葬だけは、それはできていってるでしょう。そのことについて期待をしている関係のものについては、全然設備がありながら利用ができないという状況について、私はどうも納得ができない。どんな地元との約束をしてあるんですか。いつ、どういう形で、そのことについて説明してくれませんか。

○万里川委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時50分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○萬里川委員長 再開いたします。20時まで延長をさせていただきます。先ほどの休憩中の論議はまた後から続けていただきたいと思います。1点だけ、里川議員の質問に対してのご答弁を受けたいというふうに思いますので、植嶋課長よろしくをお願いします。自動交付機の件でございます。

○植嶋税務課長 自動交付機と窓口の件数でございます。自動交付機の件数でございますが、所得証明関係が114件、納税証明関係が16件、それから評価証明関係が7件、計137件となっております。評価証明関係が2,425件、計7,323件となっており、それから窓口の証明の関係ですが所得証明関係が3,740件、納税証明関係が1,158件あります。合計ですから、所得証明関係が3,854件、納税証明関係が1,174件、評価証明関係が2,432件、合計7,460件となっております。以上でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 それで、私はその数字を聞かせていただいたのは、割合をちょっと見たいなと思ったもので、お手数をかけてすみませんでした。それで、ここに金額が82万800円ということで、証明書の交付ということで上がってるわけなんですね。これはソフトの関係でやっぱりこういう金額になってるのかなと思ってるんですけども、自動交付機で137件発行ということであれば、1件当たり単純に割ったら5,991円という1件当たりの金額になってくるんですけどもね。私のそういう理解の仕方でもいいかどうかだけちょっと教えておいていただけますか。

○萬里川委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 ただいま里川議員のおっしゃるとおり、総額で82万800円ということになります。この場合ですけども、金額的には高いというふうになっておりますが、日曜日とか休日の税証明のサービスということになってるところでございます。

○萬里川委員長 そしたらすみません、続きにいきたいというふうに思っております。先ほどの火葬場の件にかかわりまして、一定の答弁をいただきたいというふうに思います。中井部長。

○中井住民生活部長 火葬場の葬儀が行われるかどうかという話の中で、先ほどもお答え

をさせていただき、私の方でそういう地元との約束事ということでお答えをさせてもらっておったんですけども、文書で明記したような覚書のものもないということでございます。それで、地元と再度お話をさせていただいて、委員もおっしゃるような形で使用が可能かどうかというのを協議を進めていただきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○萬里川委員長 先ほどとちょっと答弁のくい違いがございますけれども、前向きにこれは一人だけでなく多くの思いでございますし、もう一度前向きに検討していただきたいということで、私からもお願いをしておきます。松田委員、つけ加えてご指摘されることがございますらしていただけますか。松田委員。

○松田委員 いろいろ十分とこの経過については皆さんのご理解だと思いますから、そういうのは地元もいろいろあると思いますけども、議会としてもあるいは行政としても、火葬場設置に伴う地元の要望もありますし、これからの関係について多くのお困りになってる関係の皆さん、業者を同じような状態にしろとは言ってるわけではないですから、本当にお困りになってる多くの方からの葬儀の利用について町もそれを認め、こういう状況の1つについてはやっぱり1つでも住民の要望にこたえられるような手だてについて地元も了解してもらえるように精一杯ご努力を願いたい。

さらにこれは、今すぐにはちょっと難しいんやろうとは思うんですけども、やっぱり今日の状態で斑鳩の施設でそうできないんだろうか、町長が調停してくれてもいいと思うんですけどね。今、斑鳩町は犬猫多いでしょう。この関係が決まったときに、やっぱり取り扱いというの併せてお願いできないかと思う。何もこれはいいとはどうかとは思うけどね、本来それが望ましい施設だと思う。これは、どうしてもそれがだめならだめでどこかと契約、例えば三郷の竜の子霊園はしてくれるんですよ。だから、いろんなことがあった場合は、獣医なんかに聞きますと、郡山の方へお世話したとかいうようなことで、このごろ割に犬猫といえども結構な葬式を皆されるそうなんですよね。だから、そういうことでやっぱり今日の社会情勢から見て避けることのできないことですから、ふんの始末をせよとばかり言うんでなしに、亡くなった犬、猫の関係をきちっとできるような関係についてもどうか十分な配慮を尽くしていただきたいと思います。そういうことを特にお願いをしておきたいと思います。以上です。

○萬里川委員長 ほかに。森河委員。

○森河委員 火葬場の作業員さん、あれを私いろいろ多方面からいろんな問題を聞くんで

すけども、大阪ガスか何か炉の付け代えた方の委託なんですか。それとも、町が雇用してる方なんですか。どちらですか、それ。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 これも当初から高砂炉材の炉を設置された業者に委託という方法です。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 そこなんですけど、非常に何か話を聞くところによると、詳しくは聞いてないんですけども、一人の方ですけども、非常に何かこんなものは要らんねんとか、何か不平不満をおっしゃってるというような方向も聞きましたので、それで今町長さんがおっしゃったように、炉を設置された委託であれば会社の責任者にこうだということもやっぱり言うていただくわというようなことも、あるところで話をしましたけど。そういうことがありますので、町が雇用してる人員でなくても、特にそういう業者がおれば、そういうところに十分そういうやっぱり仕事ということであれば不平不満を言わないということで、またご連絡をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 きのも私、火葬場へ行かせていただいて、今度また職員が替わるようがございますけども。私どもは申し上げているのは、皆さん方が気持ちよく、親切ていねいにするをさせていただくということは、かねがね申し上げてます。何件かやっぱりそういうことも聞いたこともございますし、また、そこで働く方々もこんなものは要らんとかい、いろいろなこともありますけども、やっぱり働く中でこの契約書については業者が責任を持ってしていかないと。皆さん方、行かれたら全部町の関係やと思っただけいますから、そこらの問題があります。できるだけやっぱり町の方々が、火葬場についてはなかなか慣れてないですから、そういうことについてはやっぱり親切ていねいに、そこらは対処してくださるよう、お願いをしております。

○萬里川委員長 ほかにございませんか。里川委員。

○里川委員 教えていただきたいと思います。成果報告書88ページの三室休日応急診療所との連携のところ、組合運営経費分担金というのがこの項目では3分の1ぐらいになっているんですけど、これは今までの分とでのどこかほかの項目でとっているのか。ちょっとその辺が私ははっきりわかりにくいので、ここをちょっと教えていただきたいと思っます。

それと、健診していただいているんな受診結果なんかも出てますけど、これに関しまし

での追跡調査というのか、さらに突っ込んで町民の皆さん、悪い検査結果が出た方につきましてもその後どのようなになっているかというような追跡調査のようなこともしていただいているのかな。また、されてないのか。ちょっとここが気になりましたのでお願いいたします。

○万里川委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 私の方から、1点目の診療所の方の関係につきましてお答えをさせていただきます。新築をされまして今の場所に休日診療所が移転をしたわけですが、それに伴います建設費用等は11年で完了しましたので、12年度でその分担金がなくなったということで、11年度から12年度がかなりの減になってるということでご理解をいただきたいと思います。

○万里川委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 各健診の結果の追跡調査ということのご質問でございます。例えば基本健康診査等を実施していただきまして、結果はセンターの方へ回ってまいります。そういう健診結果に基づきましての訪問指導と申しますか、出向いてまでの指導はしてなかったようでございますが、13年度からは個々の相談に応じたような生活週間の指導とか、栄養士とか保健婦の訪問で、できるだけ空いた時間で回るようお願いをしているところでございます。本年度から人間ドッグも利用させていただいておりますけれども、その結果についての指導もしていただくように保健センターの方をお願い申し上げまして、健康の保全に努めていただくということで取り組んでいるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○万里川委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。また、本当に健康について担当課の方で十分気をつけていただきたいと思います。

それともう一点なんです、成果報告書の99ページになりますごみの有料化に関しまして、私は12年度は予算の段階から反対してきた経過があるんですけども、一般質問でいろんなことも出ましたし、当時予算のときにもいろんな議員さんが質問をされたと思うんです。そのときに、当時の住民生活部長も予算委員会の方で、それらの予算委員会の委員さんのいろんな質問、意見に対しましてご答弁をいただいているわけなんです、ここでは実質的に有料化を導入いたします10月から本格的なものを考えておりますでしょうけど、その間に十分周知徹底しということで、我々議員としても地域に入りまして説明し、

町がこれを選択した方法はこういった理由だということで、すべて理解していただけるかどうかわかりませんが、今までの経過をおっしゃっておられますけれども、そういうことに関して努力をしていくと、汗をかいていきますということでこのときに言っていたんです。そのことの結果が、この99ページに書かれてる自治会別環境問題学習会を12年度で39回やっていたということなのかなと。どういうふうな状況かなと。

先ほど立ち会い指導に関しましては、いろいろたくさん的人数で皆さんで取り組んでいただいていたということもおっしゃっていただいていたわけなんですけれども、実質的にごみが有料化になるということの説明を含んだ環境問題学習会の時点で、私は前にも少し触れさせていただいたかとは思いますが、課長以下当時の環境対策課9人で3人ずつが各班に分かれて各自治会への学習会ということで出向いていっているということでやっておったと思うんです。有料化になることを含んだ学習会ですので、私は住民にどう理解していただくのかということにつきましては、町のトップを初め各職員なども出向いていくべきではないかというようなことを、以前1回委員会で言ったことがあると思うんですけれども、その後、こういうふうに予算のときにもご答弁いただきましたけど、この39回を12年度にやっていた学習会につきましても、11年度に行われた3人ずつの3班での取り組みのままであったのかどうかということをちょっと確認をさせていただきたいと思います。非常に住民にとって大切な問題であるのに、課長以下3班に分けました。当時補佐が1人でしたから、管理職でもない係とか係長、当然しっかりしていただいてちゃんと説明もしていただけてますけれども、私から見ましたら非常に住民に対して何か誠意がないというのか、行政としての姿勢に関してはすごく当時も不信感をずっと持っておった問題なものですから、せつかく部長がここで予算のときにこういうご答弁をさせていただいてるんですけど、12年度の環境問題学習会につきましては39回と言っていたいてますけど、どのようにしていただいたのかなということもちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○萬里川委員長 環境対策課の清水課長。

○清水環境対策課長 12年3月議会で、ごみ処理の手数料徴収額等の議決後の取り組みという形なんですけれども、学習会及び説明会をさせていただいております。これにつきましては、平成11年度より継続事業として計99回行っておりまして、それ以後12年度、3月からでございますが、環境問題学習会といたしまして53の自治会へ入らせていた

だいております。その中にも助役も勉強会に参加しておるのが事実でございました。それ以外にはごみ分別説明会を行わせていただいております。それと、住民周知の啓発ということで、環境フェスティバルの開催、また、広報いかるが関連記事を毎月掲載させていただいたとか、それ以外につきましてはごみ減量化への協力依頼ということで、各家庭への回覧板等を回らせていただいた。また、ごみ分別化に伴います自治会長さんへの協力依頼や、自治会長さんをお呼びまして説明会を開催させていただいたというような経緯もございます。

それと、そのほかといたしまして、先ほど部長も説明いたしました、ごみ集積所立ち会い指導ということで、4月から5月にかけて町長・助役以下、役場職員全職員によりまして町内すべての集積所を対象に指導を行ったという経緯もございます。そのほか、記者発表も行わせていただいておりますという現状でございます。以上でございます。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 職員の皆さん方も非常に汗をかいていただいたということは私も理解できますし、私の地域も大きい自治会ですので何回かに分けて、地域に分けて何回か学習会を持っていただきまして、私も参加をさせていただいた経過があるんですけども。そのときも補佐以下3人でお見えになって説明会ということでやっていただいたんです。住民の方は非常に関心が高く、たくさんお見えになって、会館に入り切れないくらいいらしゃったんですけども、そこへそういうメンバーで来られて有料化の話をしたということに関しまして、私は非常に行政側、職員の資質向上であるとか、先ほども職員の研修の中でおっしゃっておられました。行政に対応する能力を高めると。非常にそれはいいことでありますし、そういうことはどんどんやっていただいたらいいと思いますけれども、そのこととこの環境問題学習会の持ち方というのは、私は別の問題であると思っておりますので、住民の皆さん方に直接関係のある、負担をしていただく問題であるにもかかわらず、そういう形での環境問題学習会の持と方であったということに関しましては、私は町に対して、理事者に対してちょっと不信感を強めたということだけ言わせていただいて終わります。

○萬里川美代子委員長 ほかにありませんか。小野議長。

○小野議長 103ページの合併処理浄化槽の設置補助のことでお伺いしたいんですが。内容的には公共下水道の整備状況にあわせながら水質汚濁の防止を進めるために、こういう補助制度というのは設けられたと思うんですが、12年度には21基ということで、公共下水道の整備状況という、どの状況になったら補助ができないのか。どこまでするのか

ということでちょっとお聞きしたいと思います。いつごろから補助をされておって、整備状況。今まだ供用を開始してないので、全地域にわたって補助をしてもらったらどうかと。その点をちょっと聞かせてもらいたい。

○萬里川委員長 環境対策課、清水課長。

○清水環境対策課長 公共下水道につきましては、平成16年度に供用開始がされるということでございますが、認可区域が243ヘクタールございます。1次が60、2次が183、ですから243ヘクタールでございます。その認可区域以外につきましては、合併浄化槽の補助対象ができる区域であると認識しております。

○萬里川委員長 小野議長。

○小野議長 ということは、第1次に60を認可区域として設定された時点では、その場所については合併浄化槽の補助はしてなかったということですか。それと、第2次243、その区域については整備認可区域として決定された時点で補助はしないということ。できないというかしないのか。それで、そのことがもししないんだったら、公共下水道の整備状況と併せてだったら、今の第2次でほとんど住宅地域については網羅していったと思うんです、調整区域を除いてですか。その中で、そしたらこの21基というのは、そういう調整区域のところに与えられた特権なのかなと、そのように私は思うんですが、その点はどうなんですか。

○萬里川委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 一般的に流域下水道並びに公共下水道が完備できて、認可区域が完備できますと、すぐに公共下水道へ流入することができるというところがございます。ただ、斑鳩町につきましては流域関連がややおくれているところから使えないというようなことになっておりまして、現実的には合併浄化槽の設置につきましては、認可区域以外しか使えないと。認可区域内については補助規定から外れるという形であります。

○萬里川美代子委員長 小野議長。

○小野議長 私は、水質汚濁の防止をするために合併浄化槽を設置してもらいたい。そのために補助制度が設けられたんだと、そのように思うんです。そして、公共下水道が整備できた時点、供用開始ができた時点ではそういうことは必要ないと、当然のことです、今の課長がおっしゃったのは。だけど、整備認可区域に認定された時点で、まだ何年か先にしか供用を開始できないんです。その方にとってみたら、何か不公平があると思うんです、補助のことで。私は、そういう意見を今申し上げて、できれば供用開始以前に、供用開始

の16年というのも今やっとわかった段階です、大体16年だと言ってた。そしたら、今までに合併浄化槽で補助を受けてもらいたいというためにやってきたことが、第2次の認可をされたのは元年でもう何年か前でしょう。そのときは、供用開始をするというのは全然わからないんです、いつのことか。全くの未定だったんです。それで、それに補助をしてないということは、何か補助をすることに対する不公平さも僕は感じるから。それだったらまた、補助している目的が水質汚濁ということですので、それは完全にできたんじゃないと私は考えますので、その点だけ申し上げておきます。

○萬里川委員長 ほかにありますか。

ないようですので、第4款 衛生費についての審査を終わります。

次に第5款 農林水産業費について説明を求めます。鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長 それでは第5款、農林水産業費についてご説明を申し上げます。

農林水産業費全体といたしましては、現計予算額2億4,089万4,000円に対しまして、決算額1億7,053万8,522円で、執行率が70.7%でございます。施策の成果につきましてご説明申し上げます。105ページからお願いします。

第1項、農業費、第1目、農業委員会費でございますが、決算額775万2,552円で、執行率90.2%でございます。初めに農業委員会の開催でございますが、農地転用及び農地利用に係る案件の処理の審議を行ったものでございます。

次に、委員及び委員研修の推進でございますが、研修活動等については、岡山県高梁市、同県の有漢町へ視察に伺い、農業委員会活動や農業施策等について、研修を通じて見聞を広めるとともに、県等の主催による研修も受けられ、委員としての資質向上に努められたところでございます。

次に2目、農業総務費でございます。決算額4,156万8,731円で、執行率99.7%でございます。これは主に職員の人件費関係でございます。

次に106ページをお願いいたします。

第3目、農業振興費でございますが、決算額818万7,945円で、執行率98.1%でございます。後継者の減少に伴う農業労働者の高齢化、婦女子化、また、耕作放棄地などによる農地の荒廃等、農業を取り巻く状況はますます厳しくなっており、こうした状況のもと、地域の農業の再編と農村活性化を図っていくことがますます必要となっております。

初めの農業振興の推進でございますけれども、農業振興団体を通じて行っていただいている振興作物の掘り起こしや、農業者とそれから消費者の交流を通じて農業への理解、振

興を目指して、なおかつ地域住民の方々に町内の農業、商工業、観光を認識していただく意味として、これらに携わる方々と地域住民との交流の場としまして、斑鳩町産業フェスティバルを実施し、多くの住民との交流を図ることができ、農作物のPR、商工業についての理解を深めていただいたところでございます。

次に107ページをお願いいたします。

第4目、土地改良事業費でございます。決算額1億78万6,298円で、執行率は59.7%でございます。農業の総合整備事業といたしまして、県単独土地改良事業費として、片ノ池安全施設整備と高安農道の整備を実施いたしました。

次に、県営農業農村整備事業でございます。県営事業いかるがため池の整備に係ります町の負担金ということで執行いたしました。

続きまして、町単独土地改良補助事業でございます。市街化区域内等6件について助成したものでございます。

次に108ページをお願いいたします。

第5目、緊急生産調整推進対策費でございますが、決算額792万9,415円で、執行率91.7%でございます。生産調整実施水田への助成であります。生産調整の定着及び過剰在庫の適正化を図るため、生産者や地域の自主性を尊重し、望ましい営農の実現に重点を置いて生産調整を推進するものでありまして、転作の推進と転作田の現地確認調査に要した事務経費でございます。

次に、2つ目の緊急生産調整推進対策の推進でございますが、農家の方々の理解とご協力によりまして、町の目標面積を達成することができました。次年度以降もさらに厳しい状況になると推測されますが、関係機関とも協力する中で、推進策を検討してまいりたいと考えております。なお、転作実施状況につきましては、目標面積129.37ヘクタール、達成面積129.78ヘクタール、達成率、100.32%でございます。

次に、109ページをお願いいたします。

第6目、米穀流通消費改善対策事業でございますが、決算額15万2,186円で、執行率98.1%でございます。米の事前売り渡し、限度数量の配分及び集荷等に要した経費でございます。なお、集荷状況は記載のとおりでございます。

次に第7目、有害鳥獣駆除対策事業費でございますが、決算額30万円で、執行率100%でございます。農作物の被害を防止するために、地元猟友会に委託した経費で、ドバト等251羽を駆除したものであります。

次に110ページをお願いいたします。

第8目、地域農政推進対策事業費でございますが、決算額104万6,185円で、執行率67.4%でございます。農地の流動化の推進、担い手の育成等を図るための研修の実施、都市住民と農村・農業の触れ合いの機会づくりに努力するためのレクリエーション農園の実施をひき続き行ったものでございます。

次に111ページをお願いいたします。

第2項、林業費、第1目、林業振興費でございますが、決算額281万5,510円で、執行率が96.5%でございます。松くい虫の除去の実施でございますが、従来実施しております伐倒駆除として、被害の状況を把握しながら823本について実施したものでございます。今後とも松くい虫による被害蔓延防止に努めますとともに、県及び関係機関と被害状況を調査しながら、適切な防除を実施してまいりたいと考えております。

以上で第5款、農業水産業費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○万里川委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について質疑をお受けいたします。森河委員。

○森河委員 108ページ転作田団地化の促進ということで、これにこの団地化の助成というのはどこに建つての団地化ということなんですが。農業団地ですか、どういう団地というのをちょっと教えてほしいんですけど。

○万里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 この転作田の団地化の関係でございますけども、これは地域の方々で3反以上の農地を生産調整をして実施された方に対しまして補助を行っておるものでございます。

○万里川委員長 ほかにございませんか。ないようですので、これをもって第5款 農林水産業費についての審査を終わります。

次に第6款 商工費について説明を求めます。鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長 それでは第6款 商工費についてご説明申し上げます。

112ページをお願いいたします。

商工費全体といたしましては、予算現額9,835万5,000円に対しまして決算額9,418万7,505円でございます。執行率95.7%でございます。

112ページ第1項、商工費、第1目、商工総務費でございますが、予算額2,860万

5,992円で、執行率が99.5%でございます。これは主に人件費等で、商工事務の推進に要した経費でございます。

次に第2目、商工振興費でございますが、決算額1,508万2,925円で、執行率96.3%でございます。バブル崩壊後の長引く消費不況の中、地域経済の活性化のため、地域振興事業及び経済改善普及事業を中心に、金融、税務、労力の相談・指導、経営講習会、研修会の開催等、商工会及び商業協同組合の活動に対しまして補助を行ったものでございます。また、町商工業者の経営の安定を図るため、債務保証料の助成も行ったものでございます。さらには、動員力のある民間主導の各種イベントとしまして、ハイキングやウォーキングイベントを誘致する中で、当町の物産品の紹介、提供する機会を設けるなど、町内産業のPRにも努めてまいりました。

次に113ページをお願いいたします。

第3目、観光費でございますが、決算額739万8,772円で、執行率が80.7%でございます。主に観光協会への助成でございます。恒例の桜祭り、紅葉祭りなど、各種事業の開催経費として執行されておりますが、桜祭能の有料公演や観桜用の栈橋席の有料貸与など、その自主財源の確保と節減にも努力されているところでございます。

また、広域的にも当町の観光情報をPRするために歴史街道推進協議会や奈良県観光連盟等と特別事業にも参加するなど、多方面に情報発信に努めてきたところでございます。

第4目、観光会館費であります。決算額58万3,328円で、執行率93.1%でございます。主に観光会館の維持管理経費でございます。従来は観光客の休憩拠点として利用していただくことが多かったわけでございますが、現在では観光目的の利用は少なく、その多くは地域住民の交流の場としての利用が大変多い状況でございます。今後も引き続き多くの皆様が利用できる拠点として、施設の名称の変更も視野に入れながら今後の運営を検討してまいりたいと考えております。

次に第5目、消費者対策費でございます。決算額38万5,188円で、執行率95.5%でございます。相談日は月3回で、平成12年度の相談件数は42件の相談がございました。相談内容は年々多様化しておりまして、相談員の知識の向上を図るため、研修会等に参加し、その対応に努めてきたところでございます。

次に第6目、歴史街道ネットワーク事業費でございますが、決算額913万7,943円で、執行率98.5%でございます。斑鳩町の伝統的秋祭りを中心としたイベントを住民参加により企画実施し、10月14日土曜日に斑鳩の里ふるさと秋祭りを開催したものであ

ります。当町を源流とする能楽「金剛流」による、太子ロマン斑鳩の里観月祭を9月22日に開催し、町民のふるさと意識と交流を高め、伝統文化の継承と発信に寄与したものでございます。

次に7目、法隆寺iセンター管理費でございますが、決算額1,767万7,192円で、執行率が94.1%でございます。運営管理につきましては斑鳩町観光協会に委託し、適切な維持管理運営に努力しているところでございます。今後も引き続き斑鳩町の観光拠点の施設として、観光情報の充実を図ってまいりたいと考えております。来館者並びに利用状況につきましては記載のとおりでございます。

次に第8目、緊急地域雇用特別対策事業費でございます。地域コミュニティバス運行事業についてでございますが、平成12年度から町内を巡回することにより、住民の方々の日常生活上の利便性を高めるとともに、公共施設への利用促進を図るための身近な交通機関として、コミュニティバスの運行をエヌシーバス株式会社に委託しまして、その委託料1,050万円を支払ったほか、初年度はコミュニティバス運行の試行期間としまして、より利便性の高い運行を目指すため、住民の方々の声も反映する中で、無作為抽出のアンケートも行いまして、それらの経費を合わせまして1,061万9,165円を執行いたしました。

また、文化財関係といたしまして、藤ノ木古墳調査写真デジタル情報化事業と遺物保存・整理事業を実施いたしまして、30万円の予算に対しまして執行30万円、100%の執行をしております。藤ノ木古墳調査写真デジタル化事業につきましては、第1次と第3次調査において記録された写真150点について、デジタル化を実施することにより恒久的に保存することができました。一方、遺物保存・整理事業につきましては、上宮遺跡出土遺物のうち接合・実測・復元作業を進め、50件について接合や復元作業を実施して、将来の資料館における展示資料とすることができました。

そして、住民生活部の方で行われました2級のホームヘルパー養成・研修事業でございます。2級のホームヘルパー養成・研修事業を開催し、30名の新たな資格取得者の創出を行うとともに、雇用就業の機会づくりにされたところでございます。

以上で第6款、商工費についてのご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○萬里川委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費についての質疑をお受けいたします。松田委員。

○松田委員 115ページで、iセンターの関係で、主要な施設の成果表の関係のところを見ますと、観光情報の誘導を図るために、法隆寺iセンターの観光拠点としての機能を充実し、観光・地域情報を積極的に発信した。こういうふうにかかれてはいるんですけども、私は実はそういう認識に立ってないんです。iセンターの1階の情報施設設備を見ますと、7基ほどあるんですけど、そのうちで機能してたのは、私が承知してる6カ所ぐらいにしかなかったということなんですけど、これは13年度になってから故障というか、機能しなくなったのではなくて、12年度の早い機会ではなかったのかなというふうに思うんですけど、いつごろから機能しなくなってるんでしょうか。まず初めにそのことを聞かせてください。

○萬里川美代子委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 iセンターにおけます映像機器の関係でございます。このiセンターにつきましては、平成8年9月から開館をさせていただいております。その後、修理等につきましては8年10月ごろから出てまいってきておるものでございます。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 もう少し説明をしてほしいんですけど。それからそのままにしてあるのか、あるいは修繕してるということなのかどうなんですか。維持管理に努めてる、機能管理に努めてるということなんですか。

○萬里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 大変申しわけございません。今現在おっしゃっていただいておりますように、機器につきましては補修をしておるところでございます。これにつきましては業者、そして県の担当課も交えましていろいろ協議をさせていただきました。その中で今現在2台はこのあす14日にでき上がってまいります。これですべての修理が完了いたします。その後、今月の25日に県と町、業者ともに立ち会いまして、その性能検査をするという運びになってございます。これらの原因等につきましても3者、県、業者、そして町と協議を行います中で、ひとつの当初の設計時点での検討不足というふうなこともあります中で、業者側で対応をしていただくというふうになったところでもございます。以上でございます。

○萬里川委員長 町長。

○小城町長 松田委員のご指摘は、恐らく12年の5、6月ぐらいにああいう映像を見られない、紙を調整してるということを担当の者が張って、その後監査委員からご指摘を受

けまして、そういうことだと。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 もっとも、12年度の決算での関係のiセンターの管理としては、故障したままで放置をしたというのは言いすぎかわかりませんが、機能しなかったということが現実だと思いますから、これは非常に観光拠点として機能を充実したとは言えなかったというのが率直な意見ではないかと私は思うんです。やっぱり適切な、先ほどの火葬場ではありませんけど、適切な施設の管理維持をやっぱり積極的に機能が充実をするように常に努めていくということではなかったらいかんと思うんです。このことにつきましても、私が5月19日に出したときに、いつまでこのままで放置をしているのかということをしてきても、担当のところに連絡がいつていると。県にも言うてるんやけどもなかなかまだできないんだというふうなことでした。

ですから、5月21日の総務委員会でこのことを指摘をしたんです。情報提供のシステムとしての機能が出ない。ことし11月には聖徳太子の何とかという行事もえらい力を入れてやろうとしているのに、せっかく建てたこのiセンターの関係がこういうことでは困るではないかというふうに申し上げて、先ほどお答えをいただいたように善処していただいているようですけどね。それはそれでいいんですけども。ただ、私はやっぱりこういう関係についてここに書いていますように外人であったり県外からもおこしになってという、1つのこれは歴史街道の関係のところでも書いてますけれども、ルートのちょっと代表的施設ですよ。そういう認識に立ったらもう少し、やっぱり管理などについて気を配って、適切にやってほしいというふうに思います。特にこれは5月7日に申し上げたんで、すぐに対処しなさいと言われても、そう簡単に言うものもちがう、かなり金がかかるらしいぞということは私は申し上げたんですけど、やっぱり結構要るようになるんですね。しかも、これは多くの情報設備の関係、こういう機器の補修とか修繕とかいろいろあるんでしょうけども、これは実質的には県が行う性格のものなのか、あるいは町が管理委託は受けてるんですけども、そういうことも含めて町がやることになってるのか。今後の管理方法としてはどうなるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 今ご指摘のように明確にはなっておらない。その中で今、松田議員ご指摘のように修理代が非常にかかってくる。ただ、やっぱり私どもとしては、この間県に、松田委員がご指摘の件について県に申し上げたのは、やっぱりこういう新しいメディアの機械

を入れられたら、そういう悪くなったときには大変な修理が要ると。維持管理、開館そのものについては町へ移管するというので、管理費については人件費から全部うちらがもってるということで、それについてもいささかなるものがあると思いますけども、やっぱり修理代等々についてはアフターサービス等々は県でやらなかったら、末端の町分でそれをするという事になったら、今後全部それをしていかなければならないということでございますので、そういうことを今後県と十二分に協議しながら、この関係等については県の方でやっていただくようなことだと思っておりますけども、私どもとしては県とそこらを詰めて、維持管理の関係、あるいは悪くなった場合の修理の関係等について明確にしていきたいと思います。

○万里川委員長 松田委員。

○松田委員 そうだと思うんです。確か今日までずっと調整したままであったというのは、どこが主体になって修繕するのかどうかという関係が、なかなか明確でなかったということだと思うんです。だから、今の町長が言われるように、そうした関係については県なら県に。それなら県に早速連絡して、県から積極的に対応をしてもらおう。こういうふうな対応をとってもらわないと、町が何かいつまでも対処していながら放置してたように言われるのは心外だろうと思っておりますから、ぜひともその面については明確にして、積極的な対応が速やかにやっぱり行われるような体制確立は、県と町と明確にしておいてもらいたいということで要望しておきたいと思っておりますので。

○万里川委員長 森河委員。

○森河委員 ちょっと教えてほしいんですけども、116ページの。聞き損なったのかな、内容の区分の中で遺物保存・整理事業20万、これは何か当時私は30万と聞いてんけど、20万でよろしいですな、これ。200万か、これでいいのかな。桁が間違うて仕方ない。

それと、それからもう一つ私は横文字に弱いんですけども、史跡藤ノ木古墳調査ポジフィルムデジタル情報化事業ということが書いてあるのやけど、どんな事業をやったのかな、どんな事業ですの。これは事業をやってもどんな事業をするんか。これをもうやってんな。ちょっとそれを教えといてくれ。

○万里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 私の課の事業でございます。1つは今部長がおっしゃいましたように、遺物保存・整備事業200万でございます。これにつきましては、平成3年より上宮遺跡をはじめ町内遺跡に対する発掘調査をいたしました。当町が調査主体となり、調

査機関となり実施するようになったことから、かなりの遺物が収蔵したということで、その整理における実測や、復元の工程を業者に委託したということの、その委託事業が200万かかっているということでのご理解をお願いしたいと思います。

もう一つ、1点目の町内遺物、遺跡出土、遺物保存整備業務委託でございます。それと、藤ノ木古墳史跡調査ポジフィルムデジタル情報化事業100万、この分につきましては、藤ノ木古墳の発掘分については昭和60年の第1調査から昭和63年の第3次調査に至るまで、その貴重な調査について測量か写真の保存が今までされてきました。これについて写真の原盤を保存したいということで、調査後14年から15年たっております。この原盤が劣化しつつあるので、その保存について・・・を作成するほか、最新のデータを情報化の中でCDにより永久保存したいということで業者に委託させていただいたということですのでよろしくをお願いします。

○萬里川委員長 森河委員。

○森河委員 CDはわかった。ポジフィルムデジタル情報化事業、デジタル事業というのは、今も課長から説明したように意味がわからんねん。このポジという意味がわからんねん。ポジと、それから情報化事業。事業は委託してやってくれてるわけやな、これはわかってる。ポジデジタル、これを教えて。どんな意味か。

○萬里川委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 写真の原盤という意味でございますので、それを保存したいということでございます。

○森河委員 ありがとうございます。

○萬里川委員長 ほかにございますか。西谷委員。

○西谷委員 114ページの歴史街道ネットワーク事業の斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催の件なんです、この500万円の内訳を先にちょっと言って資料を提供してもらったんですが、この中で実際にまず、ふるさと秋祭りそのものが本当に計画されてたように成果を上げたのかどうかということと、それと私ところの予算の中でもちょっと気になってましたのは、政教分離に反しないかということの中で、そういうことはありませんということでおっしゃったんですが、収支決算書を見ると太鼓台等維持保存助成金という形で書いてます。太鼓台というのはあくまでも神事に使うそういうものを行政として保存の助成金という形で出すことについて、政教分離に抵触しないのかということと、この内訳、実際にそしたら保存の助成金というのはどういう形で106万を支払えたのかということと、

43万2,705円のはっぴ購入代317着というのがあるんですが、これはどういう趣旨で出されたものか。例えば、ふるさと秋祭りのためにわざわざこのはっぴをつくって、それを当日に来られた方にはっぴを渡されて、その後このはっぴはどのような形で処理されているのかということと、それとあと大きな金額で275万ということになってると思うんですが、この委託料の221万9,000円ですか、これの飛鳥時代行列管理業務委託料とか、この委託料についての詳しい説明と、各委託料の明細がわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

○萬里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 まず1点目の秋祭りの実施の成果ということでございますけども、これにつきましてはコミュニティの醸成の場が図られたというふうに理解もしておりますし、一定の成果はあったものというふうに思っております。

それと、保存の助成金、太鼓台の維持保存助成金ということで106万円の支出をさせていただいております。これにつきましては各地域から会場の方に持ってきていただくということに対しましての助成金というふうな形で出させていただいております。ですから、当日は法隆寺が5台、そして龍田が3台、合計8台でございます。1台当たり12万円という形で助成をさせていただいたところでございます。

それと、当日自治会で所有しておられますみこし等がございます。これにつきましても参加していただきましたので、それに対します助成といたしまして1台当たり2万円の5地区分10万円の支出をしております。両方合計いたしますと106万円ということになるわけでございます。

次にはっぴの購入についてでございますけども、これは当日、幼稚園・保育所の手作りみこしの参加をいただきましたので、その際の園児に着ていただくはっぴとして購入をさせていただいております。これの保存につきましては、各園にて保存をさせていただいております。それと委託料の関係でございます。飛鳥時代行列の管理業務委託につきましては29万5,050円。そして、記録ビデオ政策業務委託料として12万750円。大道芸講演業務委託料といたしまして15万円。当日の会場設営から撤去業務の委託料といたしまして90万3,000円。当日の会場の放送設備等の業務委託といたしまして14万9,100円。会場周辺の警備業務の委託といたしまして13万2,250円。それと、巡行等の関係で交通規制看板を製作いたしましたので、その委託料といたしまして47万400円。以上でございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、課長の方から詳細にわたって説明をいただきました。私は、課長はコミュニティの行政には効果があったということをおっしゃっておりますが、ことしこのふるさと秋祭りをされる予定なんです、私の聞くとところによると去年は法隆寺を龍田3ということでおっしゃってましたが、法隆寺地区は出ない。龍田についても北部が出ないという形で、実際には去年が8地区で出てきたものがちょっとしか出ないというような話を聞いたんですが、これは事実なんですか。

○萬里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 おっしゃっていただいておりますように、法隆寺地区につきましては非常に残念でございますけども不参加ということになりました。龍田地区につきましては3台出いただくことになってございます。

○萬里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私は、このふるさと秋祭りそのものが、もともとはその地域地域で、龍田地区については龍田地区、法隆寺地区については斑鳩地区ですか、という形でやられた分を一堂に集めるということについてという形。結局は、一番近いはずの法隆寺地区が不参加という中で果たしてこのやってる事業そのものが本当にいいのかどうかというのは、私はことしのこの12年度決算ではありますが、延長してことしの要求を見ると、果たして去年のやったことが今回であるような、本当に成果が上がったかどうか、私は非常に疑問に思います。そこで、こういうことの中では、私はこういう事業というのは本来地元でやられてる分については、私は地元でそれでいいんやないか。わざわざ行政がいろいろと中へ入ってするということについては、私は非常にやっぱり疑問があると思うんですが、今のことしの法隆寺地区から5つすべて出ないというこういう状況を踏まえて、このふるさと秋祭りについてどのように今行政として考えておられるのかお尋ねします。

○萬里川委員長 小城町長。

○小城町長 私は法隆寺地区、あるいは龍田地区かどうかというよりは、やっぱり地域的な問題等よりも、1つのふるさとという斑鳩を愛するというか、将来私はやっぱり幼稚園児、それから保育園児がこの斑鳩の町を守っていただけると私は思ってます。そういうことに対するやっぱり醸成をしていくことが大事でありますし、法隆寺の太鼓台が出ないからどうかという部分、私は法隆寺近辺はやっぱり太鼓台がありますから、そしてあの駐車場でやることにおいて皆さんが集まってこられる。そこにやっぱり1つのコミュニティが

生まれてくるのではないか。ただ、やっぱり西谷議員のように、そういうことで思われた。何も行政が加わるなという風な意味ではなく、私はやっぱり法隆寺という世界遺産の環境のある、世界遺産がありますから、8月25日のコンサートをしてもらゆる方々が集まっていたら、今ああいうイベントがよかったと思います、それをやってみて。斑鳩というところにそういう1つのものがあるということを考えていかないと、私はやっぱりこの次代を担う幼稚園児、保育園児が自分らで手づくりのみこしをつくっていく。あるいはそういうことによって大いに皆さん方が参加をいただく。そこでやっぱりお母さん方とお父さん方が触れ合う。そういうことがこういう大きな場所でできるので、私は法隆寺の前にありますから、うまく考えればいい。龍田地域の方々はそういうことで、我々としては遠方であるけれども、やっぱり協力をしていこうということでした。この関係等についてはいろんなご意見があると思いますが、私はやっぱりこの町制50年に斑鳩小学校でさせていただいた。そのときについては皆さん方が町おこをしていくことが大事であると、これが1つの今、町子連がやってるように、夏祭りの関係についてもここで、中央公民館であれば50周年が終わってから4回続けてやらせていただきました。龍田地区の太鼓台が出たり、それはやっぱりこういう機運がだんだんと盛り上がっていくことが、皆さん方が将来斑鳩のことを思っていたらいい。我々が託せるのは今、幼稚園児、あるいは保育園児が将来斑鳩のことをどう考えていただくのか。そういうことも考えて、やっぱりこういうことを後世に残していただくということが大事であると思います。

○万里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私は、確かに子供たちがみこしをつくったり、そういうことについては、将来を担う子供たちには、私は郷土を愛する気持ちはもっと別な方法があるんじゃないかなと思う。こういうみこしというような地域に根ざした文化というのは、それまでに培ってきたやっぱり慣習なり、そういうものを背景にしてこういうみこしというのは私らは成り立つんじゃないか。わざわざ龍田神社を中心にしたみこしが、わざわざ法隆寺まで来るんやて、龍田は龍田、法隆寺は法隆寺、そういう昔からのみこしをかいて、神事として営々と続いってきた。それをそのままやっぱりそのままの形で、ある意味では逆に観光客の人からも見てもらう。それが、私は本当の姿を見てもらうことがいいんじゃないかな。逆にそれを無理やり集めて、そして確かに人が、子供さんのみこしもあるだろうから人は来られるでしょうけども、それはある意味では運動会で人が集まってたくさん来たという状態の部分であって、みこしと法隆寺、あるいは斑鳩の里と、それとその地域に根づいてる今までの培わ

れてきた伝統というものとは、私はちょっと異質なような気がするんです。

だから、私はこういうものについてはそのままの姿で、その地域の方々が自分たちの力でそういうことを遠々につないでいってもらおう。それで、子供たちとかそういう地域を超えて斑鳩全体で例えばそういうコミュニケーションを図ってもらおうというんだったら、それは町民体育大会なりいろんなやっぱりそういう場所が私はあるのではないかなど。こういうところへ確かに50周年のときに小学校の校庭に集められて、それは50周年という1つのイベントとしてそれはよかったと思うんですが、これがずっとそういう形できて、果たしてそれが斑鳩町の今までの地域性やあるいは伝統文化を継承していくことになるのだろうかと思ったときに、私はちょっと疑問があるように思います。特に法隆寺地区の、もう要らんとすることでみこしが出ないということになったときに、やっぱり去年実際にやられたことが、果たしてそれでよかったんかなというのは、逆に私自身は思いましたので、あえてこういうのをさせてもらいました。

今回、実際にそういう少ない中で、半ば予算がされると思うんですが、私は余り町が思っておられるほど、住民主導とは。住民も参加して、企画して実践しということによって成果としては書いておられますけども、私はやっぱりそうはなっていないような気がいたします。これは私の意見ということで。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 今の秋祭りの問題につきましても、私自身法隆寺地域なものですから、いろんな声を聞いてきた中で、そういう地元の神事に関して行政に協力するということというのはまた別の問題であると。自分たちは自分たちの神事としてやっていることだから、これまでどおりやらせてほしいということで、今回はお断りになったというふうなことは私も聞いてるところなんですけれど、地元の皆さん方がおっしゃることはもったもだなど思いながら聞いておりましたので、ことしにつきましても、12年度は私もやり方についてちょっと意見は持っておったわけなんですけれども、ことしはやり方というのか、今後こういうものをやろうということになりましたら、もう少し職員なんかからも意見を聞いていただいて、職員なんかをもっと企画・立案するような形で、どういうことをやったらそういう住民、集まってきて秋祭りという雰囲気のできるんちがうかとか、そういうことをいろいろもうちょっと練ってもらって、こういうものを出してきていただきたいなというのが私の思いなんですけど、このことについては思いだけを言わせていただいております。

成果報告書の112ページにあります商業の振興のところ、商工会の補助金というと

ころを12年度を見させていただきましたら、加盟数が14減っているんです。このことにつきましては、今の時代ですので、減った分につきましては私はちょっと心配しているところなんです、この減った状況についてお聞かせをしていただきたいと思います。

それと、116ページにあります緊急地域雇用特別対策事業の中のホームヘルパー養成研修事業をやっていただきました30人の方につきまして、町の方の登録ヘルパーへのご登録などは、この受けていただいた方々にしていただいたのかどうなのかということもあります。若い人が受けてるという状況もあるのかなということもあって、内容について、ちょっと受けていただいた住民についてお聞きしておきたいと思います。

○萬里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 商工会の加盟数の関係でございます。これにつきましては、解散とかあるいは廃業、こうした形でされたのが14件と聞いております。そして、町外以降への移転につきましては2件。そして、亡くなられたというのが1件ということになってございます。ですから、定数につきましても死亡につきましても、入れかわり等があったというふうな中での数字だと理解します。

○萬里川委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 ホームヘルパー養成研修後に町の方へ登録されてるかということですが、平成12年度については30名の方が養成研修を受けられまして、それぞれ各事業所の方へは行っておられますが、町の方で登録ヘルパーとして5名登録をさせていただいてるという状況ですのでよろしくをお願いします。

○萬里川委員長 里川委員。

○里川委員 商工会の加盟数が14マイナスということで課長のご答弁で、廃業、解散14ということで、あと転居、死亡で3ふえてるわけなんですけれども、とうことは17減って3入ってきたという考えなのか、それとも廃業、解散の14のうちに転居や死亡も混ざってますよというふうにとらえていいのかどちらなのでしょう。

○萬里川委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 申しわけございません。ちょっと後で確認いたしまして、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○萬里川委員長 今の里川さんの質問を受けて、そういう答弁を変えてもらったら困ります。3件の部分に関しては入れかえがあったというふうに聞いたわけですからね。そんなあやふやな答弁は、これから二度としないいただきたいと思うんです。今後ともよろし

くお願いしたい。西谷委員。

○西谷委員 さっき言うた中でちょっと僕が聞き漏らした分があるんで。政教分離については、これは抵触しないということでもいいですか。

○萬里川委員長 鎌田部長。

○鎌田都市建設部長 みこしの関係は、当然政教分離にはみこしは具合が悪いんです。太鼓台は、それには該当がないというふうに理解させてもらってます。

○西谷委員 神さんが乗ったらあかんけど、太鼓台は神さんが乗ってないから。

○萬里川委員長 松田委員。

○松田委員 それは曖昧な話で申しわけないんですけど、微妙やと思うんです、私は。というのは、あそこの関係は、太鼓台は復活した青年団の関係なんです。そして、龍田青年団に太鼓台、龍田北部青年団に太鼓台、こういうことになってるんです。よくわかりませんが、この間の協力してもらったときに、あれは西里になるのか、あるいはもっと先になるのかどこのか知りませんが、太鼓台いいますと天満宮という関係が出てます。その天満宮という関係になっていることは、宮さんに属してるものだと思うんです。そうすると、神さんが入ってないということはよくないと思うんです。だから、そういう関係が成り立つので、同じ太鼓台であってもこれは微妙だというふうに思うんです。だから、龍田の方の関係は神社と関係ないです、太鼓台は全く。秋祭りのときの日に合わせて出て、そして今までのような神社をずっと参ってることでして。ただ、法隆寺の関係の1つの古い立派なのがあります。あれは立派に奉ってるんですけども、天満宮として担っているから、これは神社と一緒にのものになっているのと違うか。そして、あれに神さんが乗られてお龍さんの方へこいでお出ましになるというのが、僕は伝統だと思うんです。宗教的な関係、神社の関係。そういった形もそういうふうに言えるのかどうかは、ちょっとどうなのか。しかも、ここに書いてるように、維持・保存というふうな名称を使うと、なおさらそういうことになると思うんです。僕は参加費だと思うんです、これは。だから、参加補助費という関係になったら、気楽に考えるならそういうことにしないと、やっぱり問題があるのどちがうかなというような感じがするんです。

それから、町もこれを考えたら、出ていくことも結構なんですけど、僕はほかにもおっしゃってもらったように、確かに天満宮などの太鼓台は立派だと思うし、それに古いんでしょうね、あれは。むしろこういうときに出てもいいんかもわかりませんが、ある期間どこか公民館なら公民館の入口だとか、あるいは法隆寺 i センターちょっと大きすぎて

置けんかもしれんけれど、そういうところに置いて、観光客に見てもらて、そして斑鳩では秋のこういう時期に秋祭りとしてこれが各地から集めて祭りをしますとか何とかという関係のPRをする。使うんなら、あれはもう一つの方法だというふうに思うんです。ところが、みんなはもしかして、それでは太鼓台はどこにあるかわからんというような状態にしていると。そういう工夫をするというふうなことを、みんなに見てもらえるようにというふうなことを考えたらいいんとかうかなというふうに思ったりもしていますので、ここは確かに西谷さんが懸念されてるようなことが問題になってからではいけませんので十分検討して、そして対応については後でのごたごたにならんようにだけしておいてほしいなと思います。

○万里川委員長 暫時休憩いたします。

(午後5時55分 休憩)

(午後6時00分 再開)

○万里川委員長 再開いたします。休憩中にある意味で理解があったと思いますが、このほかに何かございませんか。

ないようですので、これをもって第6款 商工費についての審査を終わります。

再開いたします。次に第7款、土木費について説明を求めます。

鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長。 それでは第7款、土木費についての説明をさせていただきます。

117ページからでございますのでお開き願います。

土木費全体といたしましては、予算額18億3,249万円で、執行率78%でございます。なお、道路橋梁費で7,114万7,861円、都市計画費で4,015万円、及び住宅費で2億6,519万1,000円を次年度の方へ繰り越しさせてもらっております。こ000きまして執行率は98.5%となっております。

まず第1項、土木管理費、第1目、土木総務費でございますが、決算額9,934万6,438円で、執行率が98.6%でございます。主に人件費関係でございますが、そのほかにつきましては使用料及び賃借料で、土木工事費に係る設計及び積算を迅速かつ適正化を図るためのパソコン活用の経費と、役場庁舎の環境コーナーに設置しております住宅情報の経費でございます。また、職員の専門的知識や技術機能の能力向上を図るために研修会への参加、並びに図書購入費でもございます。

次に第2目、土地利用規制等対策費でございますが、決算額5万6,620円でございます。執行率といたしましては、89.8%となっております。これは、国土利用計画法に基づきます土地取り引き状況及び土地利用状況の調査等に要する事務経費でございます。

次に118ページをお願いいたします。

第2項、道路橋りょう費、第1目道路維持費でございます。決算額3,735万1,517円で、執行率96.2%でございます。工事請負費といたしまして、道路維持管理補修と、それに、特に舗装路面が悪いところは路線的に補修を行い、また、定期的に巡回を行いまして、路側溝の補修等に努めている一方、路肩の草刈り等を行いまして、道路交通の安全確保に努めているところでございます。

また、未登記道路敷地の整理につきましては12路線、17筆の所有権移転を行いまして、今後とも引き続き道路の適正管理に努めるために努力したいと考えております。

次に、119ページから121ページにかけてでございますが、第2目、道路新設改良費でございます。

決算額4億7,546万1,412円で、執行率84.8%でございます。昨年同様、本年度におきましても国の臨時経済対策事業の弾力運用が講じられましたことによりまして、有利な財政処理を活用するため、道路改良工事の補正をお願いしまして、うち7,114万7,861円を繰り越しいたしました。執行内容については、昨年度から道路5カ年計画路線として継続路線及び新規路線を合わせて13路線、及び主要幹線道路であります6メートル計画道路の計画整備も併せて進めているために、一部路線の着手及び測量調査に取り組んだところでございます。なお、13路線の今年度で完成した路線が3路線でございます。内訳としましては、用地面積2,755.82平米、改良工事延長1,631.7メートル、舗装工事5,823平米でございます。

次に、121ページでございます。

第3目、橋りょう維持費でございますが、決算額120万7,500円で、執行率が88.7%でございます。町道303号線、富雄川にかかります橋梁の欄干補修を行ったものでございます。

続きまして122ページでございます。

第3項、河川費、第1目、河川総務費でございますが、決算額306万7,573円で、執行率89.0%でございます。地元において実施していただきました河川清掃に伴います土砂処理を行ったものが主なものでございます。

次に第2目、河川改良費でございますが、決算額1,044万5,400円で、執行率94.9%でございます。内水排除として水路改修工事を行い、環境整備に努めたところでありますが、今後におきましても引き続き内水排除の水路整備等を行ってまいりたいと考えております。

次に、123ページをお願いいたします。

第3目、治水対策費でございます。決算額3,892万1,712円で、執行率99.5%でございます。大和川への洪水負担を軽減するための流域貯留浸透事業といたしまして、本年度から取りかかっている瓦塚池は、3カ年度の初年度として実行したものであります。引き続き次年度においても整備を進めてまいりたいと考えております。

次に124ページ、第4項、都市計画費でございます。

第1目の都市計画総務費では、決算額4億2,480万3,581円で、執行率92.1%となっております。法隆寺線整備事業で、3,515万円を次年度に繰り越しさせていただいております。人件費を除いた主な執行につきましては、都市計画道路、JR法隆寺駅周辺整備の推進。また、町の都市計画に関する事務事業の遂行経費でございます。

まず、町内の幹線道路となります都市計画道路の整備に対する取り組みでございますが、国の直轄事業となっております郡山斑鳩王寺線、いかるがパークウェイについてでございますが、小吉田地区モデル区間におきまして、引き続き用地買収に取り組んでいただき、昨年末までに買収予定面積の97%が買収されたところであります。また、並行して具体的な路線設計に向けて、地元小吉田地区代表者との協議、立会の調整や埋蔵文化財の発掘調査も実施いただいたところでございます。また、三室地区におきましても、買い取り請求に対応していただき、一部用地買収されております。町といたしましても事業が進展するように、地元調整等に積極的に努めているところでございます。

また、まちづくりとみちづくりについて、住民と行政が一緒に考える機会とするために、斑鳩フォーラム2000を開催し、道路の必要性や道路のあり方について理解を深めていただくとともに、住民参加によりまちづくり活動の機運を高めることに寄与することができたものと考えておりまして、今後もこういった住民参加の事業を取り入れながら住民のご理解を賜り、いかるがパークウェイ推進と早期の全線供用に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備でございます。平成10年度から5カ年の計画で、国道25号から町道401号線まで、約550メートルの区間の整備を進めておりますが、

本年度におきましては引き続き事業用地の確保に努め、年度末におきまして買収予定面積の50%の買収を終わるわけです。また、工事関係では小吉田地区で約100メートル、龍田南地区で約55メートルについて道路表面を除く本体工事を施工をいたしました。さらに平成13年度に農住組合による服部地区土地区画整理事業実施のめどが立ったことから、当該整理地区区域内の法隆寺線130メートルにつきましても、歩調を併せて整備していく必要もあり、当該区画整理事業との連携を図りつつ、事業の一層の推進に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に県事業として取り組んでいただいております法隆寺門前線整備事業についてであります。門前線は一部を除いて完成しているところでありますが、1カ所の残物件については任意の交渉ができない状況となったことから、県収用委員会に対して収用裁決申請、及び明け渡し裁決の申し出がなされたところであります。13年度には収用委員会において審理がなされ、結果が出るものと考えております。

次にJR法隆寺駅周辺地区整備であります。今日まで新家地区土地区画整理事業の立ち上げについて、地元地権者の方々と調整をしてまいりましたが、社会経済情勢への不安から、ここ数年事業の進捗が見られない状況でございます。本事業は駅前広場整備事業、新家土地区画整理事業、都市計画道路安堵王寺線、またバリアフリー化を含む駅舎、改築などの事業が複雑に関連しておりまして、町といたしましても引き続き新家土地区画整理事業が進展するよう、地元の方々にご理解を求めつつ、関連事業の整備手法や優先順位等も精査する中で、JR法隆寺駅周辺整備の進捗が図れますように努力してまいりたいと考えております。

次に125ページ、第2目の公共下水道費でございます。2億7,095万円につきましては、特別会計への繰出金でございますので、詳細につきましては特別会計の方で説明させていただきます。

第3目、都市下水路費は、決算額250万9,446円で、執行率92.6%となっております。その主な内容は、都市下水路5路線について浚渫工事を行い、都市下水路の維持管理に努め、また、浸水対策のための内水排除分析業務に伴います詳細設計業務委託を発注したところでございます。

次に126ページ、第4目の公園費でございますが、決算額3,448万2,040円で、執行率は92.7%でございます。平成8年から5カ年計画で取り組んでおります大和川第一緑地神南地区公園整備事業の最終年度となり、本年度については約1,580平米の整備

を行いまして、5カ年の公園整備事業計画区域のすべてについて工事が完了したところがございます。地域住民の方の憩いの場として、また、大和川河川敷の緑地環境の保全に寄与するものと考えているところがございます。本年度の整備概要といたしましては、進入路となりますスロープ整備、階段、護岸整備、それからトリム設備、銘板及び案内板を設置いたしました。

次に公園の維持管理といたしましては、上宮遺跡公園を初めとする公園・広場施設の維持補修を行いますとともに、自治会で管理していただいている公園等の維持・補修に係る費用に対しまして助成したものでございます。

次に第5目、都市計画審議会費でございますが、決算額84万1,900円で、執行率70.8%となっております。執行いたしましたのは、すべて委員の報酬でございます、本年度は奈良県風致地区条例の見直し、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しについての報告、並びに市街化区域、市街化調整区域の区域区分の見直しに伴う高度地区の変更に係る諮問を行っております。

次に127ページ、第6目、開発指導調整費でございますが、決算額は51万9,773円で、執行率は95.3%となっております。都市計画法と関係諸法令及び町開発指導要綱に基づきまして、より良好なまちづくりの推進に努めたところでございます。

次に128ページをお願いいたします。

第7目の景観保全対策事業費であります。決算額2,330万9,767円で、執行率80.4%となっております。歴史的地区環境整備街路事業に係る地中下計画の設計業務委託料といたしまして、500万円を翌年度へ繰り越しさせていただいております。

まず、歴史的地区環境整備街路事業であります。法隆寺周辺の歴史的町並みの保全を図るため、西里地区において道路整備を中心とした事業の計画についての基本的な設計を進めながら、地元西里自治会への説明会を開催いたします中で、本事業へのご理解を得られましたことから、引き続き事業実施に向けての設計の取りまとめを行いながら、平成13年度から事業に着手するところとなったところでございます。

次に、緑化推進事業費の関係でございますが、休耕田等を利用いたしましたコスモスの栽培を、本年度も岡本地区ほか4地区の方々に協力をいただきまして実施いたしました。その面積は約1万5,700平米となっております。また、小学校への入学及び秋の産業フェスティバルの際、苗木の配付を行い、緑化推進の意識高揚に努めたところでございます。

続きまして129ページをお願いいたします。

第5項、住宅費、第1目、住宅管理費であります。決算額352万2,098円で、執行率91.0%でございます。快適な住環境を確保するための維持費及び老朽化に伴う建物の解体費用でございます。

次に第2目、住宅整備費でございます。決算額294万円でございます。執行率1.0%であります。住宅の建てかえ整備の計画を進める中で、国の補正予算によりまして補正をお願いいたしました。旧水道第二浄水場跡地の用地の買い上げ費用、及び施設解体費用2億6,519万1,000円を繰り越しいたしました。また、整備に向けて取り組むため、国の補助制度を受けて公営住宅ストック総合計画の策定に要した経費でございます。

以上で第7款、土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○萬里川委員長 説明が終わりました。

委員の皆様にお諮りいたします。質疑はたくさんあるでしょうか。うなずいてますのであるということで、あすにしっかりと質問をしていただくために、きょうはここで終わっておきたいというふうに思います。

それでは、あす9時から定刻にお集まりいただきまして、慎重審議をお願いいたします。きょうは決算特別委員会は終わります。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後6時20分 散会)